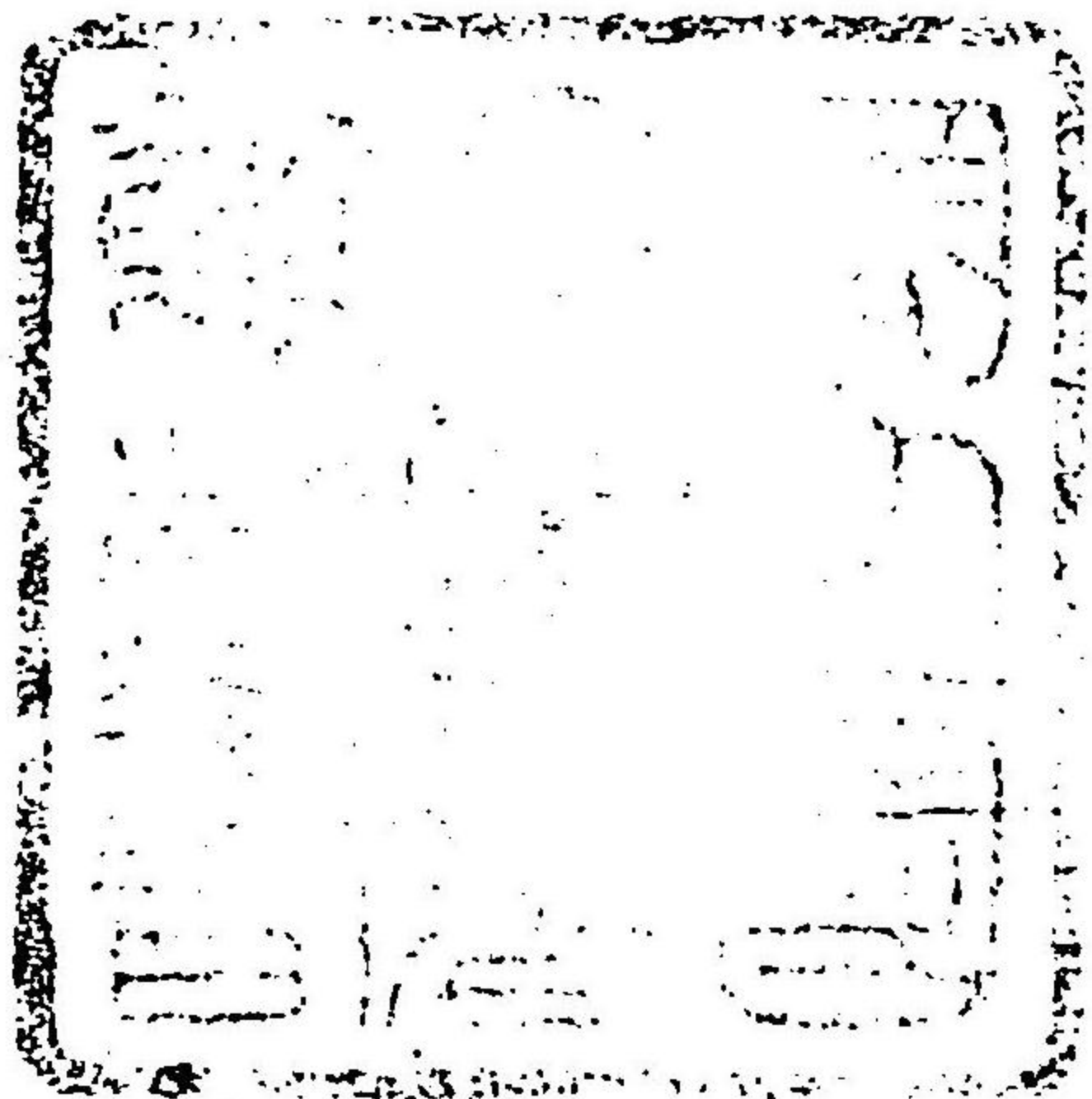


大藏院議員 勝 正 憲 著 商學全集 第三十一卷

企業と租税

千倉書房版



序

『企業と租税』と云ふ題名が有つ意味は必ずしも一では無いであらう。學究的な立場から租税の企業に及ぼす影響を検討して、租税制度の進展と企業經營の改善に資することも重要にして且つ興味ある一題目ではある。けれども著者が本書に企てたのはさう云ふ學究的な方面でなく寧ろ現在の税制に即して企業經營の爲めに忠實なる税務顧問たり、又は企業家の爲めに重寶なる租税のハンドブックたらしめることであつた。

税制が愈々複雑となり、租税の負擔今日の如くなる時代に在ては、租税を忘れて企業を經營することは許されない。然るにも拘らず實際に於ては租税は兎角敬遠せられ閑却せられ勝ちである。『かく／＼の事業を始めたが、どんな租税がどう課かるであらうか』と云ふ質問は往々耳にする所である。本書はこの間に答へて、あら

ゆる企業に對し、最も懇切に、周到に指示したつもりである。唯、終始『企業の爲めに……』租税を説く的用意を以てしたので、内容の繁簡は一に企業との關係の疎密に從つた。

企業經營上租税を度外視することが出来ないと同時に、租税制度上亦企業は最も大切な『お得意先』である。然らばこの大切な『お得意先』の爲めの租税を語ることも無意義では無いであらう。

仍ほ行文はなるべく文飾を避けて簡明を尙んだ。唯、書肆の督促急なるものあり上梓の期を早めたために推敲甚だ到らざるものあるを憾とする。他日の補正を期し度い。

昭和五年六月

著者

企業と租税 目次

緒論

第一章 現行租税制度の概要……………一
第二章 企業と租税との關係……………一〇

第一編 所得税

第一章 總説……………一七
 第一節 所得税の種類……………一七
 第二節 税法施行地……………一九
第二章 法人の所得税……………二二
 第一節 納税義務者……………二二
 第二節 事業年度……………二三
 第三節 總益金、繰損金……………二三
 第四節 資本金及積立金……………二五

第五節 普通所得……………五九

第六節 超過所得……………六〇

第七節 不課税所得……………六二

第八節 第二種所得税控除……………六三

第九節 申告、申請、調査、決定……………六四

第十節 清算所得……………六六

第十一節 同族會社……………六七

第三章 個人の所得税……………六八

第一節 總說……………六九

第二節 企業所得……………七〇

第三節 調査決定の手續……………七三

第四節 税率、納期、納税地……………七六

第五節 減損更正……………七八

第四章 救濟規定……………八〇

第一節 審査……………八二

第二節 訴訟願……………八四

第三節 行政訴訟……………八七

第五章 特殊企業と所得税……………八八

第一節 信託……………九〇

第二節 保險會社……………九二

第三節 貯蓄銀行、無盡會社……………九三

第四節 外國會社、外國人……………九四

第五節 重要物產製造業……………九六

第六節 製鐵業……………九七

第六章 第二種所得税……………九九

第二編 營業收益税……………一〇〇

第一章 法人營業收益税……………一〇二

納税義務者——營業純益——地租及資本利子税控除——申告、決定手續——納税手續

第二章 個人營業收益税……………一〇三

納稅義務者——營業純益——課稅最低限——地租控除——申告、調査、決定——稅率、納期、納稅地——減損更訂

第二章 共通事項……………一四

救濟規定——非課稅營業——免稅營業

第四章 鑛業稅……………一四

鑛業稅——鑛區稅——砂鑛區稅

第五章 取引所稅……………一五〇

取引所營業稅——取引稅

第三編 收益稅一班……………一五三

第一章 地租……………一五三

土地——地租——稅率、納稅義務者、納期——納稅手續

第二章 資本利子稅……………一六〇

甲種資本利子稅——乙種資本利子稅

第四編 交通稅一班……………一六五

第一章 登錄稅……………一六五

施行區域——稅率——納付手續

第二章 印紙稅……………一六九

稅率——非課稅證書、帳簿——納稅手續

第五編 消費稅及關稅……………一七〇

消費稅——關稅——噸稅

第六編 地方稅一班

第一章 獨立稅……………一七三

特別地稅——家屋稅——營業稅——雜種稅——戶數割

第二章 附加稅……………一七七

所得稅附加稅——地租附加稅——營業收益附加稅——取引所營業稅附加稅——鑛業稅附加稅——附加稅を許さざる國稅——府縣稅の附加稅——特別都市計畫稅——其他の公共團體

附錄

所得税法……………二二三

所得税法ノ施行ニ關スル法律……………二三九

所得税法施行規則……………二四〇

營業收益税法……………二五三

營業收益税法施行規則……………二五八

目次——終——

企業と租税

緒論

第一章 現行租税制度の概要

爰に「企業と租税」を説かむとするに當りて先づ現行租税制度の全般に涉り一瞥を加へんとす。
 わが國現行租税制度を一覽すれば左の如し。

國稅	府縣稅	市町村稅
所得稅	所得稅附加稅	戸數割
地租	地租附加稅	地租附加稅
特別地稅	特別地稅附加稅	特別地稅附加稅
家屋稅	家屋稅附加稅	家屋稅附加稅

緒論 第一章 現行租税制度の概要

する源税と云ふも亦之を年々滾々として盡きざるものに求めざるべからず。古代の如く人頭に課し、門窓に課するが如きは、唯賦課の標準を之に求むるに止まり税源は素より人頭に非ず亦門窓にも非ず。或は之を國民の財産に求めむか、所謂「寶の山も座して喰へば遂に空し」かるべし。ひとり歳々年々繰り返さるゝものは國民の所得に外ならず、然らば國民の所得は最も端的に國民租税の負擔能力に擔税力と云ふを表はすものにして、従つて所得額を課税標準とする所得税が最も税制の理想に近きものならざるべからず。之れひとりわが國のみならず世界の文明各國が所得税を租税制度の根幹と爲す所以也。(註一)

然るに所得は亦之を仔細に稽ふるときは、その間自ら擔税力の異なるものあり、その一は所得の量に應ずる相違にして他の一は所得の質による差異なりとす。即ち等しく所得と云ふも小額所得者の所得額に對する擔税力の割合は、大所得者の夫れに比し小なりと云ふ也。例之、一ヶ年千圓の所得者に假りに年額十圓の擔税力ありとせば、一萬圓の所得者の擔税力はその十倍の百圓に止らずして二百圓三百圓の餘裕あるべく、十萬圓の所得者は更に累進すべしと云ふが如し。更に又所得の質に依る相違とは、同額の所得に於ても資産より生ずるものと勤勞より生ずるものとは、後者に比し前者擔税力強しと云ふ也。

然るにわが國現行所得税法に於ては、所得金額の累増するに従ひ遞次に超過累進税率を適用することとして所得の量に應ずる擔税力を考慮せるも、單に所得金額の多寡に依り税率を區分するに止り所得の質に應ずる擔税力に相應する能はず、爰を以て別に各種の収益税を設けて以て資産所得重課の目的を達し、所得税法の足

らざるを補ふこととせり、かくの如き租税を補完税と云ふ。(註二)

即ち土地に對しては地租、家屋に對しては家屋税(註三)その他の動的資本に對しては資本利子税(註四)又營業資本に對しては營業收益税を課す。仍ほ營業資本中、礦業に對しては礦業税、取引所に對しては取引所營業税なる特殊課税を爲して營業收益税を課せず。

以上の補完税中、企業に直接關係するものは營業收益税也。然れども其他の資産にして營業資本に包含する場合からず、この意味に於て収益税は皆企業に何等かの關聯を有すと謂ふことを得べし。

(註一) 主要各國に於ける所得税の地位。

國名	租税總額	所得税額	同上割合
英國	六八三、三五五 千磅	二九五、四〇〇 千磅	四三%
米國	三、二六〇、七八五 千弗	二、〇九〇、〇〇〇 千弗	六四
獨逸	七、七五〇、〇〇〇 千馬	二、六二〇、〇〇〇 千馬	三四
佛國	三八、三三三、八九四 千法	一一、三九三、七三七 千法	三〇
伊國	一六、二二一、五二〇 千利	四、二〇六、〇〇〇 千利	二六
日本	九〇一、四七六 千圓	二一一、三七六 千圓	二三

(各國共一九二八年を中心とする會計年度分豫算に據る。年度に依り増減あるを免れずと雖、特に税法の改正なき限りその割合はしかく消長無き等也。仍ほ單に所得税として掲記したるも各國税制同じからざるを以て本表示す處のパーセンテージが必ずしも正確に各國の比を表はすものとは爲し難し、唯、その大勢を窺ふのみ)

(註二) 一般所得税(各人の所得額を綜合して課税するもの)に對し、之が補完税として提案せらるゝものに三あり、

その一は特別所得税にして即ち一般所得税の外、所得の種類に依り税率を區別したる特別所得税を設け以て資産所得重課の目的を達せんとするものにして、その二は現行制度の如き収益税制を採らむとするもの、その三は財産税を設け財産の額に應じて課税し自ら資産所得重課の目的を達せんとするもの也。

三案各一長一短あり、然れども尠くともわが國從來の沿革上収益税制に據り來れるを以て負擔の急激なる變革を避くる意味に於ても現行制度を採るに到りたるものとす。

(註三) 家屋税に限り、地方税(府縣稅)とし、國稅に之を缺く。蓋しこれら税制の體系は大體に於て大正十五年の税制整理に於て略々完全に整へられたるものなるも、當時既に家屋税は府縣稅として存し、之を遽に國稅とするは地方財源を失はしむることなるが故に、國稅地方税を通じて租税體系を定め、補完税中家屋税のみは地方税に残したるもの也。

(註四) 所謂動的資本としては貸金(營業貸金は營業資本中に入る)預金、公債、社債、株式の投資を數ふるを得べし。(營業資本亦此に包含すと雖、之は營業収益税を課するを以て資本利子税に付ては問題外とす。)

資本利子税はこれらの動的資本中、株式に對する投資を除き他の資本利子(所得)に課す。株式配當金亦之を課税すべきものなるも、之はその配當の源泉たる法人の収益に對し、源泉的に營業収益税を課し、その配當に更に収益税を課することを姑く見合せたるものとす。

以上、一般所得税及補完税たる収益税を併課することに依りて一應各人の擔税力に相應するの課税を爲し、租税負擔の公正の目的を達し得べしと爲すべきが如きも、之を租税技術の方面より稽ふるときはこれらのみを以てしては仍ほ完全なりとは謂ひ難きものあり、何となれば由來収益又は所得と云ふが如きは之を完全に調査捕捉することの困難なるものにして自然遁脱を生ずることを免れず、之が爲めには収益、所得と云ふが如き正面のみよりせず、或は之が流通交易の側面より、或は更に之が消費の裏面より相俟つて課税することに依て結局正確なる擔税力に相應するに近からしむるの要あり、交通税、消費税を以て所謂第二次の補完税たらしむる所以也。(註一)

局正確なる擔税力に相應するに近からしむるの要あり、交通税、消費税を以て所謂第二次の補完税たらしむる所以也。(註一)

交通税として擧ぐべき主なるものは、登録税、印紙税とす。登録税は不動産その他の登記、各種の資格の登録等に對して課するもの、印紙税は財産權の得喪變更に關する證書帳簿に對する課税にして、何れも企業と相關することを尠からず。相続税は家督相続又は遺産相続に際し被相続人より相続人に移轉すべき財産を課税價格とするものにして之は企業に直接關する所無し。その他兌換銀行券發行税は日本銀行の兌換券發行差益に相當するものを國庫に收むるものにして、こと日本銀行のみに係る。噸税は開港場に入港する船舶の入港税とも見るべきものにして海運業者又は船舶業者に關係あり。狩獵免許税は一種の直接消費税とも見らるべきものにして之は個人の狩獵なる娛樂(又は職業)に課するものなるを以て企業とは相關せざる也。

消費税はその何れもが國民の消費に對して課税するものなるを以て企業収益には何等の關係は無し。唯これらの消費税の課税物件たる酒類、麥酒、酒精、酒精含有飲料、清涼飲料、織物、砂糖、骨牌の如きを製造又は販賣する者に在りては夫々の課税關係の知識は極めて重要なるのみならず、これらの消費税は製造者又は引取者が納付すべきものなるを以て或は之を消費者に轉嫁するまで代納せざるべからざる場合も生ずべくその企業經營上至大の關係を有す。

課税に到りては所謂舶來品は悉く何等かの關係あり、勿論その直接相關するは直輸入業者、貿易業者等なり

と雖、一般營業者も亦一應の關心を無用なりとせず。

(註一) 交通税、消費税を採用する目的は素より單なる所得税の補完のみに非ず、國家の必要とする財源を充分充し得るが爲めにも各種の租税を必要とし、又負擔の苦痛を分散せしむるが爲めにも税種の多きを可とす。其他租税の本質又は目的に就ては仍ほ謂ふべきものありと雖、爰には之を省略す。

地方税は、府縣内或は市町村内に住所居所を有し或は一定期間以上滞在し、然らざる者にして府縣内、市町村内に財産を有し、營業又は行爲を爲す者に對して賦課するものにして、その課税權は府縣又は市町村なる自治團體に屬するが故に地方によりて自ら税種及び税率に差異あるを免れず。素より一般法を以て或はその最高額を制限し或はその税種を限定し、更に主務官廳の認可を受けしむる等大體に於ては全國著しき差異なきものなるも、地方の貧富の差、産業の消長その他特殊の事情、情況に依り甲地の負擔と乙地の負擔とは必ずしも同じからず、財政窮乏の地方は然らざる地方に比し各税共に負擔重きを免れざるは亦止むを得ざる也。

地方税は、之を課税權の所在よりして府縣税と市町村税とに分つを得べく、又税質より見て附加税と獨立税とに區分することを得。その府縣税と云ひ市町村税と云ふのは要するにその租税が如何なる自治團體の需要を充すやの區別に過ぎず、之を納税者たる國民より觀察すればその負擔には毫も軒輊なき也。

附加税は府縣税に在りては國税中の或る税目に附加し、市町村税に在りては國税及府縣獨立税中の或るものに附加す。附加税に就ては地方税制限に關する法律を以てその課率を制限せるも、地方財政の急に應ずるが爲めには認可を得て制限外に賦課することを得せしむるを以て、今日實際に於ては附加税額は却て本税の額を凌

ぐもの尠からず、(註一)附加税の負擔亦決して輕からざるものあり。

獨立税としては先づ國税所得税の補完税として存する家屋税あり、又國税地租の免稅點以下なる土地に對して特別地税を課し、國税營業收益税の免稅點以下なる營業(及び課税外なる營業)に對して營業税を課す。

その他雜種税として船、車、電柱の如き物件、狩獵、漁業の如き行爲、遊藝師匠、相撲、俳優、の如き職業等々課税客體の種類約五十を數ふ。その大半は國税に逸せられたる小資本、小収益を目的とするものなるも例之、船、車、等の如き企業資産の一部を構成するもの及び不動産取得の如き企業行爲に屬するものを包含するを以て企業に對しても亦若干の關係を有す。

市町村税の獨立税の大宗は戸數割也。戸數割は一戸を單位とする人税にして企業とは直接の關係を有せざるが如きも、戸數割の賦課標準は各人の所得額を主とするものなるを以て特別の所得税とも云ふべく、從つて企業所得も亦これに包含すべきこと云ふまでも無し。

税目	府縣税	市税	町村税
所得税附加税	、三六一圓	、一三九圓	、〇八〇圓
地租附加税			
宅地租	、五一二	、四二四	、三〇三
其他	、一二四九	、九九七	、七一〇
營業收益税附加税	、六二〇	、八四五	、六四一

第二章 企業と租税との關係

過去に於て、企業の重要な死命を制するものは、原料、勞銀等の如き直接生産費なりとせられ、租税の如き唯經營費の一部分たるに過ぎずとせられたりき。

然るに近時、國家財政の膨脹、社會經濟の進展と相俟つて税制愈々複雑となり、従つて租税の負擔亦輕からざることとなり、企業利潤決定上租税は亦重要な地位を占むるに到れり。

企業に對し如何に幾多の租税が直接間接に關係を有するやは、前章之を略述せる所の如し、今假りにその最も密接なる關係を有する所得税及營業收益税のみに就て之を考察するも、法人企業の場合に在りては、純益金額百圓に對し、(註一)

第一種所得税額	約 六、五〇
同上附加税額	
府 縣 税	一、三三四
市(町村)税	、七一
營業收益税額	三、六〇

同上附加税額	
府 縣 税	一、二二三
市(町村)税	一、二六七
税額合計	一八、〇五

實に一八%強の負擔となり、之に少くとも印紙税等の若干負擔を免れず、その他地方雜種税の負擔等を加算するときは、租税負擔額は恐らく二〇%又は夫れ以上に達すべく、即ち現今に於ては租税を度外視して企業經營の設計を樹つるは甚だ無謀なることに屬すと云はざるべからざる也。

更に之を個人經營とせんか、前例示せる處の所得税額が所得額に對し六%五なるは所得額一萬四千圓位の程度にして已に所得額一萬五千圓なるときは總額は六%八弱となり、五萬圓なるときは一一%七強、十萬圓なるときは一五%、百萬圓に到ては二三%に累進す。(最高税率を適用する四百萬圓の處に於ては二八%二に達するも、如此最高所得者はわが國に於て二三人に過ぎず。)即ち少しく大規模なる經營ならばその負擔は決して法人經營に譲らざるものあり。

要之、普通の企業に在りては先づその企業利潤の二〇%を租税として考慮するの要ありと謂ふべく、若し之を度外視せむか、かの僅々五%に過ぎざる法定積立金の如き何等の補填ともならざるべし。

叙上の如く、租税は企業經營上の重要地位を占むると共に、租税も亦企業に負ふ所甚だ鮮少なからざるものあり。

企業と租税

り。

先づ、所得税決定の内譯に依りて國民の全所得中に於ける企業所得の割合を見れば左の如し。

所得種類別	所得金額	百分比
(昭和三年度決定額)		
企業所得		
第一種(法人)の所得	一、〇八七 百萬元	二五
第三種(個人)の所得		
商 業	五六七	
工 業	八六	
鑛業、牧養業、採取業	二一	
〔企業所得小計〕	一、七六一	四三
資産所得		
田畑其他土地	二七一	
宅地、貸家	三五九	
山林	二八	

貸金、預金	五六	
株式配當金	二九九	
第二種所得	六一五	
〔資産所得小計〕	一、六二八	三九

勤勞其他所得		
賞與、諸給與	五五八	
庶 業	一一六	
勞 力	三	
其 他	六六	
〔勤勞所得小計〕	七四三	一八
合 計	四、一三二	一〇〇

第二種所得中、第一種所得税より控除したる額を除きたるものを個人所得として計上す。(第二種所得六二四萬圓 第一種控除所得九百萬圓差引六一五萬圓)

以上は大體所得種類別表に據りたるを以て正確に企業所得、資産所得の意味に區別し難きものあり、(例之、企業所得中に組入れたる牧養業及採取業中には牧畜業、水産業その他所謂原始産業に屬するものを包含し、一方資産所得中に組入れたる田畑所得中自作地に對する所得は農業として之を前記諸業と同一に列すべきものを

包含するが如し)然れども大數に於て之を窺ふことを得べく、即ち國民の全所得中、企業所得はその四三%を占め、之に對する所得税額を推定すれば實に全所得税額の四八%に達す。(註二)

而も企業に對する課税は單に所得税に止らずして、營業收益税は悉く企業を對象とするのみならず、幾多の交通税も亦企業機構中の行爲又は物件に課するもの尠からず、更に消費税の目的物も亦企業の産物に外ならず地方税亦之に準ずる以上、租税に對する企業の地位亦甚だ重要なりと謂はざるべからず。

かくて企業と租税とは頗る密接なる關係ありて、企業を經營せむとする者はその目論見書に租税の一項を逸する能はず、租税制度を論ずる者は企業を最も重要な對象と爲さざるべからざるを知る。

唯本書は租税制度を論ぜんとするに非ずして、企業の爲めに租税を説かむとするに在り。即ち以下企業目論見書に加へらるべき租税の一項に關し語る所あらむとす。

(註一) 第一種所得税の税率は、普通所得に對して5%、超過所得に對して4%乃至20%の課税を爲すを以て法人の利益率の如何に依り税額割合は同じからざるを以て之を推定すること難きも、今最近に於ける全國各會社の總所得額及之に對する税額を見るに、

年度	所得額	税額	%
大正十四	一、一六八、二三八千圓	八七、六八五千圓	七、五
昭和元	一、一二八、六三九	七一、九四九	六、四
同 二	一、〇八三、五二四	六三、七六四	五、九

同 三 一、〇八七、九〇三 六四、九一八 六、〇
計(平均) 四、四六八、三〇四 二八八、三一六 六、五

即ち平均六%五を示せり、普通所得のみとするも仍ほ5%の課税は最低率なるを以て少くとも總課税率は六七%に上るべきは想像せらるゝ所也。本書に於ては假りに之を六%五として説明せり。

本書示せる地方税附加税は左の課率(昭和四年度豫算)に依り算出せり。

所得税附加税

府縣稅 本稅一圓當 三六一厘

市稅 同 一、三九

町村稅 同 〇、八〇 } 平均、一一〇

營業收益税附加税

府縣稅 本稅一圓當 六二〇

市稅 同 八四五

町村稅 同 六四一 } 平均、七四三

(註二) 企業所得に對する推定所得税額左の如し。(昭和三年度決定額)

第一種所得稅額

六五百萬圓

第三種所得額六七四百萬圓に對し平均税率約5%を乘じ、

推定稅額

三四百萬圓

計

(イ) 九九百萬圓

所得稅額總額

(ロ) 二〇七百萬圓

(ロ)に對する(イ)の割合 四八%

第一編 所得稅

第一章 總 說

第一節 所得稅の種類

所得稅は之を三種に分つ。第一種所得稅、第二種所得稅、第三種所得稅、即ち之なり。(稅法第三條)

第一種所得稅は法人の全所得に對して課稅し、第三種所得稅は個人の所得中第二種に屬せざるものに對して課稅す。而して第二種所得稅はその所得を得るものが法人たると個人たるとを問はずして其の受領する凡ての(一)公債の利子 (二)社債の利子 (三)銀行預金の利子 (四)貸付信託の利益(註一) (五)日本内地の法人より海外に支拂ふ配當又は賞與(註二)の五種目に對して源泉課稅の方法に依り課稅す。(註三)

叙上の如く第三種所得は第二種所得に屬せざる個人の所得を綜合することとなるに拘らず、第一種所得は法人の全所得に課稅し、その所得中に第二種に屬するものあるも之を除外せず、此點恰も第一種所得中の第二

種所得は重複課税となるの感あるも、之は後段述ぶるが如く第一種算出税額中より、第二種所得税納付額を控除したる残額を徴収することとせるを以て納税額に於ては重複せざる事となる。即ち第二種所得は、個人に於ては所得より除算し、法人に在りては税額より控除することとなる。

何故に法人の所得(第一種)及個人の所得(第三種)の外、第二種の如き變態的存在を認むるやと云ふにこれ全く課税技術上止むを得ざるの結果に出づるに外ならず、蓋し公債或は社債は多く無記名にして利子支拂は單に利札を以て引換ふるに止まり、利子取得者の何人なりやは調査すること困難にして、假りに之を調査せんとするも偽名等に依り容易に遁脱し得べく、又銀行預金は無記名には非ざるも口數非常に多く且種々なる事情ありて之亦各人毎の利子取得額の調査は極めて困難(貸付信託の利益は所得税負擔上銀行預金と同一に扱ふが爲め)なるを以て以上公債、社債、銀行預金、貸付信託の利子は何れも第三種所得に綜合課税せんとするときは甚しく遁脱を生ずる虞あるが故に、これら利子、利益支拂の源泉に於て課税する方法に出でたる也。尤も法人に在ては損益計算比較的確實なるを以て、納税義務者の申告に依つて調査するも必ずしも困難なりとはなさざるも、既に個人に對して源泉課税を爲す以上、源泉に於て更に取得者の法人なりや個人なりやを區分して課税の取扱を異にすること亦困難なるを以て、第二種所得税は取得者の何人たるを問はず源泉課税と爲し、その課税の結果第三種に付ては所得額に之を算入せず、又第一種に付ては税額より既納の第二種所得税額を控除し以て重複を避くることとしたるもの也。

(註一) 貸付信託とは、信託會社の引受けたる金錢信託にして信託財産の運用方法を預入又は貸付のみに限定したるものを謂ふ。即ち所謂信託預金にしてその運用方法に付き特別の約定あるものを謂ふ也。(税法第三條ノ三)

(註二) 日本内地の法人より支拂ふ利益、利息の配當、剰餘金の分配及利益、剰餘金の處分たる賞與等が、日本内地の法人又は個人に支拂はるるときは、之を受くる法人又は個人の第一種又は第三種所得に算入課税さるるも、これらの配當、賞與が海外(所得税法施行地外たる朝鮮、臺灣、樺太を含む)に在る法人又は個人に支拂はるるときは、所得税法に依る課税は及ばざるを以て第二種所得として源泉に於て課税することとせる也。

(註三) 源泉課税とは、所得發生の源泉に於て課税する方法を云ふ。第一種及第三種の所得は何れも法人又は個人の經濟單位に流入する一切の所得を綜合して、その合計額に課税する方法(之を綜合課税と云ふ)を採れるも第二種所得に在りては、之を取得する者に課せずして之を支拂ふ者をしてその支拂の際税金を「天引」せしめて直接之を政府に納入せしむ、即ち實際の納税義務者は例之公債の所有者(公債利子の取得者)なるもその利子に對する第二種所得税金は支拂ふべき利子額より「天引」して利子支拂者(公債の發行者又は之に代りて利子支拂を爲す者)が納付するが如きを謂ふ也。

第二節 税法施行地

所得税法は日本内地に限り施行す、即ち日本の領土中、朝鮮、臺灣、樺太(所得税法ノ施行ニ關スル法律第一條)及小笠原島、伊豆七島(所得税法第八十四條)には之を施行せず、従つて之等の税法を施行せざる地域は、所得税法の施行上は恰も外國と同様なり。

所得税法を施行する地域(日本の領土中税法を施行せざる地域を除きたる地域即ち所謂日本内地)を税法施

行地と謂ひ、その他の地域及外國を合せて税法施行地外と謂ふ。所得税は原則として、税法施行地に住所又は居所を有する者の所得に課し、或は税法施行地より生ずる所得に課す。

朝鮮、臺灣、樺太を税法施行地より除外するは、ひとり所得税法に限らず一般に我國の法令は此等の土地には施行せざるを原則とし、若し施行を要する法令あるときは特に勅令を以て指定することとなり居れり、故にその指定なき限りわが國の法令は當然これらの地には施行せられず。之れ内地と民俗、歴史を異にする所謂新附の土地なるを以てかくの如き特例を設けたるものなるが、所得税法も亦この施行勅令無きが故に施行せられざる也。然れども此等新附の土地に所得税なる租税を徴收せざるには非ず、既に舊所得税法は一部之を施行せられ居たるのみならず、現在に於ても各地に夫々朝鮮所得税令、臺灣所得税令、樺太所得税令を以て略内地の所得税法と同様の方法に依つて課税し居れり。(註一)従つて納税義務に關し所得税法と前記各税令との重複等に關する事項は特別の規定(註二)あり、此點に於て全然日本の法令と關係無き外國とは異なるものあり。(註三)小笠原島及伊豆七島には、當分の間之を施行せずとの規定あり。之れ内地に比し民度低きを以て姑く之を見合はすと云ふ趣旨に出でたるものとす。

(註一) 朝鮮には、大正九年制令第一六號朝鮮所得税令に依り法人の所得に對し所得税法の第一種所得と同様の課税を爲す。

臺灣は、大正十年律令第四號臺灣所得税令を以て、樺太は大正九年勅令第二二八號樺太所得税令を以て、何れも所得税法と略同様に第一種、第二種、第三種、の各所得を夫々課税す。

(註二) 朝鮮、臺灣、樺太及關東州に本店を有する法人に對しては夫々其地の所得税令に依り課税するを以て、これらの法人が内地に支店を有し又は内地より生ずる所得を有するもそれに對して内地の所得税を課せず。

又臺灣、樺太に住所又は一年以上居所を有する個人には夫々其地の所得税令に依り課税するを以て之亦内地より生ずる所得あるも内地に於て課税せず。

臺灣、樺太に於ては第二種所得も課税するを以てこの臺灣、樺太の第二種所得を課税せられたるものは之を内地の第二種所得と同様第一種に於ては税額を控除し、第三種に於ては所得額より除外す。

以上と反對に、内地法人の朝鮮、臺灣、樺太等の支店の所得、内地に於て納税義務ある個人の臺灣、樺太に有する所得に就ては何れも内地に於て課税して當該地方の所得税は課せず。

(註三) 朝鮮、臺灣、樺太の外にわが國の統治下に在る地域に關東州あり。關東州は朝鮮と同じく關東州所得税令(大正九年勅令第二二七號)を以て法人の所得に課税す。關東州は日本の領土には非ざるが故に内地の所得税法は當然施行せられず即ちこの點は外國と同様なるも關東州所得税令と所得税法との關係は朝鮮所得税令のそれと同様とす。仍ほ關東州の外わが國の統治下に南洋群島あるも、之は直接國税として人頭税、礦區税を有するに過ぎず全然所得税法と交渉無く、純然たる外國と同様なり。

第二章 法人の所得税

第一節 納税義務者

既に述ぶるが如く、所得税は納税義務者が法人なりや個人なりや——即ち企業者が法人なりや個人なりやに依つて課税の方法を異にす。而してその法人に對するものを第一種所得税とす。

税法に於ては廣く法人と謂ふも、法人中には公法人、公益法人あり亦營利法人あり、何れも企業の主體たり得と雖、法人のうち公法人、公益法人及び此等に準すべきものは免税するの規定(註二)あるを以て結局納税義務ある法人は營利法人に限らるゝこととなり、而もわが國の法制上營利法人たるものは殆んど商事會社に限らるゝを以て、第一種所得税は自ら會社の所得税と稱せらるゝ所以なりとす。

即ち會社にして税法施行地内に本店を有するものはその會社の全所得に對し(税法第一條)、又税法施行地に本店無くして支店を有するものはその支店に於ける所得に對し(税法第二條)課税す。尤も朝鮮、臺灣、樺太及關東州に本店を有する會社は假令税法施行地内に支店あるも課税せざることは既に述べたるが如し。又外國法人に就てはその成立法が必ずしも日本の商法と同様には非ざるも、大體内地の夫れに準じて公的法人には課税せず營利的法人に對して課税するものとす。

(註一) 北海道、府縣、市町村其の他勅令を以て指定する公共團體、神社、寺院、祠宇、佛堂及民法第三十四條に依り設立したる法人には所得税を課せず。(税法第十七條)

又特別法に依り(例之産業組合法、住宅組合法、輸出組合法、重要輸出品工業組合法、産業組合中央金庫法、漁業法、海外移住組合法、農業倉庫業法、家畜保險法の如きに於て)夫々當該組合又はその聯合會、中央會等に課税せざる旨を規定せり。

第二節 事業年度

法人の所得は、各事業年度毎に算定して課税す。事業年度とは決算期間にして、商法第二十七條に依り財産目録及貸借對照表を作成すべき期間也。この期間の始期終期を何日と定むるや或はその期間を何程と定むるやに就ては當該法人の任意に、或は定款の規定を以て或は株主又は社員總會の決議を以て之を定め及び之を變更をすることを得るものなるも、商法第二十六條の規定に照してその期間はいかに長くとも一ヶ年を越ゆることを得ず。又銀行業、保險業、信託業、無盡業等の如きは夫々特別法の規定に依り事業年度を制限せられて居るものも尠からず、而して税法適用に當りては、その適法に定められたるものなる限り、常にその決算期間に従つて算定するものにして所得の計算 \parallel その基礎たる損益金の計算は一事業年度を通じて之を行ひ、年度の中途に於て之を算定するが如きことを認めず。従て税法の改廢の過渡期に於ける取扱の如きも大體年度の終期を以て區分するを例とす。

仍ほ、法人が事業年度の中途に於て解散又は合併に依つて消滅したる場合は、その中途までを以て一事業年度とす。(税法第四條第三項)

第三節 總益金總損金

② 法人の所得は、各事業年度の總益金より總損金を控除したる金額に依つて計算す。(税法第四條)

爰に總益金とは、益金の總額、總損金とは損金の總額を意味す。而して益金、損金の意義は税法上別に規定する處は無きを以て社會通念に依つて之を解すべく、従つて所得とは結局嚴正精確に施されたる損益計算の結果に成る純利益金額と一致すべきものなり。

即ち、益金とは資本の拂込以外に於て純資産の増加を來す原因となるべき一切の事實を云ひ、損金とは利益金の處分以外の純資産減少の原因たる一切の事實を云ふ。

唯、實際に於ては、會社の決算はその對外の信用、對株主の政策等種々なる關係に依りて損益金額が意識的に或は無意識的に左右せらるゝ場合尠しとせざるも、所得の計算上租税負擔の標準額算定上よりは、毫も如此政策手段に迷はされざる眞の損益を以て所得金額を決定するの必要あり。爲に往々にして所得金額の決定額は會社の決算報告の純益金額と相違する場合を生ず。

以下主なる損益科目に就て重要な注意の若干を述べし。

前期繰越金

法人の所得は、各事業年度毎に計算するを原則とするが故に、前事業年度以前より繰越されたる益金又は損金は共に之を當事業年度の總益金又は總損金に算入せず。(税法施行規則第一條) 故に、前期繰越益金を當期の利益金と併せて處分を爲したる場合は勿論、更に既往の利益を留保せる積立金を當期利益に組入るゝも此等

の繰越益、組入益は何れも所得計算上の益金に算入せざると共に、一面當期利益を以て繰越缺損金の補填に充當したる場合も、その當期利益の全部に對して課税せらるるものとす。

前期以前の利益の繰越又は組入に對して當期に於て課税せざるの取扱は、これらの利益に對しては既に前期以前に課税済にして當期に於て更に課税するは重複課税となるの故を以て以前より之を除外し來りしものなり之に反して前期繰越損金の補填については、從來はその當期に於ける補填額だけは當期損金として總損金中に算入されたるものなるも、大正十五年の税法改正を機として之を現行の如く改め税法施行規則第一條を改正してその趣旨を明にしたるものとす。(註一)

(註一) 前期繰越損金補填額を總損金に算入せざるの取扱は、その改正當時反對論も亦尠からざりき。その損金と認め來りし所以は、「繰越損金補填」なる當期の損金發生として取扱はれたるもの也、然るに法人の所得が事業年度毎に算定すべき原則に鑑み、所得は當期の益金當期の損金のみを以て計算すべくその利益を社内に留保したりや株主に配當したりや將た又前期繰越損金に充填したりやは唯利益の處分方法たるに止り、當期利益金額は依然として當期利益なりとの理由に依り現在の如く取扱に改めたるもの也。(仍ほ、個人の所得計算に當りては従前より、前年以前の損金の有無の如きは顧慮せず、單にその年の収入金額よりその年支出したる必要經費を控除して算定し居りたるを以て、法人と個人との權衡よりするも、改正の取扱を相當とするとの理由にも基く。)

資本切下益、額面超過金

既に述べたる如く益金とは、資本の拂込以外に於て純資産増加の原因となるべき一切の事實を指す。故に額面以上の價格を以て株式を發行したる場合の額面超過金の如き又資本の償却又は切下等の場合に於ける差益の

如き何れも資本そのもの増減に非ざるを以て之を益金に算入すべきものとす。(註一)

資本の償却又は切下の利益と云ふは、彼の會社が欠損を填補する爲め資本の無償切下を行ひたる場合の切下額の如き或は有償減資の場合と雖、その償却又は切下け額と夫れに支拂ひたる對價(資本拂戻額)とに減差ある場合の差益を云ふ。唯、この減資差益を以て、繰越欠損金の補填に充當したる場合は、その補填額を限り課税せず——益金に算入せざる取扱なりとす。(註二)

損金益金は各事業年度毎に計算するものなるを以て或る取引が損金を生じたりや益金を生じたりやの問題と共に、それが何日の發生なりやを決することも、損益金の所屬すべき事業年度の如何に依つて利益額の相違を生ずる結果を來す。例之額面超過金を株式引受の日の屬する年度の利益とすべきや、拂込期日の年度に算入すべきやと云ふが如き疑を生ず。原則としては債權確定の日——株式引受確定の日を以て算入するを可とするもかゝる場合に會社の決算が拂込に依つて計上せられ居るときは之に従ふことに取扱はる。

(註一) 額面超過金が利益なりや否や、に付ては從來消極説も尠からず、その主なる論據は、額面超過金は畢竟株主が資本の變形として拂込むものに外ならず、假りに之を資本に非ずして利益なりとするも會社は株主の集團に過ぎざる以上、自己が自己に拂込みたる利益に外ならざるを以て之に課税さるべきに非ず。況んや額面超過金の配當に就ては商法第九十四條第二項の制限あるに於てをや、と言ふに在り。

乍併之に對する駁論は、たとひ株主の拂込に係るものと雖額面超過金は資本に非ず、會社の自由に處分し得べき利益にして他の事業上の利益と異なること無し、若しそれ商法の配當制限の如きは利益たることを裏書するものに外ならずと云ふに在りて、屢々行政訴訟ともなりしも、現在に於ては稅務當局の取扱も行政裁判所の判決も會社の利益と認むるこ

とに一致せり。

(註二) 前期繰越損金は當期の損金に算入せずと云ふ原則より云へば、たとひ減資差益を以てする場合と雖、繰越損金補填額を益金より除外するは聊か理由に乏しき感なきに非ず。

之には沿革上の理由もあるも、一方繰越欠損補填の爲にする減資は、繰越欠損のあることが既に株式の實質的價值をそれ丈け減損し居れるものなるが故に、その減資額は畢竟株式を實質的價值に更正したるに過ぎず、従つて利益なる觀念を生ぜずと説明せらる。

減價償却

家屋機械器具等の固定資産に對する減價償却額は、それが適當なる限り之を總損金に算入すべきは勿論なり然れども由來、減價償却の如きは、一定の堪久年限を假定して計上する所謂觀念上の損金に外ならざるを以て、利益尠き年度に於ては全く之を計上せざるが如き場合あり之に反して利益の多大なる年度に於ては相當年限額以上の償却を計上する場合も尠しとせず。決算の基礎を確實ならしめ企業の安固を期するが爲めには過少の償却は之を排すべきも過大の償却は寧ろ獎めらるべき筈なりと雖、之を租稅負擔の衡正と謂ふ點より稽ふるときは過大の償却も亦當を得ずと爲さざるべからず、稅務當局は大體器具機械等の堪久年限を概定して以て過大償却を否認することに取扱ふ。(註一)

(註一) 稅務當局に於て認めらるる固定資産の堪久年數凡そ左の如し

鈕釦製造機械	木製	鈕釦材料ヨリ鈕釦ヲ切り之ヲ磨キ孔ヲ明ルル機械	一〇
捺染機械	準備機械	毛焼洗滌煮布機ノ如キモノ	一五
	金製		二五
	木製		一五
	捺染機械		三〇
	機		三〇
	ロール	捺染スベキ型ヲ彫刻シタル銅製ノ丸棒 「シルケツト」製造ノ「マーセリピーション」機ヲ 含ム	三
漂白精煉及染色機械	金製		二〇
	木製		五
油蠟製造機械	エツヂ、ランナー其ノ他 ノケラツシヤ	製油ノ原料ヲ碎ク機械	二五
	石製		一五
	金製	油ヲ搾取スル機械ニテ楔搾、螺旋搾、水壓等種々 ノ装置アリ	三〇
	木製		一〇
搾取機			

混製	浸出機及揮發油回収装置	揮發油ニテ脂肪油ヲ浸出シ其ノ揮發油ヲ回收スル装置	一五
	オートクレイヴ	壓力ヲ掛ケテ脂肪ヲ煮沸スル罐	三〇
	其ノ他	洗滌機、酵素分解槽、脂肪蒸餾罐等	二五
	金製		三〇
	木製		一〇
石鹼製造装置	鹼化釜、苛性曹達溶解槽		一〇
	プレス		三〇
	其ノ他		
	金製	混和機、榨練機、型打機、切断機等	三〇
	木製		一〇
グリセリン製造装置	眞空罐		二〇
蠟燭製造機械			二〇
製氷機械	アムモニア壓搾機		三〇
	其ノ他		
	金製		三〇
製菓機械	捏粉機械		三〇

製革機械スプリ ツチングマシン	火 爐	
焙 燒 機		
脱 毛 機		
ローリング、マシン	皮ヲ銀面ト肉面ト二枚ニ割ケ機械	四〇
鼓機(タムプラー)	皺ヲ延ハス機械	四〇
プリーチング、アンド、グ レーニングマシン	皮ヲ鞣シ又ハ革ヲ仕上ケル時ニ用フル機械ニシ テ圓錐形ノ鐵ヲ廻轉セシムル装置ヲ有ス	四〇
其 ノ 他	皮ノ表面ヲ整理スル機械	四〇
木 製	皮ノ銀面ヲ打チ延ス爲用フル打延機、裏面ヲ削 ル裏漉機、表面ニ艶ヲ施ス爲用フル戛斗付機等 種々アリ	
金 屬 製		二〇
浸 皮 地		四〇
切 出 機 械	鉄力ヲ切り出ス機械	一〇
縁 巻 機 械	鐵ノ縁ヲ巻キ締ムル機械	四〇
抱 合 機 械	鐵ノ合セ目ヲ固着セシムル機械	四〇
蠟 付 機 械		二〇
其 ノ 他		
金 屬 製		四〇
水産物製造機械		

窯業用機械器具
類

製 粉 機 械	窯 業 用 機 械 器 具 類	
ホール、ミル	アツチランナー	二〇
煉瓦原料捏和機	煉瓦ノ形状ヲ造ル機械	四〇
成 形 機 械		四〇
其 ノ 他		
木 製		五
金 屬 製		四〇
セメント焼窯及煉瓦焼窯		一〇
陶器焼窯及磁器焼窯		一〇
セパレーター	塵埃其ノ他ノ夾雜物ヲ除去スル機械	四〇
スカーラー	小麦ノ外表ヲ清淨ニスル機械	四〇
アラッシング、マシン	前同様但刷子ヲ備フ	三〇
粉碎機(ブレイキ、ロール)		三〇
スカルパー	粉ヲ篩ニ分ケル機械	三〇
ヒューリフアイアー	粉ヲ精製スル機械	三〇
其 ノ 他		
金 屬 製		四〇

澱粉製造機械	其ノ他	一〇
セメント製水槽		一〇
其ノ他		
木製		八
金屬製		三〇
精米機	エンゲルバルプ其ノ他類 似ノ磨擦機	三〇
篩機		三〇
其ノ他		
金屬ト木ヨリ成ルモノ		二〇
木製		一〇
金屬製		三〇
護謨製造機械	捏和機「キアレンダール」 ウオツシング、ミル 護謨板製造用スプレッタ グラインダー及ミツキス アアルカナイサー 其ノ他	三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 一五

清涼飲料製造機	金屬製	三〇
煉乳及「バター」製造機	エレベーター、ウォータ 真空蒸發機	二〇
砂糖製造機械	バター、チャーナー シユレツター エキストラクション、ミ 糖汁清澄用「タンク」及ヒ 「チンク」、タンク	二〇 二〇 三〇 四〇 四〇
	蔗汁ヲ搾取スル機械 水槽類	三〇 四〇
	蔗汁ヲ切斷スル機械 蔗汁ヲ攪拌シ油分即チ「バター」ヲ分離スル機械	三〇 二〇
	蔗汁ヲ攪拌スル機械 壓力ヲ掛ケテ糖汁ヲ濾ス機械	四〇 二〇
	分蜜機	二〇
	エレベーター ミツキスサー	三〇 四〇
	チャー、フィルター 真空蒸發機	三〇 二〇
	クリスタライザー 乾燥機	四〇 三〇
	其ノ他	
	金屬製	四〇

造機	テキストリン製	澱粉焙焼機	三〇
造機	同冷却装置		三〇
セリエロイド製	硝化機	纖維質ヲ硝酸ト硫酸トノ混合液ニテ處理スル機	二〇
造機	水壓機	前記ノ工程ヲ經タル纖維ヲ壓シテ水分ヲ除去スル機	三〇
	破砕機	水分ヲ除去シタル纖維ヲ破砕スル機	三〇
	捏和及練返機	破砕シタル纖維ヲ樟腦色素等ト捏和及練返スル機	三〇
	轉延機	混和シタル原料ヲ延ベル機	三〇
	截斷機	延ベタル原料ヲ截斷シ又ハ薄クヘケ機	四〇
	製管機		三〇
	乾燥装置		三〇
	其ノ他		三〇
石油礦業用機械	金屬製		三〇
	ホーリング、ミル	鑿井機	三〇
	ロータリー式	回轉式鑿井機	一〇
	其ノ他		一〇
	西洋式		一〇
	日本式		五

石炭瓦斯製造機	タシク		五〇
	蒸餾装置		三〇
	洗滌装置		三〇
	石油瓦斯濃縮装置	瓦斯ヲ濃縮セシメテ揮發油ヲ製造スル機械	三〇
	パラフィン製造装置		三〇
	其ノ他		三〇
金屬製			三〇
乾餾窯	爐ニ「レ」ト「ル」ヲ置キ其ノ中ニ石炭ヲ入レ乾餾スル窯		二〇
ハイドロリック、メーン	乾餾瓦斯ヲ水中ニ導キ「ター」ヲ分離スル装置		二〇
冷却装置	乾餾爐ノ方ヨリ瓦斯ヲ終點ノ「ガスホルダー」ニ方ニ送り遣ル機械		三〇
エキゾスター	精製装置		三〇
ビューリフアイアー	「ター」ヲ除ク装置		二〇
スクラツパー	瓦斯ノ容積ヲ量ル機械		二〇
ガスメーター	瓦斯ヲ貯藏スル槽		三〇
ガス、ホルダー			四〇
其ノ他			三〇
金屬製			三〇

企業と租税

モント瓦斯發生装置	三〇
水性瓦斯發生装置	二〇
コークス製造及副産物製造装置	一五
ソルベール式及ヨツパー式	一五
ビーハイツ爐	一五
メーソン	二〇
スクラツパー	二〇
ベンチン分離機	二五
ター、タンク	三〇
洗炭装置	二五
搗炭機	二〇
硫酸製造装置	一五
各種ノ蒸餾器	一五
其ノ他	
金屬製	三〇
乾餾爐	二〇
各種蒸餾機	二〇
軸木製造機械	三〇
副産物ヲ採取シ得ベキ爐	
副産物ヲ採取シ得ベカラサル爐	
「タール」ヲ除ク装置	
「タール」ヲ分離スル装置	
瓦斯ニ含ム揮發油ヲ比重ノ稍重キ油ニ吸收セシメ之ヲ分離スル装置	
「タール」ヲ貯藏スル槽	
ソルベール式ノ爐ニ洗ヒタル炭ヲ入レル前ニ搗キ固ムル機械	
安母尼亞瓦斯ヲ硫酸中ニ導キ硫酸ヲ化セシムル装置	

爆發藥付着機械	三〇
其ノ他	
木製	一〇
其ノ他	
レース	三〇
鑽孔機	三〇
成形機	三〇
ミリング、マシン	三〇
ギア、カツター	三〇
グラインダー	三〇
ベンチンゲ機	三〇
剝孔機	三〇
パンチング、マシン	三〇
切断機	三〇
螺旋製造機	二〇
鋸機	三〇
リベツチンゲ機	三〇
頭藥及箱藥ヲ付着スル機械	
金屬ヲ削ル機械	
鑽ヲ以テ孔ヲ明ケル機械	
表ヲ削リテ形ヲ正スル機械	
磨削シテ成形スル機械	
齒車ヲ切ル機械	
琢磨機械	
鐵板ヲ曲ゲル機械	
孔ヲ削ル機械	
孔ヲ壓シテ明ケル機械	
金屬ヲ切断スル機械	
鋸ヲ作ル機械	

木工機械		化学薬製造装置	
フランザンク機	突縁ヲ造ル機械	硝酸製造装置	硝酸製造装置
ドロインクプレス	針金ヲ引延バス機械	硫酸製造装置	硫酸製造装置
平削機及縦削機	平面ヲ削リ又横斷面ヲ削ル機械	其ノ他	其ノ他
其ノ他		磨擦機	磨擦機
鋸機		ペンザンク機	ペンザンク機
レース	輾軋盤ト稱シ木ヲ丸ク削リ又ハ割ル機械	平削機	平削機
ホアリンク機	孔ヲ明ケル機械	ドリルリンク機	ドリルリンク機
テノインク機	柄ヲ造ル機械	ベンザンク機	ベンザンク機
グルリーピング機及モルチーシク機	溝ヲ切り又柄孔ヲ明ケル機械	其ノ他	其ノ他
ベニアールカツチンク	張木用木材ヲ切ル機械	曹達製造装置	曹達製造装置
		醋酸製造装置	醋酸製造装置
		染料製造装置	染料製造装置
		ペイント製造機械	ペイント製造機械
		印刷インキ其ノ他インキ製造装置	印刷インキ其ノ他インキ製造装置
		鉛筆製造装置	鉛筆製造装置
		化学肥料製造装置	化学肥料製造装置
		硝子製造機械	硝子製造機械
		紙製漆器様地製造機械	紙製漆器様地製造機械
		爐	爐
		ブローイング、マシン送風機	ブローイング、マシン送風機
		漸冷爐	漸冷爐
		其ノ他	其ノ他
		木製	木製
		金屬製	金屬製
		準備機械	網ノ材料ニ用キル纖維類ヲ撚リテ篠ヲ造ル機械
		網撚機械	網撚機械
		電鍍装置	電鍍装置

三〇	三〇	三〇	三〇	一〇	二〇	二五	五	三〇	二〇	三〇	三〇	三〇	一〇	二〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
----	----	----	----	----	----	----	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

光澤機「スーバー、カレンター」	二〇
捲取機「ワインダー」	三〇
紙斷裁機「ペーパー、カツター」	三〇
其ノ他	
金屬製	三〇
其ノ他	一〇
船渠其ノ他	六〇
造船	四〇
造 船 臺	三〇
ガントリー、クレーン	二〇
場内「レール」	六〇
岸 壁	二〇
動力傳導裝置	二〇
車 軸 類	二〇
電線配電盤等	二〇
諸 管	一五
瓦斯管、水導管等	
運 搬 具	

クレーン類	二〇
オイスト類	一五
場内用機關車	一五
トロツコ	二〇
架空「レール」	二〇
工場製作業臺柵等	一五
特殊裝置再熱爐類	一〇
電 爐 裝 置	一五
アセチリン瓦斯裝置	一五
熔 鐵 爐	一五
其ノ他鍛冶鑄物裝置	一五
諸 機 械	二〇
鐵道機關車、車輛、軌道ノ類	二五
車輛、炭水車、貨車、客車共	二五
軌道、大小ヲ問ハズ	二〇
電氣鐵道車輛	一五
醸造用器具器械	二〇
清酒醸造用桶類	二〇

壓搾機 槓杆式	三〇
螺旋式	二〇
水壓式	二〇
槽	二五
醬油醸造用	
桶類	三〇
壓搾機 槓杆式	三〇
螺旋式	二〇
水壓式	二〇
槽	二五
麥酒醸造	
浸漬槽(鐵製)	四〇
發芽器(鐵製)	四〇
乾燥装置	二五
エレベーター	三〇
麥芽粉碎器(鐵製)	二〇
麥汁蒸餾釜(鐵製)	二五

製鐵機械

清澄釜(鐵製)	二五
麥汁殺菌器(鐵製)	二五
麥汁冷却装置	二五
ピツケパテマス	四〇
醱酵槽(木槽)	二五
酒精蒸餾器	一五
プロローイングエンジン	二五
乾風装置	二〇
ホットストーヴ	三〇
熔鑄爐	四〇
鑄銃機	二〇
レーゾル	三〇
ミキツサー	一五
ベセマール	三〇
電氣爐	一五
坩堝爐	一五
シーメンス、マルチン爐	一五

製材機	三〇
タルホソ式爐	一五
インゴット鑄造機	二〇
鋼塊車	二〇
インゴット引拔機	二〇
インゴット輸送装置	三〇
瓦斯發生爐	二〇
均熱爐	一〇
鋼塊加熱爐	一〇
引出機	三〇
分塊機	三〇
ローリング、ミル	三〇
水壓機	二〇
ハムマー類	一〇
マツキミマレーター	二〇
ホット、メー、マシン	三〇
製造冷却装置	三〇

機械器具の細目に區分せず減價償却を爲す場合。

鐵製	二十五
木製	十二
鐵製	三十五
木製	八

右の堪久年數に依り毎年の償却額は左の歩合に依り算定す。

キユーボラ	一五
鐵石運搬装置	二〇
クレーン	二〇
鐵石熔燒爐	四〇

堪久年數ニ對スル減價償却歩合表

(割分厘)

年堪數久	原價ニ對スル歩合	未償却殘額ニ對スル歩合	年堪數久	原價ニ對スル歩合	未償却殘額ニ對スル歩合
三	三三四	五三六	七	一四三	二八〇
四	二五〇	四三八	八	一二五	二五〇
五	二〇〇	三六九	一〇	一〇〇	二〇六
六	一六七	三一九	一二	〇八四	一七五

一五	〇六七	一四二	六〇	〇一七	〇三八
二〇	〇五〇	一〇九	六五	〇一六	〇三五
二五	〇四〇	〇八八	七〇	〇一五	〇三二
三〇	〇三四	〇七四	七五	〇一四	〇三〇
三五	〇二九	〇六四	八〇	〇一三	〇二八
四〇	〇二五	〇五六	八五	〇一二	〇二六
四五	〇二三	〇五〇	九〇	〇一一	〇二五
五〇	〇二〇	〇四五	九五	〇一〇	〇二四
五五	〇一九	〇四一	一〇〇	〇〇〇	〇二三

備考

本表歩合ハ何レモ年額ニ依ルモノトス從テ一年ヲ以テ事業年度トセサルモノニ在リテハ其ノ期間ノ比例ニ依リ計算スルモノトス

評價損益

評價損も亦減價償却と同じく觀念上の損金とす。勿論彼は資産原價の一定年限内に於ける使用消耗額にして此は資産の時價の低落に伴ふ豫想的損金なるを以て、その發生原因は異ると雖、ひとしく觀念上の損金にして從つて利益調節の具に供せられ易きことは彼此甚だ相似たるものあり。
 稅務取扱上不當減價償却を否認すると同様に不當評價損も亦否認さる。

商法第二十六條第二項には、決算に於ける財産の評價額は時價を越ゆることを得ざる旨を規定して、過大評價を禁じたるも、過少評價——從つて評價損に關す——に就ては定むる處無し、或は寧ろ會社資産の安固を保つ所以として會計學上は之を奨めらるゝ傾あり。唯、所得金額計算上は衡正なる負擔額を得るが爲めに、適當と認むる程度の評價損を總損金として計上するに止めざるべからず。(註一)

評價損と反對に、財産の時價昂騰に依り、評價益を計上する場合も尠らず。評價益の過當なるときは、所謂「蛸配當」の因を爲し、利益を不當に多からしむるものなるも、之を稅務上より觀れば其間脫稅の觀念生ぜず強てその當否を干涉すべきには非ざるも、依つて後期繰越損金を隠蔽し、後日評價減の計上を以て繰越損金補填に代ふるが如き手段に供せらるる場合は、不當評價の部分が否認せらるべきは云ふ迄も無かるべし。

(註一) 稅務當局の認むる評價減の大體の範圍左の如し。

低減歩合

土地	五分以内
建物	一割以内
船舶	一割以内
機械	一割以内
器具	一割以内
有價證券	一割以内
商品、原料品(半製品等を含む)	一割以内

資産の評価額が、原価又は時價よりも低き場合と雖、原価又は時價の内何れか低きものと對照してその減差額が前項の範圍内に止るものは之を是認す。但し將來著しき低落を豫想せらるるもの又は所得決定當時既に低落したるものに就ては特別の取扱を爲す。

繰延資産

繰延資産は恰も損金の前拂に同じ、従つて會計整理の方法如何に依つては繰越損金に代へて繰延資産を裝ふことあり。然るに之を繰越損金として次期以降に於て之を補填するもその補填額は總損金中に算入せられざるに、之を繰延資産として次期以降に於て償却するときはその償却額は償却年度の總損金中に算入せらるゝを以て往々税金連脱の手段に供せられ易き傾あり。

しかし乍ら、繰延資産と繰越損失とは本質上同一に非ず、従て單純なる當事業年度の損金を繰延資産として整理するも、税務取扱上は素より損金として計算せらる。唯、特に脱税の意思なく且つ著しき弊害なき場合に於ては深く之を追及せざること取扱はる。

創業費、未経過保険料の如きを繰延整理したる場合は、その會社の計算を認めらる。減償償却、債權の償却評價減等も亦會社の計算を認めらる、但し減償償却及評價減については既述の範圍内たることを要するは勿論とす。爰に會社の計算を認むと云ふ趣旨は償却不足又は評價損の過少を強て尤めずとの意に外ならず、この場合は評價益と同じく脱税の問題を生せず税務上よりその當否を干涉すべきに非ず。尤も反而より云ふときは、償却の不足額はそれだけ當期損金を減殺し繰越損金を過少ならしむる結果とはなるも、税務取扱上その點まで

干涉するときは遂に税務當局自身に於て決算を行ふの外なきこととなり大體に於て法人の計算申告を尊重すべき税法の趣旨を没却することとなるを以て、税務上は會社の計上せざる償却を進んで計上するが如き取扱には出でざる也。(但し既往に於ける減償償却否認額ある場合は、その否認額の残る限り當期是認額の範圍まで進んで之を計上す)

營業經費

營業經費その他の支出中問題となるべき若干を左に説明すべし。

賞與金 重役社員及び使用人に支給する賞與中には、營業上の經費と認むべきものと、利益の處分なりと認むべきものとあり。例之使用人に對し毎期損益の有無及多寡に拘らず支給する賞與(又は慰勞金)の如きは、給料と同じく營業經費にして損金なりと認むることを得べく、反之利益金に對し一定の割合を以て重役に分配する賞與の如きは、利益の分配にして經費に非ずとすべし。實際に於てはかくの如く確然たる區分を爲し能はず、經費なりや利益の處分なりやにつき疑を生ずる場合は尠からざるも、大體に於て使用人に支給するものは經費とし、重役に支給するものは利益の分配と認め、その反證ある場合には之に従ふことを妥當とす。

未納租税 未納の租税と雖も、既に納税義務の確定し納期の到來したるものは損金たること勿論なるが、

(一) 消費税の如きは未だ納期に到らざるものも、當年度中に課税物件の査定、検査を了し納税義務の確定したるもの(例へば酒類の造石税の如き)は其期の損金に計上して差支なし、當年度末月迄の未納取引所

營業税、當年度中の探掘礦物に對する礦産税（及其附加税）に付相當と認めらるる、範圍内の見積税額は、之亦損金に計上せるときは之を是認す。

(二) 前期以前分の所得税及營業收益税は、當期に於て決定未済のため、納税義務確定せざる場合と雖、後日之を決定したる税額の範圍内の金額は當期に於て損金に計上するも之を是認す。附加税も亦之に準じて見積ることを許す。但し當期分に對する所得税、營業收益税は如何なる場合と雖、當期の損金とせず、之は當然當期を經過したる後に納税義務發生すべきものなるを以て也。

資産買入代金、益金と云ひ損金と云ふも共に純資産の増減を來すべき原因たることを要す。従つて所謂資本的収入支出は益金にも損金にも非ず。固定資産Ⅱ土地、家屋、機械、等の買入代金が損金に非ざることは云ふまでも無けれど、若し會社が之を損金に計算したる場合は、稅務取扱上は之を否認して所得を計算す。尤も爾後減價償却及評價減の例に依り相當償却を認むるは勿論とす。

第四節 資本金及積立金

第一種所得税は、後述するが如く資本金に對する一定利廻以上の所得に對し超過所得税を課するを以て、資本金及之を構成する一部分たる積立金の計算如何は、負擔額に重大なる影響を來す。以下主なる事項につき略説すべし。

資本金

爰に資本金と謂ふは、株式會社に在りては株式金額、合名、合資會社に在りては出資金額を云ふ。

超過所得の基礎に計算すべき資本金額は、現實拂込濟のものに限る、故に未拂込株式金額、未拂込出資金額等は勿論、出資金額中現實の財産的出資に非ざる勞務、信用の出資の如きは之を算入せず。

又その増減を計算するに當りては、資本の増加は現實拂込ありたる月より計算すべく、資本の減少はその決議に従ひ之を實行したる月より減額すべきものとす。

積立金

税法に於て積立金と謂ふは、積立金、準備金、繰越金、その他名稱の如何を問はず、利益即ち所得の留保せられたるものの總てを謂ふ。(税法第八條)

積立金として算入すべきものは凡そ左の通とす。

法定積立金 商法第九十四條に依り積立つるものにして多く説明を要せざるべし。

任意準備金又は任意積立金 法定以外の積立金とす。將來の配當を平均せしむるため利益の一部を積立る場合あり、社屋工場その他の新築改築等の爲めに積立つるものあり、機械器具等の大修繕又は減價に備へて積立つるものあり、使用人恩給基金、職工幸福増進基金等の如きものも包含す。その目的の特定したる場合も、何等特定の目的なき場合も共に積立金たる性質は同様にして、要するに利益を賞與又は配當等として會社外に流

出せしめず社内に留保したるものは總て積立金なりとす。

前期繰越金 前期繰越金は前期の利益にして且つ社内に留保せられたるものなるが故に積立金たることは云ふ迄も無し。唯普通の積立金は相當長期に涉り留保するものなるも、前期繰越金は直ちに翌期の利益處分に組入るものなるを以て積立金に非ざるやにも誤解せらるゝも留保期間の長短の如きは積立金たる性質には影響無し。

秘密積立金 秘密積立金とは積立金たることを表示せずして利益を留保したるものを云ふ、意識的に之を有する場合あり、或は無意識に之を生ずる場合あり。利益を隠蔽せんが爲めに利益として表示せず假受金等の假名を附して負債科目に残す場合、或は資産價格を不當に低からしめてそれだけ利益を隠蔽するが如きは前者の場合にして、不當減償償却、不當評價損等を否認せられたるときは、その否認額だけは税務上は秘密積立金として取扱はるべく後者の例に屬す。要するに税務上に於て損金を否認せられ又は益金を増加認定せられたる金額は、それが社外に流出したることの明かならざる限り總て秘密積立金となるものとす。

積立金は利益の留保にして、利益は一事業年度を通じて計算すべきものなるが故に、積立金は年度終了後即ち利益の定まりたる時より積立金となるものと解すべきものとす。従つて會社が年度の中途に於て額面超過金の如き特殊の利益を直ちに積立金として整理するも税務上は翌期首より積立金となるものとして計算せらる。但し年度の中途に於て積立金を減少して之を配當したるとき、特定の目的の爲めに處分したるときは其月より

減少したるものとして計算することに取扱はる。

第五節 普通所得

以上に於て法人の所得として説明したる金額即ち總益金より總損金を控除したる金額を法人の普通所得とす（税法第四條）。

普通所得は右の如く總益金より總損金を控除したる純益金を以て直に計算するものにして、その純益を如何に處分するも課税上に増減なし。即ち之を株主に配當し、重役に賞與を給するも或は積立金とし又は後期繰越とするも、將た又之を以て前期繰越損金の補填に充當するも所得金額に變動を生ずることなし。

會社が事業年度の中途に於て利益を配當することあり、所謂中間配當之れ也。元來配當は利益あることを前提とするものなるが故に恰もその配當額は直ちに利益Ⅱ所得として課税すべきが如くなるも、所得は事業年度を通じて計算すべき原則に基き、一事業年度を通算したる損益に依つて課税し、中間に於ては課税せざるものとす。

課税標準たる所得金額、その他の所得、資本等の金額は總て圓位に止めて（圓位未満切捨）計算す。普通所得に對しては、次の税率を以て課税す。（税法第二十一條）

税法施行地内に本店を有する法人

税法施行地内に本店を有せざる法人（即ち外國法人の日本内地に有る支店の所得）

普通所得金額の百分の五

普通所得金額の百分の十

内地法人に係るものが百分の五にして、外國法人に係るものに百分の十を課するは、内地法人の所得は更に之が各株主に配當せらるる時、個人の所得（又は第二種所得）として課税さるるも、外國法人の所得は直ちに外國に流出し爾後課税の機會なきが故に一種の源泉課税的の意味を以て百分の五だけ高率としたるものとす。

第六節 超過所得

法人の普通所得が、資本金額に對し年一割の割合の金額を超過するときはその部分を超過所得とす。（税法第五條） 資本金額とは第四節に述べたる拂込濟の株金、出資金及積立金を合計したるものを謂ふ、但しその會社が繰越缺損金をもつときは之を差引したる金額を資本金額とす。（税法第六條）

即ち假りに拂込資本百萬圓、積立金十萬圓の會社ある場合この會社の資本金額は百十萬圓にしてこの會社の一年間の普通所得二十萬圓なりとすれば、百十萬圓の一割額十一萬圓を超過する所得即ち九萬圓が超過所得となる。仍ほこの會社に繰越缺損金五十萬圓あれば資本金額は六十萬圓として計算す、拂込資本は年度の中途に於て増減する場合あり之は年度中毎月末の現在高を平均したる額に依つて計算す、積立金、繰越缺損金の年度

中途の異動も亦之に準ず。（註一）

繰越缺損金が多額にして差引額が零となるが如き場合は、資本金額は零なるを以て、普通所得金額が直ちに超過所得となる。

超過所得に對しては次の通りの税率により課税す。（税法第二十一條）

超過所得金額を次の各級に區分して遞次に、超過累進率を適用す。（註二）

資本金額に對し年一割を超過する金額	百分の四
資本金額に對し年二割を超過する金額	百分の十
資本金額に對し年三割を超過する金額	百分の二十

（資本金額零の場合の税率は、超過所得全額に付百分の二十を適用するの外無し）

（註一）資本金額計算例

事業年度	拂込株式出資金額	諸積立金額	△繰越缺損額	差引額	備考
一月末	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	△五〇、〇〇〇	一、〇五〇、〇〇〇	
二月末	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	△五〇、〇〇〇	一、〇五〇、〇〇〇	

三月末	一、二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	△五〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	〔資本の拂込 あり 積立五萬圓 を以て繰越 損金を増補〕
四月末	一、二〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	—	一、二五〇、〇〇〇	
五月末	一、二〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	—	一、二五〇、〇〇〇	
六月末	一、二〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	—	一、二五〇、〇〇〇	
合計	—	—	—	七、一〇〇、〇〇〇	
月割平均	—	—	—	一、一八三、三三三	

(註二) 超過所得及税額計算例

- 一、事業年度 自一月至六月
- 一、普通所得金額 二〇〇、〇〇〇圓
- 一、資本金額月割平均額 一、一八三、三三三圓

超過所得額	同税額
資本金額年一割額 (半年分)	五九、一六六圓

同 一割超過	五九、一六六	(四%)	二、三六六・六四
同 二割超過	五九、一六六	(一〇%)	五、九一六・六〇
同 三割超過	二二、五〇二	(二〇%)	四、五〇〇・四〇
超過所得額合計	一四〇、八三四		一二、七八三・六四

第七節 不課税所得

第一種所得は、法人のあらゆる益金及損金を計算すべく、即ち法人の總純益金額が課税の標準となるべきものなるも、爰に特に所得税を課せざるものあり。

日本國債の利子及復興貯蓄債券の利子は一切の所得税を課せず。(明治四十二年法律第七號、大正十三年法律第十五號) 故に法人の利益中にこれらの利子を含む場合は法人の所得中より除算され、又公債、社債の利子なるも第二種所得税も課せず、個人の所得(第三種所得)にも計算せざるものとす。(註一)

故に、會社が國債(復興貯蓄債券を含む以下同じ)を所有するときは、その収入利子は所得計算上總益金より除き又その利子について資本利子税が支出せられ居る場合は、それだけ總損金より除きて計算す。要するに國債利子に關する益金、損金は何れも所得計算に算入せず。(爰に益金、損金と云ふも、益金は利子額、損金はその利子に對する資本利子税に限る。)

所得の計算より除外するが故に自然超過所得中にも國債利子は含まざることとなる、然らば超過所得の基礎たる資本金額よりも亦除算せざるべからず。然るに所得額の計算に於ては利子額に依つて課税外の益金は明かなるも、資本金額の計算に於ては課税外の株式金額或は積立金と云ふが如く明かに區別し得るものに非ず、故に税法は、かかる場合には原則として資産の比例に依り、資産の比例に依るを不適當とする場合は、収入金、所得金額等の割合その他適當なる方法に依つて區分することを規定せり。(税法第七條、施行規則第二條) 即ち、國債の價格十萬圓、その他の營業用資産九百九十萬圓の會社ならば、税法に依り算出したる資本金額の1%

を除き九九%を以て超過所得算出の基礎となすべき也。但し國債に限り原則として所得の割合に依り按分し、所得割合に依るよりも資産割合に依る方課税資本多き（従つて非課税の資本少き）場合には資産割合に依ることと取扱はる。（故に納税者に利益の方に取扱はるることとなる。）

（註一）何故に日本國債に限り課税外に置くや。これ主として沿革上の理由に基く。即ち當初は日露戦争の軍事費支辨の爲の國債に付ての募集を容易ならしむるために課税外に置きたるも、ひとしく國債なる以上之を區別する理由に乏しきを以て遂に明治四十二年法律第七號を以て總ての國債に及ぼしたるもの也。

復興貯蓄債券は主としてそれが零細なる資金なるに基く。（郵便貯金の利子も個人の所得より除外す）

第八節 第二種所得税控除

既に述べたる如く所得税は第一種（法人）第三種（個人）の綜合所得の外、第二種所得として源泉課税を爲す。従つて源泉課税に屬する第二種所得と重複せざる爲めに、第三種所得には第二種所得に屬するものを除く。然るに第一種所得に於ては法人の總益金、總損金を以て計算しそのうち第二種所得に屬するものもあるも除算せず、その重複するだけ税金に於て控除す。

即ち法人が各事業年度に於て納付したる第二種所得に對する所得税額は、當該事業年度の第一種所得税額より控除す。（税法第二十一條第二項） 假りに或る會社に於て總益金五十萬圓、總損金三十萬圓、所得二十萬圓なる場合、この五十萬圓の總益金中には社債利子一萬圓を含むとすれば、この一萬圓に對する第二種所得税五百圓

課税せられ居るべし。若しこの會社が普通所得二十萬圓（此税額五%一萬圓）超過所得十四萬八百三十四圓、（第六節註二の例に依る、此税額一萬二千七百八十三圓六十四錢）なる場合、第一種所得税額は合計二萬二千七百八十三圓六十四錢となるも、前記第二種所得税五百圓を控除して實際は二萬二千二百八十三圓六十四錢だけ徴収すべき計算となる。

但しこの控除はその申請（申請手續は後に説く）を爲したる場合に限る。（施行規則第六條ノ二）

然るに右の如く單に税額を控除するのみにては仍ほ不合理を免れず、その第一は、第二種所得税額は總損金中に包含せられ居ることとなり、即ち先づ損金として所得より減じ、又税額よりも控除すと云ふ結果を生ずること也。故に、税額控除を爲す場合は、その控除すべき第二種所得税額は第一種所得計算上損金に算入せざることとせり。（税法第二十一條第三項） 即ち、前例の場合、總損金三十萬圓中の第二種所得税五百圓は損金に算入せざるを以て總損金二十九萬九千五百圓となり、従つて普通所得二十萬五百圓（此税額一萬二千五百圓）超過所得十四萬一千三百三十四圓（此税額一萬二千八百八十三圓六十四錢）増したる五百圓の超過所得は税率二〇%として百圓となる）とし、此合計税額二萬二千九百八圓六十四錢のうち第二種所得税五百圓を控除し二萬二千四百八圓六十四錢を徴収することとなる。

不合理の第二は、社債及公債（日本國債は不課税なり、爰に謂ふは其の以外の公債）の利子は、利子支拂期に利札引換に支拂ひその際第二種所得税を徴収するを以て、その利子は利拂期間の所有者如何に拘らず、利拂

時期に於ける利札所有者に歸す。例之毎年六月末日十二月末日を利拂期とする社債に付て、會社が六月一日にその社債を買入るゝも六月拂の利札によりて自一月至六月半年分の利子を受け同時に之に對する第二種所得税を支拂ふ。乍併賣買の實際は五月迄の経過利子は賣手の収益に歸し（同時に之に對する相當税額も考慮せられ）會社は之を含む價格を以て買受くるが故に會社の支拂ひたる第二種所得税中、會社の負擔に歸する税額は一ヶ月分（即ち總額の六分の一）に過ぎず、故に第二種所得税控除額中、公債社債の利子に對するものは、會社の所有せる期間の利子に對するものを按分計算して控除す。（施行規則第六條） 前の例に於て第二種所得が社債にして會社は六月一日買入れたるものと假定せば第二種所得税は五百圓の六分の一即ち八十三圓三十三錢を控除す。（この場合第二種所得税として實際五百圓支拂はるゝも總損金より除算する第二種所得税額は八十三圓三十三錢なることは勿論とす。）

第九節 申告、申請、調査、決定

法人の所得は、毎事業年度決算確定の日より十四日以内に（解散又は合併に依る最後の事業年度分に付ては清算着手の日より二十日以内、合併の日より十四日以内）財産目録、貸借對照表、損益計算書及所得金額並資本金額計算に關する明細書を添付して、所轄稅務署に申告すべきものとす。（税法第二十四條、施行規則第十六條）所得税を課せらるべき法人の所得無き年度（缺損となりし年度）に於ても仍ほ關係書類を具して其の旨を申告すべきものとす。

第二種所得税の控除を受けんとする場合は、同時に控除の申請を爲すべきものとす。この申請には納付税額その他の明細書を添付す。（施行規則第六條ノ二）
左に（註一）簡單なる申告、申請例を示す。

所得金額は、法人の申告に依り、申告なきとき又は申告を不相當と認むるときは稅務署長に於て調査したる金額に依り稅務署長之を決定す。（税法第二十六條） 決定したる金額は納稅義務者若し法人に對して通知す。（税法第五十九條、施行規則第五十九條） この決定に對し不服ある場合は、後述する審査請求を爲すことを得、税金は決定の都度徴收す。稅務署長の納稅告知に依り指定の場所に納付するものとす。

（註一）

自昭和四年一月一日起至昭和四年十二月三十一日		事業年度分第一種所得金額及營業純益金額申告書	
區	分	所得金額又ハ純益金額	摘
第一種所得	甲 普通所得	九、四〇五 ^四	一、決算確定 昭和五年一月二十五日
第二種所得	乙 超過所得	六、九八一	一、添附書類 何々
營業純益	丙 清算所得	九、五一七	
右及申告候也			要

第二種所得税額及地租並資本利子税額控除申請書

第一種所得税	第二種所得税		控除申請税額	摘要
	地租	資本利子税		
營業收益税	一三〇〇	四〇〇	同	此ノ明細別記ノ通
右及申請候也				
昭和五年二月一日				
何 稅務署長殿	在 所	番 電	本申告ニ關シ	
	區市郡	番 話	應答スヘキ係	
何 稅務署長殿	區市郡	番 話	名又ハ係員名	
何 稅務署長殿	村町	番 話	取締役社長	
何 稅務署長殿	番地	番 話	何 某 團	
何 稅務署長殿	何 會社	其 代	其 者 及 表	
何 稅務署長殿	何 會社	其 印	其 者 及 表	

財 産 目 録		昭 和 四 年 十 二 月 三 十 一 日 現 在	
科 目	摘 要	金 額	額
未拂込資本金		七五、〇〇〇	〇
營業用土地家屋	土地 何坪 家屋何々建何坪	一〇、〇〇〇	〇
		一〇、〇〇〇	〇

貸借對照表		昭 和 四 年 十 二 月 三 十 一 日 現 在	
借 方	貸 方	借 方	貸 方
營業用什器	何々 何點	一五、〇〇〇	〇
商品現在高	何々 何程 何々何程	二、〇〇〇	〇
有價證券	國債 額面何程	二、〇〇〇	〇
	何々社債 額面何程	四、〇〇〇	〇
賣掛代金	何々	一、〇〇〇	〇
現金		一、五〇〇	〇
前期繰越損金		一一一、〇〇〇	〇
合計		一一一、〇〇〇	〇
資本金		一〇〇、〇〇〇	〇
借入金	何銀行(何々)何口	一〇、〇〇〇	〇
積立金		一、〇〇〇	〇
當期利益金		一〇、〇〇〇	〇
合計		一一一、〇〇〇	〇

企業と租税

科目	金額	科目	金額
未拂込資本金	七五、〇〇〇	資本金	一〇〇、〇〇〇
營業用土地家屋	二〇、〇〇〇	借入金	一〇、〇〇〇
營業用什器	五〇〇	積立金	一、〇〇〇
商品現在高	一五、〇〇〇	當期利益金	一〇、〇〇〇
有價證券	四、〇〇〇		
賣掛代金	四、〇〇〇		
現金	一、〇〇〇		
前期繰越損金	一、五〇〇		
合計	一二一、〇〇〇	合計	一二一、〇〇〇

七〇

損益計算書

自昭和四年一月三十日
至昭和四年十二月三十日

科目	金額	科目	金額
商品賣上高	六〇、〇〇〇	商品仕入高	四五、〇〇〇
商品現在高	一五、〇〇〇	商品繰越高	一五、〇〇〇
雑収入	二八、〇〇〇	營業費	五、五〇〇
合計	一二〇、〇〇〇	合計	一二〇、〇〇〇

科目	金額	科目	金額
國債利子	一〇〇	當期利益金	一〇、〇〇〇
社債利子	一二〇	合計	七五、五〇〇
合計	七五、五〇〇		

利益處分

當期利益金

利益處分	金額	當期利益金
一、金壹萬圓		前期繰越金補填
一、金千五百圓		家屋減價償却金
一、金五百圓		法定積立金
一、金五百圓		重役賞與金
一、金千圓		株主配當金
一、金五千圓		後期繰越
一、金千五百圓		

所得金額計算書

摘要	金額
損益計算書面	七五、五〇〇
總損金	六五、五〇〇

企業と租税

所有期間 十ヶ月(三月一日買入)
控除ヲ受クベキ税額 五 圓(10/12)

營業純益金額計算書

摘要	總益金	總損金
損益計算書面	七五、五〇〇	六五、五〇〇
利益處分ヲ以テシタル家屋減價償却	—	五〇〇
損金中ニ組入レタル地租	—	—
同資本利子税	四	—
計	七五、五一七	六六、〇〇〇
差引純益金額	九、五一七圓	

地租納付額明細書

何々 何番地 宅地 何坪 地價 何圓

此地租 十三圓

資本利子税納付額明細書

種別	何公債	何々社債
額面	何 年 五 分	何 年 六 分
利率	一〇〇圓	一一〇圓
資本利子税額	二圓	二圓
所有期間	十二ヶ月	十ヶ月
控除ヲ受クベキ税額	二圓	二圓

(説明)

- 一、丙清算所得とあるは、後に述ぶるが如く法人の合併又は解散の場合に於ける所得にして、通常事業年度の所得には關係なし。
- 二、第一種所得金額と併せて營業純益金額の申告及地租、資本利子税の控除の申請を爲すは營業收益税の課税標準等を同時に申告、申請するを便宜とするが故なり。仍は後述營業收益税の説明参照。
- 三、以上の外營業費の如き包括的科目の内譯又は抽象的名稱を附したるもの、内容等は「損益金説明書」等として添付

すること。

第十節 清算所得

以上述べるところの普通所得及超過所得は、普通事業年度の所得なりとす。換言すれば法人存続中の所得なり。然るに法人は解散又は合併に依つて消滅す。法人が消滅すれば残る財産は合併の場合は合併会社に権利義務共に承継せられ、その他の場合に在つては清算人に依つて清算され而して残餘の財産は株主又は社員に分配せらる。(合名會社等に在て清算人に依らずして残存財産の處分を爲す場合も含む) この残餘財産が單に當初株主の提供したる金額——即ち株金額丈けに止るならば何等所得なる問題を生ぜず。然るに例之一株五十圓の拂込金額に對し、解散財産の分配として一株に付き六十五圓を得たりとせば十五圓は即ち税法の所謂清算所得となる。(税法第十一條)

清算所得を構成する財産は如何にして生じたりや、云ふまでもなくこれは法人の過去に於ける經營の結果より生れたるものにして直接間接に投下資本の活動より生じたる純資産の増加額に外ならず。然らばこの純資産の増加額は當然その増加の事業年度に於て所得として表現せられ課税せられたるものにして、その所得の中、配當其他に依り社外に流出せずして留保し積立られたる金額ならざるべからず。然り寔に清算所得中には右の積立金の蓄積額をも含む。然れども清算所得は必ずしも全然積立金のみより成るものに非ず、例之百萬圓と記

帳せられたる財産が清算に依りて百二十萬圓に賣却せられたりとすれば二十萬圓の利益は清算の際始めて生じたるものなり。(この場合に於ても二十萬圓の利益は、一時に財産の増價したるに非ずして、徐々に増加せしものとせば、正確に云へば何れの事業年度かに増價評價して利益に計上すべかりしものなりと云ふを得べし、然れども既に之を計上せずして清算に入りたる以上清算の際増價したると同様なり)。

即ち清算所得中には(一)積立金より成るものと(二)然らざるもの(清算に依り生じたる利益)との二より成ることとなる。税法は(一)に對して百分の五、(二)に對して百分の十の税率を以て、清算所得税を課せり。(税法第二十一條) 何故に税率を區別したりやと云ふに(一)は既に過去の事業年度に於て一旦課税せられ(その年度に於て利益に計上したるも、國債利子等にて免税せられたる金額を含む)たる金額なるも(二)は未だ一回も所得として表現せず、従つて課税を受けたることなき金額なるが故に前者に對し後者を倍率となしたるもの也。

以下法人の消滅原因たる解散と合併との各の場合につき細説すべし。

普通の解散の場合

普通の解散の場合に於ては、法人の財産は夫々債權債務を清算し、結局残りたる財産(之を殘餘財産と云ふ)は資本主たる株主(合名、合資會社に在ては出資社員)に分配せらる。この殘餘財産額が拂込済株式金額(又は拂込済出資金額)を超過するときは、その超過額を法人の清算所得とす。

清算人は、残余財産確定のときその分配前に清算期間中の收支計算書を添付して清算所得の申告を所轄税務署に提出すべきものとす。若し残余財産を數回に分配するときは、分配すべき財産確定の都度申告を要す。(税法第二十四條、施行規則第十七條)(註一)

(註一)

第一種所得金額申告書		所得金額	摘要
第一種所得	甲 普通所得		一、残余財産確定昭和五年五月十日 一、添附書類 何々
	乙 超過所得		
	丙 清算所得	五、七〇二	
右及申告候也			
第二種所得税額控除申請書			
區分	控除申請税額	摘要	
第二種所得税	二〇〇〇〇〇	此ノ明細別記ノ通	
右及申請候也			
昭和五年五月十五日			
何税務署長殿		在所	本申告ニ關シ 應答スヘキ係 名又ハ係員名
法人名	元何々會社	區市郡	
代表者及其印	清算人 何 某 圓	村町	
		番地	
		電話番號	

清算收支計算書

至自何年何月何日 何年何月何日

收入ノ部	
一、何々賣却高
一、何々債權回收高
一、雜收入
一、何々
計	四二、二〇〇
支出ノ部	
一、借入金支拂高
一、清算費用
一、何々
一、何々
計	一一、五〇〇
差引残余財産	三〇、七〇〇
清算費用中ノ第二種所得税	二
合計	三〇、七〇二
内拂込済資本金	二五、〇〇〇
差引清算所得	五、七〇二

(説明)

一、第二種所得税を控除せらるゝこと普通年度の所得税の場合に同じ。(税法第二十一條第四項)明細書等も亦右に準ず。
 二、この例に依る清算所得五、七〇二圓中、この会社の積立金一、〇〇〇圓最後の事業年度の留保金五〇〇圓なりと假定すれば税金は、

(イ) 積立金より成る部分	此税額	一、五〇〇圓
		七五〇〇〇
(ロ) その他の部分	此税額	四、二〇二圓
		四二〇〇二〇
合計税額		四九五〇二〇
内第二種所得税控除		二〇〇〇
差引徴収税額		四九三〇二〇

合併に依る解散の場合

会社が合併したる場合には、被合併会社は即時消滅し、その権利義務一切は合併会社に繼承せらる。この點恰も個人の死亡と相続人との關係に似たり。従つて合併の場合は清算なるもの無し。被合併会社(假りに舊会社と云ふ)の株主はその舊会社の株主たる権利が消滅する代りに合併会社(假りに新会社と云ふ)の株主となる。若し新会社が舊株主に對して交付する株式の拂込金額が、舊会社の純財産額よりも少きときはそれだけ新会社は合併差益(註二)を生じ、反對に交付する株式よりも受入るゝ舊会社の純財産が少きときはそれだけ新会社は合併差損を生じ、舊会社はそれだけ清算所得を生ず。新会社より交付する株式の外、現金を交付すること

あり、この場合は恰も舊株主は舊株式を現金にて賣却したると同様の懷勘定になる譯なり、清算所得は交付株式、交付現金の合計額を以て計算す。

即ち被合併会社の株主が、合併に依りて合併会社より受くる株式(又は出資金)及金錢の總額が、被合併会社の拂込済資本金額を超過するときは、その超過額を被合併法人の清算所得とす。(税法第十一條第二項)

例之、拂込済株式金額二十五萬圓、最後の事業年度の利益の留保額(積立金)五萬圓(合計三十萬圓)の被合併会社の株主が、合併会社の新株式拂込済額三十萬圓、現金五萬圓の交付を受けて合併したる場合は、清算所得は十萬圓にして内積立金より成る部分五萬圓、其他の部分五萬圓となる。

合併の場合には清算人は在らず、一切の權利義務は合併会社が承継するを以て、合併後は被合併会社に屬する申告及納税の義務も亦一切合併会社が承継することとなる。(税法第十二條等)即ち被合併会社の清算所得は、合併の日より十四日以内に合併会社より申告すべきものとす。(税法第二十四條、施行規則第十八條)

申告書には、合併に關する書類及合併に依り繼承したる資産の明細書を添付す。様式は他の場合の申告に準ず。

(註二) 爰に合併差益と云ふは利益とは雖、必ずしも課税すべき利益のみに非ず。その合併差益が被合併会社の積立金より成る場合は、その利益に對しては既に被合併会社に於て積立の當時課税されたものなるを以て、再び合併差益として課税所得中には算入せず。

例之、拂込資本金二十五萬圓、積立金五萬圓の會社を、新株二十五萬圓を交付して合併したる場合は、二十五萬圓の

新株に對し三十萬圓の財産を受入るを以て五萬圓の合併差益を生ずるも、之は被合併会社の積立金に屬する財産を受入れたるに外ならざるを以て、この五萬圓は總益金中に算入せず。若し新株二十四萬圓を交付して六萬圓の合併差益を得たる場合、始めて課税すべき合併差益一萬圓を生ず。

第十一節 同族會社

以上述べたる所は、普通の事業會社に對するものなるが、税法は別に同族會社なるものを規定せり。個人企業を法人組織と爲す場合の如き、多くこの同族會社となる。

同族會社とは、株主又は社員の一入及之と親族、使用人等特殊の關係ある者の株式金額又は出資金額の合計が其の會社の株式又は出資金額の總額の二分の一以上に相當する會社を謂ふ。(税法第二十一條ノ二第二項)

即ち一人が資本の半以上を獨占する會社にして、單に一人と限定するときは父子兄弟親族其他特殊關係者に名義を與へて分割するの弊あるを以て「……及之と親族、使用人等特殊關係ある者」と爲したる也。

加算税額 同族會社が

- 一、事業年度の普通所得中留保したる金額が其の事業年度に於ける普通所得の十分の三に相當する金額を超過するときはその超過額。
- 二、普通所得中留保したる金額が從來の積立金と累計して拂込株式金額又は出資金額の半額を超過するときはその超過額。

の何れかに該當する場合はその超過額に對し次の税率を適用して算出したる税額を加算して徴收することを得るものとす。(税法第二十一條ノ二第一項)

加算税額の税率は其の事業年度の普通所得を年額に換算し、

五萬圓以下の金額	百分の十
五萬圓を越ゆる金額	百分の十五
十萬圓を越ゆる金額	百分の二十
五十萬圓を越ゆる金額	百分の二十五
百萬圓を越ゆる金額	百分の三十

の割合を乗じたる合計金額の普通所得年額に對する割合とす。

(例)

事業年度	六ヶ月
普通所得	五十萬圓内留保額二十萬圓
拂込株式金額	五百萬圓
積立金額	二百四十萬圓

右の場合

- (一) 普通所得五十萬圓の十分の三——即ち十五萬圓を超過する留保額五萬圓
- (二) 積立金額に當期留保額を加へ二百六十萬圓——即ち拂込株式金額の半額二百五十萬圓を超過する留保額十萬圓

(右の如く(一)(二)の何れにも該當する場合は多額なる一方——此例にては(二)の十萬圓——に適用す)

加算税率——普通所得年額百萬圓

五萬圓以下	百分の十	五千圓
五萬圓超過十萬圓以下	百分の十五	七千五百圓
十萬圓超過五十萬圓以下	百分の二十	八萬圓
五十萬圓超過百萬圓以下	百分の二十五	十二萬五千圓
合計	二十一萬七千五百圓	
普通所得年額百萬圓に對する割合	二二%七五	
加算税額		

(二)の十萬圓に對し 二二%七五 即ち二萬一千七百五十圓

計算又は行爲の否認 同族會社の行爲又は計算にして、その會社の所得又は株主社員(若は之と親族、使用人等特殊の關係ある者)の所得に付所得税連脱の目的ありと認めらるゝものある場合に於ては、その行爲又は

計算を否認し、適當と認むる所得金額を決定することを得るものとす。(税法第七十三條ノ二)

斯くの如く同族會社に對して特別の重課を行ふは、此等の同族會社は其の内容實質殆んど個人と同様なるに拘らず、法人に對する普通の課税に止むるときは、單に法人の形を以て課税を受くるの故を以て個人に比し著しく其の課税の負擔軽く、彼是權衡を失すること大なるを以て、其の權衡を保持し以て法人の形式を假裝して脱税せんとするものを豫防するの方策に出でたるものなり。

第三章 個人の所得税

第一節 總 說

個人企業に對する所得税を説くに當り、先づ個人所得税(第三種所得税)の全般に就き概説すべし。蓋し法人に在ては大體法人の事業全部を以て企業經營と看做すべきが故に法人の所得税即法人企業の所得税と考ふることを得るも、個人の所得中には單純なる勤勞の所得、純然たる資本の利子、その他種々なる所得を含み、企業より生ずる所得は假令その重要なる部分を占むるにせよ、その全部なりとは爲し難し。然るに第三種所得税は之等種々なる所得を一切綜合して、その綜合所得を單位として課税するが故に、單に一部分たる企業所得の説

明のみに止め難きものあるを以て也。

納税義務者

納税義務者は二者に分つを得。その一は、税法施行地内に住所を有する者又は一年以上居所を有する者なり（税法第一條）日本人たると外國人たるとは問はざるも、日本人なるときはその人の全所得——税法施行地内より生ずる所得たると施行地以外より生ずる所得たるとを問はず課税せらるゝも、外國人即ち日本に國籍を有せざる者なるときはその者の税法施行地外に於ける資産、營業、職業より生ずる所得には課税せず。（税法第十八條第六號）例之、日本内地に住所を有する日本人が外國に於て營業を爲せる場合はその營業の所得も綜合課税せらるゝも外國人が日本に渡來して一年以上居住したりとしてその人の外國に於ける所得には課税せず、日本内地に有する資産、營業、職業等の所得にのみ課税することゝなる也。

納税義務者のその二は、日本内地に住所も一年以上の居所も有せざる者にして、日本内地に資産又は營業を有する者につき、その資産、營業より生ずる所得に課税す。（税法第二條）即ち外國人の日本支店の如きものに課税する也。

課税標準の範圍

第三種所得は、個人に屬する一切の所得を綜合計算するものなるが、

一、第二種所得に屬するものは算入せず之は課税の重複せざるためにして、既に説明したる處なり。

二、國債、復興貯蓄債券の利子には一切の所得税を課せざること之亦法人の所得税に於て説明したるが如し。
三、その他所得税法及他の特別法に於て課税外に置くものを列記すれば凡そ左の如し。

- (1) 軍人從軍中の俸給及手當、
- (2) 扶助料及傷痍疾病者の恩給又は退職料、
- (3) 旅費、學資金、法定扶養料、
- (4) 郵便貯金、産業組合貯金、銀行貯蓄預金の利子、
- (5) 營利の事業に屬せざる一時の所得、
- (6) 日本に國籍を有せざる者の税法施行地外の資産、營業、職業より生ずる所得、
- (7) 外國人の外國船舶の所得（詳細後述）
- (8) 軍事救護法による救護金品、
- (9) 健康保險法による給付、

第三種所得税は以上の範圍による課税すべき所得を、次に述ぶるが如き計算方法に依り綜合計算の上その合計金額が千二百圓に満たざるときは課税せず、この千二百圓未滿なる金額は、一切の控除金を控除し、又戸主家族にして同居する者は各人の所得を合算して決す。（税法第二十條）

所得の計算方

個人の所得はその種類に依りて計算方を異にす。（税法第十四條）

二、營業に非ざる貸金、第二種所得に屬せざる預金の利子は、前年中の收入金額そのままを所得とす。

- 一、山林より生ずる所得は前年中の収入金額よりその山林育成に要したる一切の経費を差引き計算す。
 - 三、賞與（及賞與の性質を有する給與）は自前年三月至本年二月の間に於ける収入額そのまゝを所得とす。
 - 四、法人の利益配當（利息の配當、剩餘金の分配を含む）は、自前年三月至本年二月収入金額よりその十分の四を差引き残額を所得とす。
 - 五、賞與以外の諸給與（俸給、給料、歳費、年金、恩給、退職料、等）は前年一月一日より前年十二月三十一日迄の収入金額を所得とす。但し前年中途より受くるものは本年分の豫算に依る。
 - 六、以上の外の一切の所得は、前年一月一日より、前年十二月三十一日までの収入金額より、その収入を得るに必要な経費を控除して計算す。但し之も前年中途より生じたる所得は、本年一月より十二月までのものを豫算して定む。
- 本書に於て詳説すべき企業所得の計算方は、右の第六號による。

勤勞所得控除

右の賞與及其他の諸給與を勤勞所得とし、これらの勤勞所得は一應収入額そのまゝを所得とし、其の人の總所得額が一萬二千圓（同居家族の所得は合算して）以下なるときは次の金額を控除して課税所得とす。

- (一) 總所得六千圓以下なるときは勤勞所得の二割額
- (二) 總所得一萬二千圓以下にして勤勞以外の所得六千圓以下なるときは、勤勞以外と合せて六千圓になるま

での勤勞所得額の二割額及びそれ以上の勤勞所得額の一割額。

- (三) 總所得一萬二千圓以下にして勤勞以外の所得が六千圓を超える場合は、勤勞所得額の一割額。

家族扶養費、生命保険料控除

さらに、左記の条件により、家族及生命保険料の控除を爲す。然れども控除を受くべき者は其の申請を爲さざるべからず、勤勞所得の控除は所得計算上當然控除するも本項の二つの控除は、控除すべき要件を具ふるも控除の申請なきときは控除せず。

家族扶養費控除は、其の年三月一日現在に於て、同居の戸主家族中、年齢十八歳未満の幼者、六十歳以上の老及不具癱疾者あるときは、一人につき百圓を申請者の所得中より控除す。但しこの控除は、一家族の總所得合せて三千圓以下なるものに限る。それ以上の大納税者に對しては家族扶養費の控除は爲さず。

生命保険料の控除は、總所得額には制限無し、いかなる大所得者に對しても控除を認むるものなるも、その控除額は所得者一人に付二百圓を限る。之は所得者が自己又は家族（或はその相續人）を保険金受取人とする保険契約のために前年中に拂込みたる保険料額（二百圓を超える場合は二百圓迄）を所得より控除す。

第三種所得税は、以上述べたる計算方に依り計算したる所得より、勤勞、家族、保険料等の控除を爲しその残額が、同居家族分を合して一戸千二百圓以上なるときに課税せらるゝものとす。

第二節 企業所得

所得の計算方は右に略述せる所の如く、貸預金（営業以外の）山林、賞與、配當、諸給與、の特殊のものを除き、その他のあらゆる所得は總て、

- 一、前年一月一日より十二月三十一日まで（但し中途のものは本年分の豫算）の、
- 二、總収入金額より、
- 三、必要の經費を控除して、

計算し、一般企業に屬する所得も亦此原則に従つて算定すべきものとす。

計算期間

計算すべき期間は、前年の一月一日より十二月三十一日までの一ケ年とす。即ち前年中の成績に依つて本年の課税標準額を決定する也。

然れども之は前年一月一日より現在（本年分の調査、決定の當時）まで引續き營業せる場合に限り、前年の中途以降に於て開業したるもの、廢業したるもの、即ち前年一月一日より引續かざるもの所得は、本年分の豫算により計算す。例之、前年の中途に於て開業したるものは本年一月一日より十二月三十一日までの豫算、本年の中途に於て開業したるものは、開業の日より十二月三十一日までの豫算、又前年の中途に於て廢業したるものは本年分は無く豫算は零、即ち本年は所得は計上せず、本年に入て廢業したるものは本年一月一日より廢業までの豫算による。仍ほ豫算とは云ふもとへば五月に調査決定をすれば、一月より五月まではその實績額、五月より十二月までの分は豫想額、この二者を合したるものが所謂本年分の豫算となるなり、故に本年に入り廢業したるものの豫算は、實は一月より廢業までの實績なりとす。

調査當時より十二月までの豫算の方法は、前年中途よりのものならば、その前年中の成績を參酌し又本年一月より調査當時までの成績等によつて適當に見積るべく、その方法は業種により業態により又當時の社會經濟の狀況により必ずしも一定せざるべし。

前年中途以後に於て相續したる場合は、相續人が相續前より營業せるものとして計算す。即ち相續前後通算すべきものとす。

總収入金額

収入金額に計上すべきものは、營業に關する一切の収入とす。例之、物品販賣業に於ては主たる収入は商品の販賣益なるも、或は不用品の賣却代、運賃の割戻、手数料その他附隨して生ずる一切の収入を計上すべきものとす。但し前に述べたる如く第二種所得に屬するものは第三種所得に綜合せざるを以て、銀行預金の利子收入或は營業上の擔保品等としての公債、社債等を所有しその利子收入あるも算入せず、公債のうち日本國債は全然所得税を課せざることも既に述べたる處なり。

必要経費

必要の経費も亦営業上の一切の経費を含む。しかし乍ら経費中には往々営業用外のものと混同さるゝものも尠からず、所得計算上總収入金額より控除すべき経費は、仕入品の原價、原料品の代價、場所物件の修繕費、同借入料、場所物件又は業務に係る公課、雇人の給料、其の他収入を得るに必要なものに限る。家事上の費用及之と關聯するものは控除すべき経費に算入せず。(施行規則第七條)

家事費及家事關聯費 家事費が営業経費と認め難きことは説明するまでもなし。子女の教育費、婚嫁費、住居その他私生活上の費用は営業所得計算上何等の關係無し。

家事に關聯する費用とは、家事費と營業費との相互に關するが如きものにしてたとへば住宅兼店舗の借入料の如きものなり。これらは必要経費として認めざるを原則とするも、實際の取扱上は、例之、住宅兼用の家屋の家賃と雖、その主なる部分が營業用なるが如き場合(例、料理店、旅人宿業等の如き)に於ては、營業用の部分を適當に見積り必要経費に算入す。

減價償却、評價減等の如き所謂觀念上の損金は必要経費と認めず。税法上第一種所得金額算定上は、總益金より總損金を控除し、第三種所得に於ては總収入金より必要経費を控除す。この總益金總損金は會計學上の用語とその意義を同じくするものと解せられ、評價上の損益、減價償却金等觀念上の損益をも包含するものとして扱はるゝも収入及経費とは、現實の収入、支出を意味するものと解し、所有資産の評價益の如きを總収入に

加算せざると共に、減價償却、評價損等を経費とも爲さず。但し實際の取扱上は固定資産の減價著しく償却の確實と認むべきものは之を必要経費に算入せらる。

負債利子 營業資金を借入れたる場合の借入利子は経費なるも、營業に關係なき負債利子は控除されず。

營業用土地家屋器具機械等に要する地租、家屋税、自轉車税、車税、等の如き公課、借地料、借家料の如き借料、破損滅失に對する修繕、補充の費用、火災保険料、等は何れも経費とす。

營業收益税は營業経費と認めらるゝも、所得税は業務に係る公課と認めず。

損失控除

以上の計算に依つて、差引損失となりたるときは、他の資産又は職業の所得(但し貸預金、山林、賞與、配當、は特定のものにして別とす)あれば差引計算す。例之、商業の損失一千圓、貸家の所得五千圓の場合に差引貸家所得四千圓と計算する也。

第三節 調査決定の手續

第三種所得金額は、毎年納税義務者の申告に依り、申告なきとき又は申告を不相當と認むるときは稅務署長の認むる所により決定原案を作成し、之を納税者より選出せられたる所得調査委員會の議に附し、その決議に基き稅務署長に於て決定し、之を各納税義務者に通知す。(税法第二十六條、第五十九條)

申告

第三種の所得に付き納税義務を有する者は毎年三月十五日迄に所得金額を詳記して所轄税務署長に申告すべきものとす。(税法第二十五條)

家族扶養費、生命保険料の控除を受けむとする者は右の申告と同時に申請するを要す。

申告及申請の書式は別に一定したる形式無きを以て要件を具備すれば足る。但し税務署に於て豫め一定の用紙を印刷しあるを以てなるべく之に據るを便宜とすべし。(註一)

申告を怠りたる時申告を偽りたる時に於ても別に制裁なし、然れども故意に詐偽その他不正の行爲を以て税務署長を誤らしめ因て税金を遁脱したる場合は脱税金高三倍の罰金又は科料に處せらる。(税法第七十四條) 仍ほ申告を爲さざる場合は、自然家族扶養費、生命保険料の控除をせられず又所得調査委員改選期に於てはその選舉被選舉の權を失ふべし。

調査

税務署長は申告の有無當否に拘らず、直接間接の資料を蒐集し、各納税義務者の所得金額を調査す。

税務署長は納税義務者、同見込者、及び此等の者に金錢又は物品を支拂ふ義務有りと認めらるる者等に對しその納税義務者、見込者の所得に關する事項を質問することを得。(税法第五十七條、第五十八條)

所得調査委員會

各税務署所轄内(市制地に在りては大抵市部と郡部とに分つ)に所得調査委員會を置き、任期を四ヶ年とし各納税義務者中より選出せられたる所得調査委員(土地により定員四人乃至十三人)によつて組織し、税務署長の諮問に應じ、第三種所得金額、乙種資本利子金額、個人の營業純益金額を調査す。

調査委員會は毎年四五月の交を以て開き、開會日數三十日以内に於て納税者の數に應じ定めらる、調査委員會は遅くも五月末日迄に議決するを要す。

決定

税務署長は、調査委員會の議決を相當と認むるときは之に依りて決定し、然らざるときは再調査に附し、再調査決議を仍ほ不相當と認むるときはその決議に據らずして決定し得る場合あり、調査委員會が開會期日内又は五月末日迄に議了するに至らざるものに付亦税務署長はその認むる所により決定す。

決定金額は税務署長より各納税義務者に通知す。その決定金額に異議ある者は、決定通知書の送達を受けたる日より二十日以内に審査の請求を爲すことを得。(審査その他の救濟規定は後述参照)

調査提出

使用人に對して俸給、給料、手當、賞與又は恩給の如きものを給與する者は、その各人毎の支給額の調査を所轄税務署長に提出するを要す。

又、利益若は利息の配當を爲す法人は、毎配當期に於て各受領者の住所、氏名、配當金額等の調査を税務署

第四節 税率、納期、納税地

税率

第三種所得税は左の税率に依り賦課す。(税法第二十三條)

第三種所得税税率表

所得金額	税率	累計税率	所得金額	税率	累計税率
千二百圓以下	百分の〇・八	—	三萬圓以下	一五	二、八六五・六〇
千二百圓ヲ超ユル金額	二	九・六〇	三萬圓ヲ超ユル金額	一七	五、八六五・六〇
千五百圓同	三	一五・六〇	七萬圓同	一九	九、二六五・六〇
二千圓同	四	三〇・六〇	十萬圓同	二一	一四、九六五・六〇
三千圓同	五	七〇・六〇	二十萬圓同	二三	三五、九六五・六〇
五千圓同	六・五	一七〇・六〇	五十萬圓同	二五	一〇四、九六五・六〇
七千圓同	八	三〇〇・六〇	百萬圓同	二七	二二九、九六五・六〇
一萬圓同	九・五	五四〇・六〇	二百萬圓同	三〇	四九九、九六五・六〇
一萬五千圓同	一一	一、〇一五・六〇	三百萬圓同	三三	七九九、九六五・六〇
二萬圓同	一三	一、五六五・六〇	四百萬圓同	三六	一、二二九、九六五・六〇

(算出方法)

一、税率は所謂超過累進率にして、即ち超過金額に丈け高き率を適用する也。例之、千八百五十圓の所得なる場合は千二百圓以下(百分の〇・八)に對し九圓六〇。千二百一圓より千五百圓迄の三百圓に對し(百分の二)六圓〇〇。千五百一圓より千八百五十圓迄の三百五十圓に對し(百分の三)一〇圓五〇と夫々算出し、この税額合計二六圓一〇を得るが如し。累計税額と云ふは直前の累進率迄の税金額を示したるものにして例之、前例に於て千五百圓迄の累計税額は本表に依り直ちに一五圓六〇を得、之に千五百圓を越ゆる端數三百五十圓に對しては百分の三の税金を算出して一〇圓五〇を得、この二つを合計すれば即ち所得税二六圓一〇を得るが如し。

この税率適用に就ては左の規定あり。

一、同居家族分の所得金額は合算して此税率を適用し、得たる税金を各人の所得に按分して、各納税額を定む。

一、山林の所得は、他の(山林以外の)所得とは別に税率を適用し、且つその所得額を五分したるものに對する税金を五倍したるものを山林所得の税金とす。(例、山林所得五千圓、山林以外所得五千圓計一萬圓の場合山林所得五千圓の五分の一の千圓に對する税金(百分の〇・八)八圓を五倍したる四〇圓を山林の税金とし、山林以外の五千圓には普通の税率を適用し一七〇圓六〇を得、合計二一〇圓六〇を一萬圓の税金とす。)

納期

第三種所得税は年税額を四分し左の四期に徴收す。(税法第六十七條)

第一期 其の年七月一日より三十一日限

第二期 其の年十月一日より三十一日限

第三期 翌年一月一日より三十一日限
 第四期 翌年三月一日より三十一日限

總て税金は、税率を適用して算出したるものに錢位未滿の端數あるときは之を切捨て、各納期に分つ上に於て端數を生ずるときは第一期分に合算す。

(例) 所得金額一、五二二圓

此税金算出額	六八五・〇九五
徴收税額	六八五・〇九〇
第一期分	一七一・二八〇
第二期分	一七一・二七〇

(第三、四期分は第二期分と同じ)

仍ほ、課税標準(所得金額)は圓位に止む。

納税地

第三種所得税は、納税義務者の住所地、住所なきときは居所地を以て納税地とす。但し住所地以外に居所あるものは申告して居所地を納税地とすることを得。(税法第七十二條)

納税地とは、所得税の申告を爲し決定を受くる場所を云ふ。納税地以外の地に在る所得は總て納税地に於て綜合課税せらるべきものとす。

納税地を変更する場合(例、住所移轉の如き)は納税地變更の申告を爲すべきものとす。又納税義務者納税地に現住せざる時は納税に關する一切の事項を處理せしむるため納税管理人を定め稅務署に申告すべきものとす。(税法第七十三條)

第五節 減損更訂

第三種の所得金額は既に略述したるが如く、貸預金、山林、賞與、配當の所得は全然實蹟に課税するも、諸給與及以上の五種目を除く一切の所得(假りに之を其他所得又は六號所得と云ふ)は原則としては前年の實蹟に依り、前年一月一日より引續きたるに非ざるものに付ては本年の豫算に依る。

而してこの實蹟又は豫算に依る所得の決定額の合計(諸給與所得と六號所得の合計)に對しその年の實蹟が二分一以下に減少したる場合は、翌年一月中に稅務署に減損更訂の請求を爲し得るものとす。(税法第六十四條)

例之、前年の實蹟に依り昭和五年分商業所得一萬圓、俸給所得二千圓合計一萬二千圓の決定を爲したる場合昭和五年中の實蹟に於ては商業三千圓、俸給二千圓に過ぎざりしとせば合計五千圓にして、決定額一萬二千圓の二分の一以下なるを以て更訂の請求を爲し得る也。この場合更訂に關係なき所得(例之、配當金、賞與金の如き)を有するも之は二分の一以下なりや否の計算には算入せず、更訂すべきや否は單に諸給與及六號所得のみの合計を對比して決すべきものとす。

減損更訂の申出に對しては税務署長は所得額を再査し、減損の事實を認めたるときは、所得額を更訂して之を納税義務者に通知し、税金の過納あるときは還付す。(税法第六十五條)

税務署長、所得額を再調して二分の一以上の減損無しと認むるときは、その請求を却下す。

却下の處分に不服ある者及更訂せられたるも仍ほその額に不服ある者は、所轄税務監督局長に訴願を爲すことを得。

右訴願の裁決に對し仍ほ不服ある者は、行政裁判所に出訴し、又は大藏大臣に訴願することを得。この行政訴訟又は大臣に對する訴願の手續は後述救済規定中、審査決定に對する不服の場合と同様也。

第四章 救済規定

第一節 審査

第一種所得金額の決定及同族會社に於ける加算税額の決定、第三種所得金額の決定、は夫々之を納税義務者に通知すべきこと前に述べたるが如し。

納税義務者これらの通知を受け、その決定額に不服ある場合は、決定通知書を受領したる日より二十日以内

に不服の事由を具して所轄税務監督局長に審査の請求を爲し得るものとす。(税法第六十條)

各税務監督局所轄内に所得審査委員會を置く。所得審査委員は所得調査委員中より府縣毎に一名(北海道は四名)を互選したる者及税務監督局高等官三名(大藏大臣より任命したる者)を以て組織す。

審査請求書(註一)は、税務監督局長に宛て税務署長を経由して提出するものとす。税務署長之を受理したるときは自己の意見を添付して税務監督局長に送付し、税務監督局長は更に双方の申立を調査したる上決定原案を作成して審査委員會に諮問す。その諮問の手續等は大體所得調査委員會に於けると同じ。

税務監督局長は、右審査委員會の決議に依り審査額を決定し之を納税義務者に通知す。

(註一) 審査請求書の形式に就ては税法上別に定まりたるものなし、左に一例を示すべし、第三種所得に對する場合も之に準じて可なり。

自昭和何年何月何日	至昭和何年何月何日	事業年度分第一種所得金額審査請求書
一、決定所得金額	普通所得	何 圓
	超過所得	何 圓
右何税務署長ヨリ所得金額決定通知書何月何日受領致候處左記事由ニ依リ異議有之候條何所得何程ニ更正相成度所得税法第六十條ニ依リ審査請求候也		
年 月 日	番地
	何々會社代表者何	某園

何税務監督局長殿

一、不服ノ事由

一、何税務署長ハ當會社ノ決算何々ヲ否認シ、利益何程ト認定決定セラレタルモ右ハ別紙決算報告書ノ通り利益何程ニ付更正相成度

(一)、何々何程ハ當會社ノ支出シタル損金ナルニ拘ラス何税務署長ハ之ヲ否認セラレタルモ右ハ何々ノ事由ニ依リ(別紙證據書類ノ通)相違無之ニ付所得額何程ニ更正相成度)

(一)、何々)

一、添付書類

一、決算報告書

(一)、何々計算書

(一)、何々

以上

第二節 訴願

訴願とは行政官廳の不當違法の處分に依り權利を侵害せられたりと爲す者が、その上級官廳に救済を求むる手段を云ふ。

訴願は處分官廳を經由して直屬の上級官廳に提起すべきものとす、即ち税務署長の處分に對しては先づ税務監督局長に訴願すべく、局長の訴願裁決又は處分に不服ある場合は大藏大臣に訴願するものとす。如何なる場

合に於ても大臣は最上級の官廳なるを以て訴願も亦その以上に提起するを得ず。

故に税務署長の處分たる第三種所得税減損更訂に對する訴願は税務監督局長に提起すべく、税務監督局長の處分たる審査決定に對する訴願は大藏大臣に致すべき也。減損更訂に對する訴願につき税務監督局長の訴願裁決に不服あるときは亦大藏大臣に訴願し得ること右に述べたる所の如し。

訴願は、處分を受けたる後六十日以内に提起することを要するものとす。その裁決に不服なるにより更に上級官廳に訴願するは裁決を受けたる日より三十日以内たることを要す。但し以上の制限日數には郵便遞送日數を加算せず、又期限經過後に於ても行政廳に於て宥恕すべき事由ありと認むるときは仍ほ之を受理するを得。訴願は法人よりも之を提起することを得。

訴願書は別に一定の形式無しと雖、文書を以て提起することを要し、不服の要點、理由、要求及訴願人の身分、職業、住所、年齢を記載し、之に署名捺印すべきものとす。その侮辱誹毀に涉るものは受理せられざるべし。(註一)

(註一) 訴願書の例を示す。

訴 願 書	
戸主	………番地
何業	
訴願人 何	某
(何年何月生)	

一、裁決ヲ仰ク要旨
 昭和何年何月何日ヲ以テ何稅務監督局長ノ決定シタル訴願人ノ昭和何年分第三種(何事業年度分第一種)所得金額何程ヲ何程ニ更正セラレムコトヲ求ム

一、事實

一、何稅務署長ハ昭和何年何月何日附テ以テ訴願人ノ昭和何年分第三種所得金額ヲ何程ト決定何月何日決定通知書ヲ受領シタリ

二、訴願人ハ右決定ニ不服ナリシテ以テ昭和何年何月何日何稅務監督局長ニ審査請求ヲ爲シタル所
 同局長ハ昭和何年何月何日附テ以テ所得金額何程ト決定何月何日決定通知書ヲ受領シタリ

一、不服ノ事由

一、何稅務監督局長ノ決定セル所得金額中ニハ小生ノ名義株ニシテ事實小生ノ代表スル何會社所有ノ何々會社株式配當金何程ヲ算入シアルモ右ハ小生ノ所有ニ非サルニ付除外セラレ度

(一、何稅務署長及何稅務監督局長ノ所得決定ハ何レモ訴願人ノ何々業ニ關スル所得ヲ認定決定セラレタルモノナルモ事實別紙計算書ノ通所得何程ニ付更正セラレ度)

(一、何々)

一、立證

一、別紙何會社ノ證明書(決算報告書)ニ依リ何會社配當金ハ何會社ノ所有ナルコトヲ立證ス

一、何々ニ依リ何々ヲ立證ス

一、添付書類

一、所得金額審査決定通知書寫 一通

一、何々計算書

一、何々證明書

一、何々

以上

右御裁決相成度訴願仕候也

年 月 日

大藏大臣 何某殿

右訴願人 何某

第三節 行政訴訟

行政訴訟とは行政裁判所に出訴することを云ふ。

行政裁判所は東京(麴町區紀尾井町)に置き、行政官廳の違法處分に由り、權利を毀損せられたりと爲す者の出訴を裁判す。

行政訴訟は各省大臣に訴願したる事件に付ては提起するを得ず、故に租税の事件に付ても大藏大臣に訴願したるものは行政訴訟を提起するを得ざるものとす。即ち最後の救濟手段として大臣に對する訴願か、行政訴訟かその何れか一方を限り選ぶべきこととなる。但し大臣に非ざる地方上級官廳の訴願は必ず之を経べきものとす。故に稅務署長の處分に不服なる場合は必ず先づ稅務監督局長に訴願し、その裁決に仍ほ不服なるとき始めて出訴し得るものとす、稅務監督局長の處分に對しては更に上級の地方行政廳無きを以て直ちに出訴するを得。

行政訴訟は訴狀を行政裁判所に提出して之を爲す、訴狀には左の事項を記載し、原告署名捺印すべきものとす

一 原告の身分、職業、住所、年齢

二 被告の行政廳名又は其の他の被告

三 要求の事件及其理由

四 立 證

五 年 月 日

その他の訴訟手續は大體民事訴訟法に倣ふ。但し事訴訟に屬するを以て辯護士に委任する方便宜多かるべし。仍ほ訴訟提起期間は、行政廳より處分書又は裁決書の交付又は告知を受けたる日より六十日以内とす。この日數は原告の住所が遠隔の地に在るときは相當伸長せらるべし。

第五章 特殊企業と所得税

如上説き來りたる所は總て普通の企業、普通の場合に就き述べたるものにして、所得税法若は其他の法令に依り特殊の企業に對し特殊の課税方法を探るものあるも、これらは總て説明の煩雜を懼れて説き及ばざりしものとす。以下本章を設けて夫々に就き略述すべし。

第一節 信 託

信託利益の所得税

信託とは財産權の移轉その他の處分を爲し他人をして一定の目的に従ひ財産の管理又は處分を爲さしむるを云ふ。

營業として信託の引受を爲すは主務大臣の認可を受くることを要し、その營業は資本金百萬圓以上の株式會社に非ざれば營むことを得ざるものとす。

信託に於ては財産の所有名義は受託者たる信託引受者（即ち營業の場合は信託會社）に在るも實質的の所有權は委託者に在り亦實質的の利益享受の權利は委託者又はその指定したる受益者に在るものなるを以て單純に財産の所有權者が同時に財産利益の享受者たる普通の場合に則り定めたる所得税法上に於ては、信託財産に付ては幾多の例外を認めざるべからざるものあり、即ち先づ貸付信託に就ては第二種所得税を課し、又その他の信託財産に付ては信託利益の受益者がその財産を所有するものとして税法を適用す。その受益者の未定なる場合は假りに受託者（信託會社）を以て受益者と看做し課税するも、この場合は信託會社固有の所得と區別し、一信託毎に各別に個人の所得税として課税するものとす。この點に於て信託會社は受益者不特定又は不存在的信託利益に就ては受益者の代理として所得税を課せらるゝ地位に置かるゝ也。（税法第三條ノ二）

信託會社の所得税

信託會社の所得計算に付ては、

(一)貸付信託以外の信託財産に付てはその財産を受益者が所有するものとして課税するを以て、當然信託會社固有の損益には算入せず(税法第三條ノ二第一項)

(二)貸付信託に付てもその収入支出は信託會社固有の總益金總損金より控除す(同第四項)

の旨を規定し、結局信託會社固有の所得に就てのみ計算すべきことを明にせり。

而して信託會社固有の所得の計算方は他の普通の會社と異ることなく、總益金より總損金を控除して算定す。

第二節 保險會社

税法第四條に於て『法人の普通所得は各事業年度の總益金より總損金を控除したる金額に依る、但し保險會社に在りては各事業年度の利益金又は剩餘金に依る』と規定して保險會社に關し殊の算定方法を探るが如きも之は保險相互會社に在りては、總益金、總損金——從つて利益金なる觀念他の株式會社と異なるものがあるが爲め他會社の利益金に相當すべきものに剩餘金なる名稱を附せるを以て結局『保險株式會社に在りては總益金より總損金を控除したる利益金、保險相互會社に在りては同様の性質たる剩餘金』を以て所得金額と爲すべき意に外ならず。實質的には保險會社たると然らざるとに依りて何等の區別あることなし。

保險契約に因る配當金又は配當準備金は、利益金又は剩餘金算出上控除するものとす。

相互會社の基金利息は、之を損金として計算す。

同上基金配當は剩餘金の分配(即ち利益配當同様)として取扱ふ。

保險責任準備金は利益の留保に非ざるを以て益金に算入せず。

保險支拂備金も亦損金とす。

第三節 貯蓄銀行、無盡會社

これらの會社は、特別の課税方法を探ると云ふに非ず、その總益金より總損金を控除すること他と異なることなし。唯左記、二三點の注意を述ぶる爲め節を設けたるのみ。

貯蓄銀行法に依る定期積金に對する給付補填備金は、之を積立てたる事業年度の損金とす。

無盡會社の無盡給付資金は損益に關係なきものとして取扱ふ。

第四節 外國會社、外國人

爰に外國會社と云ふは、税法施行地外に本店を有し、税法施行地内に資産又は營業を有する會社にして、外國會社の所得は結局税法施行地内の資産又は營業に關する總益金、總損金に依り計算すべきものとす。要之、内國支店分の決算に依り課税することとなる也。

外國會社の内地に於ける所得は右の如く計算することを得るも、超過所得計算の基礎たる資本金額は、之を

見積区分せざるべからず、税法は大體總資産價格と、税法施行地内に於ける資産價格との割合に依り總資本金額を按分計算すべきこととし、資産價格の割合に依るを不適當とするときは、収入金の割合、所得の割合その他適當なる方法に依ることを認めたり。(施行規則第二條)

爰に外國會社と云ふは、朝鮮、臺灣、樺太及關東州に本店を有するものを除く、これらの會社は各其の地の所得税令に依り、内外通じたる所得金額を其の地に於て算定課税せらるゝにより、之に内地の所得税を課せざること既に述べたる處の如し。

外國人と云ふは、日本内地に住所又は一年以上の居所を有せずして、日本内地に資産又は營業を有する者を假稱する也。

右外國人の内地に於ける所得の計算方は、内地の資産營業に付、總収入金額より必要の經費を控除すること内地人の第三種所得計算と同一とす。

爰に外國會社又は外國人なるが故に特に免除する所得あり、即ち『日本に住所を有せざる外國人又は外國法人には、外國の船籍を有する船舶の所得……に付所得税……を免除す、但し其の船籍國が日本船舶の所得……に付同様の免税を爲さざる場合に於ては此の限に在らず』(大正十三年法律第六號)と定め、相互的に免税を爲すべきことを規定す。(法文中……を附したるは營業收益税に關する事項にして、營業の純益に對する營業收益税も亦本法に依りて相互的免税を爲す也。)

現在相互的に免税を爲す國左の如し。

- 一、亞米利加合衆國(アラスカ、布哇、ヴァージンアイランドを含む)
- 二、丁抹國(フェロー群島、グリーンランドを含む)
- 三、英國(グレートブリテン及北部アイルランド聯合王國)
- 四、カナダ

第五節 重要物産製造業

爰に重要物産と謂ふは、左の物産を云ふ。(施行規則第十三條)

- 一、金、銀、鉛、亜鉛、鐵又はアルミニウムの地金
- 二、鐵の條、竿、テー形アングル形類、軌條、板、線及管(鑄製管を除く)
- 三、鋼の合金の條、竿、板及管
- 四、汽罐、原動機(機關車を含む)及動力を以て運轉する鐵製の機械
- 五、磷、曹達灰、苛性曹達、石灰窒素、磷酸アムモニウム、硫酸アムモニウム、石炭酸、クロル酸加里及グリセリン
- 六、製紙用バルブ

七、板硝子

八、コンデンスミルク

九、絹、亞麻又は毛の織物（本項の織物は動力を以て運轉する機械を使用し、幅鯨一尺八寸以上及長鯨尺三十尺以上のもののみを製造する者に限る。）

右の重要物産を製造する者の所得に對しては、その申請に依り開業の年及其の翌年より三年間所得税を免除す。（税法第十九條）

右の免税を受けむとする者は、法人に在りては第一種所得金額の申告と同時に、又個人は第三種の申告と同時に免税の申請を爲すべきものとす。

重要物産製造業所得と他の所得とを併せ有する者は之を區別したる計算書を添付すべきものとす。

重要物産の製造業を繼續し又は繼續と認むべき事實ある者に對しては免税期間の殘存せるときに限り其の免税期間を繼承す。

免税事業と其の他の事業とを兼營する法人の超過所得の基礎たる資本金額は、外國法人若くは非課税所得を併有する法人の場合に準じて按分計算すべきものとす。

第六節 製鐵業

(一) 主務官廳の認可を受け、一定の期間内に、一の場所に於て一年三萬五千以上の製鉄能力及一年三萬五千以上の製鋼能力を有する設備を新設したる製鐵事業者には、設備完成の年及其の翌年より十五年間其の設備を以て營む製鐵事業に付所得税を免除す。

(二) 前項の設備完成前、其の一部を以て製鐵事業を營む場合に於ても其の事業に付所得税を免除す。但し前項の規定に依る期間内に設備を完成せざるときは此限に在らず。

(三) (一)の規模に該當せざる設備を以て製鐵事業を營む者主務官廳の認可を受け一定の期間内に(一)の規模に該當するに至るべき設備を増設したるときは、その増設したる設備を以て營む製鐵事業に付免税す。(一)に該當する者作業上必要な場合に於て主務官廳の認可を受け一定の期間内に其の場所に於て製鉄又は製鋼の設備を増設したるとき亦同じ。

(四) 主務官廳の認可を受け一定の期間内に一の場所に於て一年五千二百五十以上の製鋼能力を有する設備を新設したる鍛鋼品又は鑄鋼品製造事業者、及一年二千五百以上の製鉄能力及又は製鋼能力を有する設備を新設したる低燐銑鐵製造事業者、坩堝製鋼事業者、電氣製鐵事業者、も亦免税す。

以上免税を受けむとする者は、重要物産製造業と同じく、所得申告と同時に免税の申請を爲すべく、課税事業兼營の場合に於ける資本金額の按分等亦之に準ず。

事業繼續者又は繼續と認むべき事實ある者に對しては殘存の免税期間を限り免税すること之亦重要物産製造

業に同じ。(以上製鐵業奨励法参照)

第六章 第一種所得税

第二種所得税は曩に述べたる如く源泉課税せらるゝものにして企業者に對して直接賦課せらるゝこと無きものなるを以て、爰に税率その他の概要を略述し、併せて第二種所得税徴收者としての銀行、信託會社、一般法人に對する若干の注意を述べし。

課税標準

第二種所得税を課すべきもの左の如し(税法第三條)

甲、税法施行地に於て支拂を受くる公債、社債若は銀行預金の利子又は貸付信託の利益、

乙、税法施行地内に住所又は一年以上居所を有せざる者の税法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人より受くる利益若は利息の配當、剰餘金の分配又は利益若は剰餘金の處分たる賞與若は賞與の性質を有する給與

税率及徴收方法

第二種所得税の税率は左の通りとす。(税法第二十二條)

甲	公債の利子	百分の四
乙	其他	百分の五
乙	其他	百分の七・五

税金は、所得額に右の税率を乗じ、全額一錢未満なるときは之を一錢とし、端數一錢未満なるときは切捨つ。

(例) 社債利子十五錢 五% 七厘五

右の場合税額一錢とす。

社債利子五十錢 五% 二五厘

右の場合税額二錢とす。

税金は公債、社債の發行者、銀行、信託會社、又は利益、賞與を外國に送る法人に於て、その利子、利益、賞與を支拂ふ際に之を天引し、その一ヶ月分を取纏め翌月十日迄に政府に納付すべきものとす。之を徴收せざるとき又は納付せざるときは、支拂者に對して滯納處分を執行して徴收す。

拂込に付ては第一號書式の拂込書に、第三號書式の計算を添付し、最寄の日本銀行本支店に税金を添へ拂込むものとす。仍ほ第二種乙の所得に對しては第四號書式の明細書を添付するものとす。

日本銀行本支店は第二號書式の領收證を拂込者に交付し、通知書を所轄稅務署長に送付す。(計算書及明細書は通知書に添付稅務署に送付す)稅務署長は此通知に依り税金の納付のりたることを了知し、夫々の手續を爲す

第二種に屬する所得を得るものが公共團體、公益法人等なるときは所得税を免除せらる(第一種所得税の項、

納税義務者の説明参照)るを以つて之等の法人は公債、社債に就ては取得又は喪失の都度之を利子支拂の取扱所に通知し、この通知を受けたる取扱所は其法人に支拂ふ利子に對しては税金を徴收せざるものとす。(この不徴收額は前記計算書に記載するものとす)銀行預金利子の受領者、貸付信託の利益の受益者が該當法人なる場合亦同じ。(註一)

(註一) 第一號書式(用紙適宜輪廓縦四寸五分横三寸三分)

第二種所得稅拂込書

第何號	何年度	大藏省主管		
租稅	所得稅	第二種所得稅		
何縣何市長 何 某 納 (其ノ他ノ公共團體又ハ會社等之ニ準ス)				
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 60%;">Y</td> <td style="width: 40%;">圓</td> </tr> </table>			Y	圓
Y	圓			
頭書ノ金額拂込候也 何縣何市長 何 某 團 (其ノ他ノ公共團體又ハ會社等之ニ準ス)				
日本銀行何店宛 大正何年何月何日				

備考一 本書ノ年度ハ拂込ノ日ヲ以テ區別シ記入スヘシ

第二號書式 (用紙適宜輪廓縦四寸五分横三寸三分二枚接續)

通 知 書

第何號	何年度	大藏省主管		
租稅	所得稅	第二種所得稅		
何縣何市長 何 某 納 (其ノ他ノ公共團體又ハ會社等之ニ準ス)				
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 60%;">Y</td> <td style="width: 40%;">圓</td> </tr> </table>			Y	圓
Y	圓			
大正何年何月何日領收 日本銀行何店 印 何稅務署長官氏名殿				

領收證書

第何號	何年度	第二種所得稅
何縣何市長		何某納
(其ノ他ノ公共團體又ハ會社等之ニ準ス)		
Y 圓		
大正何年何月何日領收		
日本銀行何店 印		

備考

一 日本銀行ハ本書式左側ニ原符ヲ附屬セシムルコトヲ得

第三號書式甲

(用紙縦五寸五分)

大正何年何月分
第二種所得稅徵收高計算書
貸付信託以外ノ分

區別	支拂ヘキ金額	支拂金		支拂未済金額	稅額	摘要
		課稅	非課稅			
何利	圓	圓	圓	圓	圓	
公債						
債子債子						
社債						
當配						
賞與						
銀行預金	定期預金					
	特別當座預金					
	通知預金					
	當座預金					
	...					
計						
合計						

大正何年何月何日
何縣、市、町、村又ハ何會社

備考

- 一 支拂フヘキ金額ノ欄ニハ其ノ月ニ於テ支拂フヘキコトノ確定シタル金額ト前月分支拂未済金額トノ合計ヲ掲クルモノトス但シ銀行預金利子ニ付テハ現實支拂ヲ爲シタル金額ノミニヨリ調理スルモ妨ナシ
- 二 非課稅ノ分ニ付テハ一人別明細書ヲ添付スルモノトス

第三號書式乙 (用紙縦八寸五分)

大正何年何月分
第二種所得税徴収高計算書
貸付信託ノ分

支拂フヘキ金額	支拂済金額		支拂未済金額	税額				摘要
	課税	非課税		當初算出税額	内控除第二種所得税額	シタル所得税額	差引税額	
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	

大正何年何月何日
何々信託會社

備考

- 一 支拂フヘキ金額ノ欄ニハ其ノ月ニ於テ支拂フヘキコトノ確定シタル金額ト前月分支拂未済金額トノ合計ヲ掲ケルモノトス但シ現實支拂ヲ爲シタル金額ノミニヨリ調理スルモ妨ナシ
- 二 控除シタル第二種所得税額欄ニハ所得税法第二十二條第二項ノ規定ニ依リ控除シタル第二種所得税額ヲ記載スルモノトス
- 三 非課税ノ分ニ付テハ一人別明細書ヲ添付スルモノトス

第四號書式 (用紙縦八寸五分)

配當及賞與明細書

住所氏名	區分	何月中何月何日	摘要
何々 何某	分當與 期配賞	大正何年何月何日	何會社

徴収義務者

公債の利子 府縣市町村債に就ては夫々府縣知事又は市町村長に於て徴収拂込むべきものとす。(日本國債に就ては課税せざること既述の通り)

社債の利子 社債發行者たる會社に於て徴収拂込むべきものとす。

銀行預金の利子 銀行業者より、

貸付信託の利益 信託會社より、

第二種乙の所得 之を支拂ふ法人より、

夫々徴収拂込むべきものとす。

仍ほ公債、社債に就ては發行者發行の都度その(一)公債、社債の名稱及其の總額(二)利子支拂期限及利率、

(三)償還の方法及期限(四)數回に分ちて拂込を爲さしむるときは其の拂込の金額及時期を記載したる調書を稅務署長に提出すべきものとす。

第二編 營業收益稅

營業收益稅は、營業を客體とし、營業純益を標準として課税す。

營業收益稅法の布かれたるは近く大正十五年の事に屬すと雖、國稅として營業に對する課税は明治二十九年以降營業稅法として行はれたりし也。唯營業稅法に於ては課税標準を賣上金額、收入金額又は營業場の建物賃貸價格、從業者數等の如き所謂外形標準を採りたるが爲め、租稅負擔力に伴はずとの非難あり、乃ち改めて營業收益稅となし課税標準を純益金額と爲したるものとす。

現行營業收益稅法に於ては、法人營業と個人營業とに分ちて課税方法を異にすること恰も所得稅法に於て第一種所得と第三種所得とを區別するが如し。

第一章 法人營業收益稅

納稅義務者

納稅義務を有する法人は、稅法施行地内に本店、支店其の他の營業場を有する營利法人とす。(稅法第一條)

營業收益税法施行地は、大體所得税法と同じく日本領土中、朝鮮、臺灣、樺太を除きたる日本内地とす、但し小笠原島及伊豆七島は所得税法は當分施行せざる事となるも、營業收益税に就ては如此除外例の規定なきを以て施行地とす。

營利法人に課するを以て公法人、公益法人及之に準ずる法人は之を除く、結局之もその範圍は大體第一種所得税の夫れと同一にして、商事會社（民法上の營利法人を含む）に限らるることとなる。

唯特殊の營業に對し、營業收益税を課せざる場合あり、左の各業を營む法人に於ては、第一種所得税は納税義務を有するも營業收益税は課せず。

生命保險相互會社には營業收益税を課せず。（保險業法第九十一條）

礦業に對しては礦業税を課す、從つて礦業權者の礦業に對しては營業收益税は課税せず。（礦業法第八十二條）

取引所に對しては取引所營業税を課し、亦營業收益税を課せざるものとす。

貯蓄銀行に對しては課税せざるには非ざるも、營業收益税に就てその半額を免除す。（貯蓄銀行法第二十二條）
所得税に就ては如此免稅規定なし。

營業純益

法人の營業純益は、各事業年度の總益金より總損金を控除して計算す。（税法第四條）

爰に所謂、事業年度、總益金、總損金、の意義は總て第一種所得税の所得金額算定の場合と全然同一也。（一一

三頁參照）。故に某會社の某事業年度の第一種所得金額は特殊の事由なき限り、當該會社の當該事業年度の營業純益と一致す。然れどもその特殊の事由に由りて一致せざる場合あり、以下之を説明すべし。（註一）

税法施行地外の所得 所得と純益とが一致せざる最も顯著なるものは税法施行地外に於ける所得とす、即ち所得税に在りては税法施行地に本店を有する法人に付ては海外支店等税法施行地外に屬する所得も一切之を合算す、然るに營業收益税に於ては税法施行地内の營業場に屬する營業純益に限り課税す。

所得税を免除して營業收益税は免除せざるもの 重要物產製造業の所得及製鐵業の所得に付ては一定年限内その申請に依つて所得税を免除することは既にその項に於て述べたるが如し、然るにこれらの純益に對しては營業收益税も亦免除す。（税法第八條、製鐵業獎勵法參照）故に免除申請のある限り、重要物產製造業若くは製鐵業の所得（純益）に對しては所得税、營業收益税共に免除することとなるも、その他に於て所得税を免除する國債利子、復興貯蓄債券利子は、營業收益税に付ては免稅規定無きを以て、營利法人がこれらの利子を收得したる場合は、營業收益税のみ課せらるることとなる。尤もこの場合これらの利子に付納付したる資本利子税あるときは、後述するが如く營業收益税額より控除すべきが故に結局は營業收益税も亦課税せざるに近き結果とはなるべし。

營業收益税を免除して所得税を免除せざるもの 左の純益に對しては營業收益税を課せず。（税法第七條）

一、政府の發行する印紙切手類の賣捌

- 一、度量衡の製作、修覆又は販賣
- 二、自己の採掘し又は採取したる礦物の販賣
- 三、新聞紙法に依る出版
- 四、漁業、演劇興行

以上は營業收益税に就ては免除規定あるも所得税に就ては之無きに依り、若し法人の純益金額中に以上のものを含む場合は、營業純益には算入せず、第一種所得金額だけに算入すべきこととなる。

税額控除 第一種所得税額より第二種所得税を控除するときは、その控除すべき第二種所得税額は、第一種所得金額計算上総損金に算入せざることは所得税の項に於て説明したる如し、該税額は營業純益計算上は總損金に算入すべきこと勿論也、之と反對に營業收益税額よりは後述する如く、地租及資本利子税を控除し、その控除税額は營業純益計算上總損金に算入せざるを以て、この地租及資本利子税額は、營業純益計算上は損金より除外し、所得計算上は算入することとなる。

(註一) 所得金額及營業純益計算例

科 目	損 益 金	所得金額計算方	營業純益計算方
税法施行地内普通收入	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
税法施行地外營業收入	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇

重要物産製造收入	一,〇〇〇		
製鐵業收入	一,〇〇〇		
國債利子	一〇〇		一〇〇
復興貯蓄債券利子	一〇〇		一〇〇
印紙切手賣捌收入	五〇〇		
度量衡營業收入	一,〇〇〇		
鑛業收入	二,〇〇〇		
新聞紙發行收入	一,〇〇〇		
漁業收入	二,〇〇〇		
演劇興行收入	一,〇〇〇		
計	二〇,七〇〇	一八,五〇〇	一一,二〇〇
税法施行地内普通經費	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇
税法施行地外同上	五〇〇	五〇〇	
重要物産、製鐵業經費	一,〇〇〇		
印紙、切手、度量衡、鑛業、新聞紙、漁業、演劇興行經費	三,〇〇〇	三,〇〇〇	
第二種所得税	一〇		一〇
資本利子税	二〇		
地租	一五	一五	
計	九,五四五	八,五三五	五,〇一〇
差引所得(純益)	一一,一五五	九,九六五	六,一九〇

第二編 營業收益税 第一章 法人營業收益税

算出税額	(假定六%五) 四	(三%六) 四
控除税額	※ 六四七、七二	二二二、八四
差引徴収税額	(第二種所得税) 一〇、〇〇	(地租、資本利子税) 三五、〇〇
	六三七、七二	一八七、八四

※ 第一種所得税算出税額は超過所得の如何に依り税率一定せざるを以て假に六%五として計算例を示す。

地租及資本利子税控除

第一種所得税額より第二種所得税額を控除するが如く、法人が各事業年度に於て納付したる地租又は資本利子税は、その申請に依り營業收益税額より控除す。(税法第十條)

これ同一収益に對し補完税の重複するを避けんとする也。之を具體的に説明すれば、或る會社が土地を所有しその貸地料を收入する場合先づその土地の地租を負擔し更に貸地料收入は總益金中に加算せられて營業純益中に含むが爲めに營業收益税も負擔することとなるを以て、該地租額は之を營業收益税額より控除せんとする也、然れどもこの控除の目的は單に収益税たる地租と營業收益税との重複を避けんとするに有るを以て、爲に正當地租額の負擔を軽減する結果を生ずる場合はその控除額は、重複すべき營業收益税額を限とす。(註二)

資本利子税の控除亦補完税の重複を避くるに在り、即ち法人が取得する公債社債利子、銀行預金利子等に對し甲種資本利子税を納付したる額を控除するものとして、この重複の關係は第一種所得税と第二種所得税との重複と全く同様也、故にその控除方法も亦之と同一にして即ち公債、社債(産業債券を含む)の利子に對する

資本利子税控除額は、所得税に於ける第二種所得税控除額と同じくその債券の所有期間の利子に對するものに限る(六四頁参照)(施行規則第三條)

仍ほ以上の税額控除は、法人が營業純益申告の際、控除の申請を爲すことを要すること亦所得税に同じ。

(註二) 控除すべき地租は、貸付けたる當該土地の純益に對し三%六を乗じたる額に止む。(施行規則第二條第一項但書)

	第一例	第二例
土地の純益	五〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇
右土地の地租	一五、〇〇	五、〇〇
右純益の三%六(營業收益税控除額)	一八、〇〇	三、六〇
控除すべき地租	一五、〇〇	三、六〇

(即ち第二例の如き場合は控除地租額はその土地の収益の三%六に止む)

申告、決定手續

法人の營業純益は、毎事業年度決算確定の日より十四日以内に(合併又は解散の最後の事業年度分に付ては合併の日より十四日以内に合併法人より、普通解散の場合に於ては清算着手の日より二十日以内に清算人より)所轄税務署に申告するを要す。(税法第十一條)

税額控除の申請は右申告と同時に提出すべきものとす。

以上申告、申請は、第一種所得に關する申告、申請と同時に、(或は之を附記して)提出するを便宜とす。(書

式は所得申告書例参照)

純益金額は、右申告を参照して税務署長に於て決定すること亦所得税に同じ。(税法第十三條)
決定したる金額は之を納税義務者に通知す、その通知を受けたる法人、決定金額に異議あるときは後述する救済を求むることを得。

納税手續

税率、法人の營業收益税は純益金額の百分の三・六とす。(税法第十條)

税金は事業年度毎に純益金額を決定し、決定の都度随時收入を以て徴收す。

法人合併したる場合に於ては、合併法人は被合併法人の純益に付納税義務あるものとす。(税法第五條)

第二章 個人營業收益税

納税義務者

個人の營業收益税は、税法施行地内に營業場を有し、左の營業を爲す者に課税す。(税法第二條)

一、物品販賣業(動植物其他普通に物品と稱せざるもの販賣を含む)

二、銀行業

三、無盡業

四、金錢貸付業

五、物品貸付業(動植物其他普通に物品と稱せざるもの貸付を含む)

六、製造業(瓦斯電氣の供給、物品の加工修理を含む)

七、運送業(運送取扱を含む)

八、倉庫業

九、請負業

十、印刷業

十一、出版業

十二、寫真業

十三、席貸業

十四、旅人宿業(下宿を含み、木賃宿を含まず)

十五、料理店業

十六、周旋業

十七、代理業

十八、仲立業

十九、問屋業

即ち法人に在りては、營業の種類如何を問はず營利法人全部に課税するも、個人に就ては右の十九種の營業者に限る。他に營業と目すべきものあるも該營業名なき場合は課税せざるものとす。(註一)
以下課税業名につき略説すべし。

物品販賣業は、物品を販賣する營業にして動植物其他普通に物品と稱せざるものの販賣を含むを以て植木、苗木販賣、牛馬販賣、小鳥販賣等皆之に含む、但し土地家屋の如き不動産は假りに之を賣買を業とするも本業と認めざるものとす。

銀行業は銀行法に依りて認可せられたる個人銀行を意味す。但し認可を受けずして銀行類似の營業を爲す場合も銀行業として課税す。

無盡業 營業として無盡を經營し、又は無盡の管理を爲す者を云ふ。之亦無盡業法に依る認可を受くべきもの也。

金錢貸付業 單純なる貸金營業及質屋業者也。

物品貸付業も亦、動植物その他普通に物品と稱せざるもの、貸付を含む。故に船舶の貸付の如きも之に含む。但し貸家貸地業は課税の範圍外とす。

製造業 瓦斯電氣の供給、物品の加工修理を含む。特に説明の要なかるべし。

運送業 自己の機關を以て運送する者、他人の機關による運送の取扱を爲す者(運送取扱人) 何れも運送業とす、備船契約に依り船舶を供給するが如きも大體本業に該當する場合多し。

倉庫業 倉庫を備へて貨物の保管を爲す者。

請負業 土木、建築、人夫供給、等何れの場合をも含む。

印刷業 印刷物の製造を請負ふ者、と云ふを得べし。

出版業 出版物の製造販賣と云ふを得べし、但し製造(即ち印刷製本)行爲を自ら爲す者とは限らず、唯、文書圖畫を發賣するを以て足る。

寫眞業 寫眞の製造を請負ふ者、と云ふを得べし。

席貸業 席料を得て客室座席を供給するもの、待合等の如し。但し劇場の賃貸の如きはその範圍外とす。

旅人宿業 下宿を含み木賃宿を含まず。

料理店業 座席を提供して料理を販賣する者、但し店頭に於て販賣する者(所謂飲食店)の如きは物品販賣業とす。

周旋業 雇傭、貸借の周旋媒介を爲す者。

代理業 一定の商人の爲にその商行爲の代理を爲す者。

仲立業 商行爲の媒介仲立を爲す者。
問屋業 他人の爲に自己の計算を以て物品の買入又は販賣を爲す者。

而して個人の營業収益税は以上の各業に限り課すべきを以て左記の如き營業は課税の範圍外とす。

湯屋、理髮店、貸座敷、醫師、辯護士、代書人、遊藝稼人、遊戯場遊覽所、等。

(註一) 税法に掲ぐる十九種の營業は、大體舊營業税法に規定したる業名をそのまゝ之に掲げたるもの也。舊營業税法に於ては法人個人共一定の業名を限りて課税したりしが、營業収益税法施行に當り、個人に對する課税は大體舊法の範圍に止めたるも、法人に在りては業名を限定せず營利法人全部に課税することとせり、之れ租税體系の上に於て、假りに法人にも業名を限定して營業収益税を課するとせば、之を課せざる營利法人には資本利子税又は之に類する補完税を課せざるべからず、されば之れ名稱の差異に止り結局營利法人全部に對し補完税を課するとせば全部之を營業収益税とするも毫も不可なく、寧ろ之を區分することに於て、却つて煩雜を加ふべきを以て即ち法人に限り課税範圍を廣く定めたる也。

營業純益

個人の營業純益は、前年中の總收入金額より必要の經費を控除したる額に依る。但し前年一月一日より引續き爲したるに非ざる營業に付てはその年の豫算に依る。(税法第六條) 即ち全く第三種所得(企業所得)の計算方と同一也。(九〇頁參照) 仍ほ資本利子税を課せらるべき資本利子税は之を營業純益に算入せず。(税法第六條第三項) 之亦第三種所得計算上第一種所得を算入せざると同様とす。

第三種所得の企業所得と、個人の營業純益と計算方の相違する點を示せば左の如し。

第三種所得税を免除して、營業収益税を免除せざるもの、第三種所得税を免除するものは所得税法第十八條に列記する所なるも之等は何れも企業に屬せざるものなるを以て、企業所得としては該當のもの無し。

營業収益税を免除して、所得税を免除せざるもの、營業収益税を課せざるもの左の如し、大體法人のそれに同じ。(税法第七條) これらは所得税に付ては免税規定なきを以て課税所得に算入すべきものとす。

- 一、政府の發行する印紙切手類の賣捌。
- 二、度量衡の製作、修覆、販賣。
- 三、自己の採掘し又は採取したる鑛物の販賣。
- 四、新聞紙法に依る出版。
- 五、税法施行地外に在る營業場に於て爲す營業。
- 六、自己の收獲したる農産物、林産物、畜産物、水産物の販賣及之を原料とする製造(但し特に營業場を設けて爲す製造販賣を除く。)

税額控除 個人に於ては第三種所得と第二種所得との重複なきが如く、營業純益と資本利子との重複も無きを以て、この點に於ては税額控除の要なし、唯、地租は重複の問題を生ず、地租を控除するときは控除地租額は營業純益計算上必要經費とせず。それだけ所得額と純益額と相違すべきこととなる。

課税最低限

個人の営業収益税は、一ヶ年の純益金額四百圓に満たざる時は課税せず。(税法第九條) 即ち純益金額四百圓が免税點也。

但しこの四百圓未満なりや否やは、同一個人各各営業場を通算し、各種の營業を併せて算定す。(海外支店分は除外すること既に述べたる如し) 甲所に於て儲け、乙所に於て損失あるが如き場合は(甲所と乙所と營業場所の異なる場合も、營業種目の異なる場合も共に含む) 甲乙通算したる差引純益金額に依る。

法人の營業収益税に就ては課税最低限なし、之れ第一種所得金額に課税最低限を設けざると同一理由に基く。又、第三種所得税の免税點が千二百圓なるに營業収益税が四百圓なることは低きに失すとの説を爲す者あり、四百圓の免税點が低きや否やに付ては世上大に論議せらるゝ所なり。然れども由來免税點の比較を第三種所得に對照するは當らず。何となれば所得税は人税にして、營業収益税は物税なるが故也、寧ろ同一税質を有する地租に比較すべきものとす。(地租は自作地の地價二百圓を免税點とす、地價二百圓は大體收益二百圓内外に當る、而して地租が純然たる資産課税なるに比し、營業収益税は資産収入と勤勞收入とを含むを以て、大體免税點は此程度を以て權衡を得たるものとなりと説明せらる。)

地租控除

既述の如く個人がその營業用の土地に付納したる地租額は、營業純益の申告と同時に控除の申請を爲すこ

とを得。(税法第十條)

この場合控除すべき地租は、前年中に納付したる額に依り、若し純益金額を本年分の豫算に依り計算する場合は控除地租額も亦本年の豫算に依る。

營業純益(及所得金額)計算上、必要經費は収入を得るに必要なものに限る、家事費及家事關聯費は必要經費に算入せざると同様、控除地租額も亦營業用の土地に關するもの限り、家事に關聯する土地に係るものは控除せざるものとす。尤も特に營業用の爲め廣大の土地を必要とするものにして小部分家事用とするもの如きは適宜見積り控除するを得。

申告、調査、決定

納税義務者は、毎年三月十五日迄に、營業の種類、營業場所在地、純益金額及純益算出の基礎を詳記して所轄稅務署に申告すべきものとす。(税法第十二條、施行規則第十四條)

地租の控除を受けんとする者は右申告と同時に土地の番號、地目、地價及地租額に關する明細書を以て控除の申請を爲すべきものとす。(施行規則第九條) 但し三月十六日以後新に納税義務あるに到りたるものはその際申告及申請を爲すことを得。(註一)

稅務署長は、その所轄内に事務所を有する同業組合其他營業者の團體に對し、その團體に屬する營業者の純益金額の見込額又はその順位を諮問することを得、この諮問を受けたる團體は稅務署長の指定する期限迄に

在るも、營業收益税の如き物税（之に對し所得税を人税とす。即ち所得税は人に對する課税なるも、營業收益税の如きは營業資本若くは營業行爲たるものに課税するが故に税質の根本に相違あり。）に在りては、他の一切の所得を顧慮せざる限り量に應ずる累進の理由なきを以て之を比例税率としたるものとす。

納期は法人の如く隨時收入に非ずして、左記期限に定期に徴收す。（第三種所得税と納期だけは異なる。）（税法第二十二條）

第一期 其の年八月一日より三十一日限 第二期 其の年十一月一日より三十日限

即ち年税額を二分し、二期に分ちて徴收す。二分額が錢位未滿の端數を生ずる時は第一期に加ふ。

（例）純益金額四〇二圓、此税額一圓二五 第一期額五圓六三 第二期額五圓六二

納税地とは營業收益税の決定を受け、税金の納付の告知を受くべき場所を云ふ。個人の營業收益税の納税地は納税義務者の住所地、住所なきときは主たる營業場の所在地とす。但し第三種の所得税を納むる者は所得税の納税地を以て營業收益税に付ても納税地とす。（税法第二十四條）

申告その他の手續も總て納税地所轄の稅務署に對して爲すべきものとす。二以上の場所に營業場を有し又は住所他以外に營業場を有する場合は、納税地稅務署所轄外に在るものについてはその地の稅務署に對し「何地に於て納税すべき」旨の納税地の申告を爲すべきものとす。

各營業場所轄の稅務署は夫々自署管内の營業の狀況等を、納税地所轄の稅務署に通報し、納税地所轄の稅務

署は、各營業場の純益（或は損失）を彼此差引通算して決定する也。

又住所即ち納税地を變更せんとするときは「納税地變更申告」を新納税地の稅務署に提出すべきものとす。

（註一）法人の税率は百分の三・六とし、個人の税率は百分の二・八とす。その間差異を認めたるは、一は法人は純然たる資本の収益と見るべきに反し、個人はその半は個人自身の勤務に出づるものを含むを以て法人の夫れを若干高めたものとす、その二の理由は、營業税を改めて營業收益税と爲したるの當時、法人と個人との營業税の負擔額と純益額との割合が大體之に近かりしにも依る。

減損更訂

法人の純益金額は毎事業年度の確定決算を基礎として算定するも、個人の純益は前年中の實績又は本年の豫算により算定すべきこと既に述べたる所の如し、如此法人は純然たる實績課税なるに反し、個人は本年分の課税標準を定むるに當り前年の實績額又は本年の豫算額を以てするものなるが故に、本年の實際の純益金額が、本年の決定課税標準額に遙に及ばざるが如き場合に於ては負擔の實際に於て苦痛とすべきものあり、即ちその二分の一以上減損したるときは翌年一月中に減損更訂の請求を爲し得ることを認む。（税法第十九條）その更訂の方法、手續等總て第三種所得金額の減損更訂と同様とす。但し第三種所得金額に在りては企業以外の所得も合算するも、營業純益に在りてはそれ自身以外に合算すべきものなし、故に營業純益のみにては二分一以上減損となるも他の所得（減損更訂に算入せざる特殊の所得は別として）を合算するときは二分一以上の減損とならず、從つて營業收益税は更訂さるゝも所得税は更訂されざるが如き結果を生ずる場合もあり得べし。

又その手續は同一なりと雖、元來所得税法と營業收益税法とは各別個の獨立したる税法なるを以て甲法に依る處分が直ちに乙法にも効果を及ぼすべきに非ず、即ち假りに營業純益額と第三種所得金額と同一（營業の外他に所得なき者の如き）の決定を受けたる場合と雖、減損更訂の請求は各別に之を爲すべく、一方の更訂に依り他方が請求を俟たずして當然更訂せらるべしと爲すべきに非ず。

更訂處分に對する不服の申立手續——訴願、訴訟、亦所得税の夫れに同じきを以て爰に再説せず。

第三章 共通事項

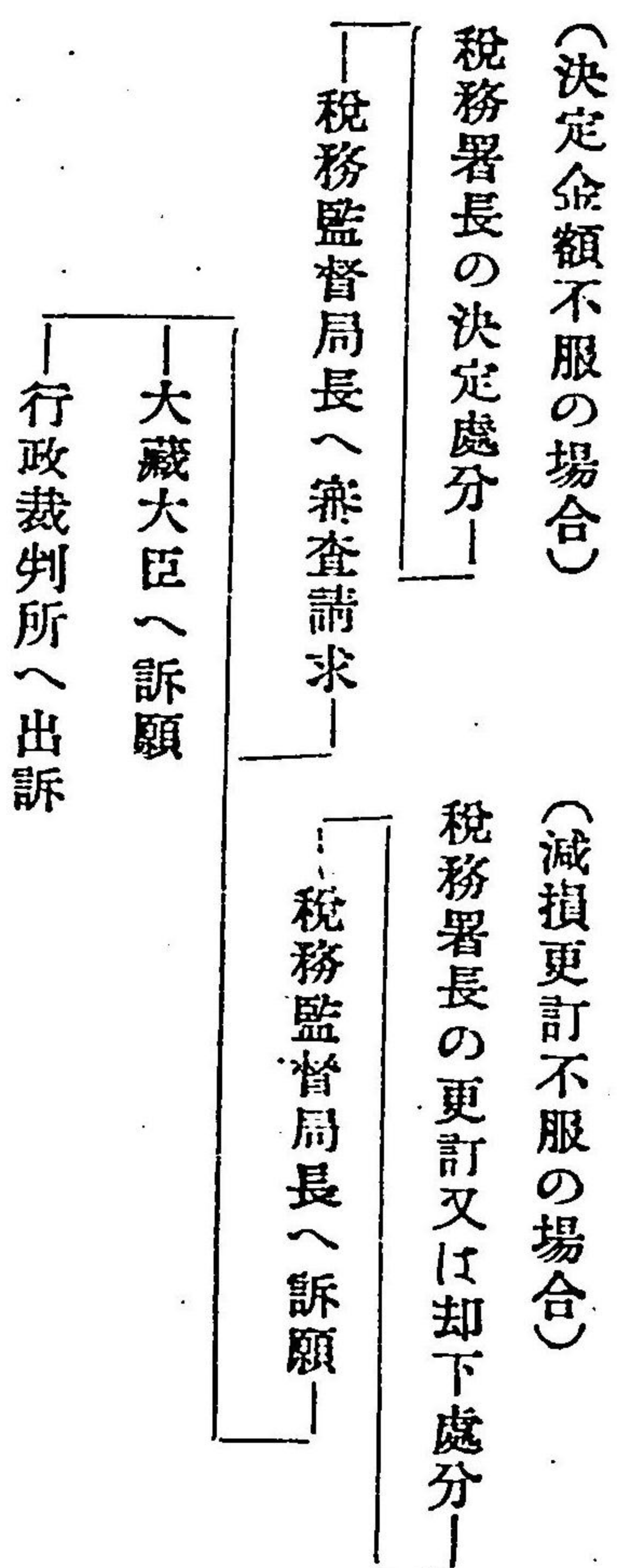
救済規定

法人、個人共、稅務署長の決定し通知したる純益金額に就き異議あるときは、稅務署長を經由して所轄稅務監督局長に審査の請求を爲すことを得。（税法第十七條）

右の請求ありたるときは、稅務監督局長は所得審査委員會の議に附して之を決定す。所得審査委員會とは所得税法に定めたる夫れ也。即ち所得税法の所得審査委員會が、所得金額に對する異議及營業純益金額に對する異議を共に（他に乙種資本利子に對する異議も）審査するものとす。

審査決定に關する手續は總て所得金額に對する場合と同じ、但し所得金額と營業純益金額とが一致する場合

（法人に在りては大抵一致すべし）も、各別に審査請求の手續を爲すべきこと、前章減損更訂に付き述べたると同様也。其の後に於ける救済手續も左の通にして所得税と異なることなきに付説明を省略すべし。



不課税營業

營業收益税を課せざる營業純益は、營業純益の項に於て略述せし處なるも、この中政府の發行する印紙切手類の販賣の如きは、之を獨立の營業と爲す場合極めて稀なるべきを以て特に爰に述べず、其他主なる營業につき説明すべし。

度量衡の製作、修覆又は販賣は個人營業に在りては製造業又は物品販賣業に該當すべく、法人に在りては業名を限定せずと雖、營利法人の事業たるに於ては素より課税せらるべきものなりとす。然るに之に對しては法人たると個人たるとを問はずその營業純益に對して營業收益税を課せざることとせり、之れ本業が政府の検査檢定を受くるものにして、度量衡が他の物品と異なる點あるに因るものなりと雖、寧ろ之れ舊營業税法の免稅

規定をそのまま繼承したるものにして沿革上の理由に基くものと云ふを得べし。

爰に度量衡と云ふは、度量衡法に依り検定を受くべき計量器をも包含するものと解せらる。

自己の探掘し又は採取したる礦物の販賣 後述する如く礦業権者の礦業には礦業税を課し、營業收益税を課せず。(礦業法第八十二條) 故にこの規定は礦業法の規定と重複するが如し、唯本項の規定に於ては探掘者採取者が礦業権者なると否とを問はず、又礦業所に於ける販賣なると否とを問はざるの趣旨なりと解すべし、然れども爰に礦物と云ふは仍ほ礦業法上の礦物を意味し、石土及砂礦を包含せざるものとす。

新聞紙法に依る出版 毎月一回以上定期に刊行する出版物は純學術的出版物を除き大體新聞紙法に依るべきものとす。右新聞紙法に依る出版物の出版業に對しては營業收益税を課せず、但新聞社が單行本を出版するが如き場合その單行本の出版に付ては課税すべきこと勿論なりとす。

演劇興行、個人の演劇興行は該當する課税業名なきを以て當然課税外なりとするも、法人に就ても亦演劇興行の純益には課税せざるものとす。右は地方税の主要なる財源たるを以て特に國税より除外したるに外ならず。

漁業 個人に在りては課税業名に該當せず、假りに該當する業名ありと解するも、次項に述ぶる個人の水産物の販賣、製造に該當して課税外たるを以て問題とならざるも法人に在りては演劇興行と共に當然課税せらるべきものなるも特に非課税とせるものとす。その理由も大體演劇興行の夫れに同じ。

個人の農業、林業、畜産業、水産業の産物の販賣又は之を原料とする製造 是舊營業税法に於ては原始産業

にして營業税の範圍外なりとする解釋の下に課税せざりしものにして、營業收益税法に於ては明文を設けて之を明にしたるに過ぎず。但し特に營業場を設けて爲す販賣又は製造業者には課税すべきものとす。

礦業権者の礦業には營業收益税を課せず。(礦業税の項参照)

保險相互會社には營業收益税を課せず。(保險業法第九十一條)

取引所に對しては營業收益税を課せず。(取引所營業税を課す。後述取引所營業税の項参照)

貯蓄銀行業を営む者には、その納付すべき營業收益税額の二分の一を免除す。(貯蓄銀行法第二十二條)之は非課税には非ず、半額免稅なるも便宜上爰に列記す。

免稅營業

前項非課税營業と云ふのは何等の制限なく全然免稅する營業を意味し、爰に免稅營業と云は一定の條件の下に一定の期間免稅するものを意味す。

非課税營業は税法その他の法令に依り全然營業收益税の範圍外に置くものなるを以て、その營業純益は、收入支出共に課税純益より除外すべく、即ち假りに非課税營業と課税營業とを兼營する者が非課税營業に於て一萬圓の損失課税營業に於て一萬圓の利益ありたる場合、仍ほ課税純益は一萬圓にして非課税純益の有無又は多寡は考慮の要なきものとす。

之に反し免稅營業者は、一定の條件(申請により)の下に姑く課税外に置くものなるを以て、申請なければ

免税期間中と雖課税範囲内に入るべきもの也。故に免税營業に損失あるが如き場合は、免税申請の要なく、申請なければ當然課税營業として純益計算に入るべきを以て結局該損失は他の課税營業の利益と通算せらるゝに到るべし。

免税營業は左の二種とす。

重要物産製造業（税法第八條）

製鐵業（製鐵業奨励法）

右二種は何れも、所得税に付ても免税するものなること、所得税の項に於て説明したる所也。而して之が免税の條件、期間、手續等總て所得税の夫れに同じきを以て特に絮説せず。法人個人共に夫々第一種又は第三種の所得税に準じて可也。

第四章 鑛業税

爰に鑛業税を營業收益税の章下に收めたりと雖、素より鑛業税は獨立の租税也、唯、その鑛業に對する課税にして云はゞ鑛業に對する特別營業收益税とも稱すべき税質なるを以て、之を同様の理由に依り次章の取引所營業税と共に本編の章下に併せ説くのみ。

鑛業税は、鑛業權者の鑛業に對して課するものにして之を鑛産税、鑛區税の二とす。（鑛業法第八十一條以下）

鑛産税

鑛産税は鑛業權者が探掘せる鑛物（金鑛、銀鑛、鉛鑛、鐵鑛には課税せず）に付、その價格百分の一の割合を以て課税するものとす。右價格は主要なる市場の平均相場を標準として商工大臣之を告示し、その告示せざるものは之を檢定して決定す。

鑛産税は毎年三月中に前年分を納付すべきものとす、但し鑛業權消滅の場合は即納とす。右は鑛山監督局より稅務署に通知し、稅務署長は其の通知に依り課税額を定め徴收の手續を爲す。

鑛區税

鑛區税は、探掘鑛區に對するものと、試掘鑛區に對するものとに分つ、税率は、

試掘、一千坪毎に 毎年三十錢

探掘 同 同 六十錢

一千坪未滿の端數は之を一千坪として賦課す。

鑛區税は毎年十二月中に翌年分を前納するものとす、爾後鑛業權の設定、變更に依り新に徴收すべき税金を生じたるときは其年分は即納とし、月割を以て徴收す。鑛業權存續期間滿了の年に係る税金も亦月割とす。

共同鑛業權者は、鑛業税につき納稅義務は連帶して負擔すべきものとす。

砂鑛區稅

砂鑛區稅と云ふは、鑛業法に依る鑛業稅には非ず、別個の稅法たる砂鑛區稅法に依り賦課するものとす。

(砂鑛區稅法)

砂鑛區稅は砂金採取を目的とする砂鑛權者に賦課す。その稅率左の如し。

河床

砂鑛區域一町毎に 三十錢

河床に非ざるもの

砂鑛區域一千坪毎に 三十錢

右砂鑛區稅の賦課徵收に關しては、鑛區稅に關する規定を準用するものとす。

第五章 取引所稅

取引所稅は、取引に對して課する取引所營業稅と、取引所に於ける差金取引に對し課する取引稅(株式組織の取引所に在りては取引員、會員組織の取引所に在りては會員之を納付するもその實際の負擔は賣買取引の委託者に歸す)との二に分つ。

その特別營業收益稅たるの性質を有するは前者にして、後者は交通稅に屬するも便宜上爰に二者を併せ説明すべし。

取引所營業稅

取引所に對しては、賣買手数料收入金額百分の十五の割合に依り取引所營業稅を課す。(取引所稅法第一條)但し會員組織の取引所に對しては課稅せざるものとす。

取引所は毎月の賣買手数料收入金額を翌月十日迄に所轄稅務署長に申告し、稅務署長はその申告に依り、(申告なきとき又は不相當と認むるときはその認定に依り課稅標準額を決定す。)その月末日迄に納稅せしむるものとす。(廢業の時は即時申告、納付すべきものとす。)

取引所は、賣買手数料及賣買取引所に關する事項を帳簿に記載すべく、稅務官吏はその帳簿書類を檢査し又は監督上必要な處分を爲すことを得るものとす。

取引稅

取引稅は賣買各約定金高に對し左の稅率に依り賦課す。(取引所稅法第五條)

第一種 地方債證券又は社債券の賣買取引

甲 七日以内の期限を以て履行期と爲すべき取引に屬するもの 萬分の〇・六

乙 其他のもの 萬分の一

第二種 有價證券の取引

甲 七日以内の期限を以て履行期と爲すべき取引に屬するもの 萬分の一・五

乙 其他のもの 萬分の二・五

國債の取引には課税せず。

取引員又は會員は、課税せらるべき取引高を記載したる申告書を毎月分を翌月十日迄に取引所を経て税務署に提出すべきものとす。

税金は毎月分を翌月末日迄に取引所を経て納付すべきものとす。

帳簿設備の義務、税務官吏の検査權等取引所に對すると同じ。

取引所は取引員又は會員の取引税の納付に付保證の責に任じ、納期内に納税せざるときは政府は取引所より徴收することを得るものとす。

取引税に付ては間接國税犯則處分法を適用す。即ちその犯則行爲あるときは税務官吏に於て臨檢、搜索、訊問、差押を爲し、その犯則の心證を得たるときは税務署長は通告處分を以て罰科金に相當する金額を納付せしむることを得る也。(通告を履行せざる時は司法裁判所に告發すべきこと勿論とす。)

第三編 收益税一班

收益税中、企業と直接の關係ある營業收益税に付ては前編に之を述べたり、本編に於てはその他の收益税に付略述すべし。蓋しその他の收益税たる地租、家屋税、資本利子税は何れも企業に對する直接の課税に非ずと雖もこれらの課税目的たる資産は企業財産中に包含せらるゝ場合極めて多く、それらの大なる部分は亦結局企業主體に依つて負擔せらるべきを以て也。

第一章 地 租

地租は、土地の收益に對して課す。その沿革は租税中最も古く、往古に在つては地租が唯一の主要財源たりし時代もありたりと雖、現代に於ては租税の中心は所得税に趨り、地租は纔に之が補充の地位に止るに到れり。

殊に現行の地租條例は遠く明治十七年の布告に係り、爾來時勢に應じ若干の修正は加へられたりと雖、その課税標準たる地價(臺帳價格)は大體制定の當時のまゝに來れるが故に(宅地に就ては明治四十三年に一度修

正す。現今に於ては著しく不均衡のものとなり爲めに負擔の公正を缺くもの久しき狀況に在り。爲に曩に大正十五年、昭和二年に涉り、土地賃貸價格調査法を定め、土地の課税標準を賃貸價格と爲し以て現在の狀態に適應するの課税を爲すべく、その調査を了へたり。近く地租法を改正して、課税標準として賃貸價格を採用するの機運到來すべし。

土地

地租の課税物件は土地なり。土地は官有地と民有地とに分つ。官有地とは國の所有に屬する土地にして素より課税外とす。民有地中更に有租地と免租地とに分つ。免租地とは公共の用に供する土地、公益上必要なる土地、(例之、道路、學校敷地、墓地、社寺佛堂敷地、等の如き)にして地租を課税せざる土地を謂ふ。(註一)故に結局地租を課せらるべき土地は民有地たる有租地に限る。有租地中更に非常の災害等に依り荒廢したる土地等を一定年間免租することあり、之を年期地と謂ふ。(註二)

有租地はその土地の利用目的に依り地目を別つ。地目とは、

田、畑、宅地、鹽田、鑛泉地(以上を第一類地と云ふ。)

池沼、山林、牧場、原野、雜種地(以上を第二類地と云ふ。)

の十種とす。(條例第三條)

同類の地目を變更する(例之畑を宅地とするが如き)を地目變換と云ひ、第一類地を第二類地に變更するを

地類變換と云ひ、更に第二類地を第一類地と爲すを開墾と云ふ。何れの場合たるとを問はず、稅務署に届出を要し、その届出に依り土地の検査を爲したる上地目相當の地價に修正するものとす。仍ほ開墾等は免租の年期あり、開墾に限らず、總て免租の年期を得むとする者は夫々申請の要ありとす。

(註一) 地租を免する土地左の如し。(條例第四條)

一、國府縣市町村其他勅令を以て指定する公共團體に於て公用又は公共の用に供する土地但有料借地は此限に在らず。
二、府縣市町村其他勅令を以て指定する公共團體が公共又は公共の用に供すべきものと定めたる其所有地但命令の定める期間(一ヶ年とす)内に公用又は公共の用に供せざるときは此限に在らず。

(以上一、二項の其他の公共團體として指定せられたるもの、府縣組合、市町村組合、町村組合、市町村内の區及部、水利組合、同聯合會、市町村又は町村學校組合、學區、北海道地方費、北海道土功組合。)

三、府縣社地、郷村社地、招魂社地但有料借地は此限に在らず。

四、墳墓地。

五、用惡水路、溜池、堤塘、井溝。

六、鐵道用地、軌道用地、運河用地。

七、保安林。

八、公衆の用に供する道路。

(註二) 年期地の主なるもの左の如し。

開墾年期、土地を開墾したるときは、二十年間は開墾前の土地の地價にて徵租す。

開墾下年期、十年より長くかゝる開墾には四十年間舊地の地價にて徵租す。

開拓下年期、官有地を開拓する場合は二十年の間開拓前の土地相當の地價にて徵租す。

新開免租年期 水面を埋立又は干拓するときは六十年間免租す。
 地價据置年期 開墾には非ざるも開墾同様の労費を加へて地目を變換するものは四十年間舊地價にて徵租することを得
 延長年期 前記續下年期、地價据置年期、新開免租年期等の年期満了するも事業成功せざる場合更に許可す。
 荒地免租年期 山崩、川缺、押堀、土砂入、川成、海成、湖水成等の如く天災地變に依つて地形を變じたる場合原地に
 復するまで免租す。
 同繼年期 荒地免租年期満了のとき未だ復舊せざる場合更に年期を延長す。

地價

土地は一筆毎に地番を附し、地價を定む。即ち地租の課税物件は土地——その中の有租地にして、その課税標準を地價とする也。

地價とは地租の課税標準額として土地臺帳に登録せられたる所謂臺帳價格にして單なる土地の時價を意味するものに非ず、而して地價は前に述べたる如く遠く明治二十年以前に當時の土地の情況地味に應じて評定したるものに係り（宅地に限り明治四十三年に到り一度修正す）。現在の土地の情況に對比すれば昂低變遷の跡極り無し、而も地價を一般的に修正するは實に容易の業に非ず、又地租條例に於ても一般に修正するは法律を以て之を定むる旨を規定しあるを以て、一度定められたる臺帳價格は遂に今日まで其儘となり來れる也。

近き將來に於てはこの地價に代ふるに賃貸價格（大體土地の収益を表すもの）を以て課税標準となすべき機運に向ひつゝあること既述の如し。

地價を一般的に修正する場合は法律を以て之を定むべきこと右に述ぶるが如しと雖、一般的に非ずして個々の土地に付き、地目を變換し、開墾し、その他地目地類の變更ありたる場合、反別の異動ありたる場合は新地目又は新反別相當の地價に更正せざるべからず、この場合は近傍の類地に比準して適當の地價を定むるものとす。地租を課せざる土地が地租を課する土地となりたる場合亦同じ。

税率、納税義務者、納期

地租の税率左の如し。（條例第一條）

- 田、畑 地價百分の四・五
- 宅地 同 百分の二・五
- 其他の土地 同 百分の五・五

（但し北海道に在りては下の税率を適用す。田、畑 百分の三・一 其他の土地 百分の四）

地租は年の豊凶に依り増減せざるを原則とす。（條例第二條）その天災地變等に依り地形を變じ荒地となりたる場合は相當の期間免租すること既述の如く、又その年限り風水害干害等の爲め收穫皆無に歸したる場合は出願して免租を受くることを得。

地租の納税義務者は原則として所有者也。然れども質權の目的たる土地に付ては質權者、百年より長き存続期間の定ある地上權の目的たる土地に付ては地上權者を納税義務者とす。

地租は年額を左の納期に分ちて徴収す。

田租

第一期	其年十二月十六日より翌年一月十五日限	地租額四分の一
第二期	翌年二月一日より二月末日限	同 四分の一
第三期	翌年三月一日より三月三十一日限	同 四分の一
第四期	翌年五月一日より五月三十一日限	同 四分の一

宅地租

第一期	其年七月一日より七月三十一日限	地租額二分の一
第二期	翌年一月一日より一月三十一日限	同 二分の一

畑租

第一期	其年九月一日より九月三十日限	地租額二分の一
第二期	其年十一月一日より十一月三十日限	同 二分の一

雑地租(田、畑、宅地以外の土地)

第一期 第二期共 總て畑租に同じ。

(鹿兒島縣の一部、沖繩縣、北海道に於ては特別の納期に依る。)

地租は、納期開始の日に於ける納税義務者に對して賦課す。例之、田租第一期分は、十二月十六日現在に於ける田地の所有者(又は質權者、地上權者)が納税すべき也。

又地租の納額は算出額一錢未満の端數は之を切捨て、全額一錢未満のものは一錢とす。各納期の納額に付亦同じ。例之、

山林	地價 二十錢
	此五・五% 地租算出額一錢一厘
	地租賦課額一錢
此分納額	
第一期分算出額	五厘
同 賦課額	一錢

(第二期分に付ても同様一錢を賦課す)

納税手續

稅務署には、土地臺帳を備へ、土地一番毎に地番、地目、反別(宅地は坪數)、地價、納稅義務者等租に關する事項を登録す。

市町村役場に於ては、地租名寄帳を備へ、大體土地臺帳と同様の事項を登録す。但し土地臺帳は地番順なるも地租名寄帳は納稅義務者毎にその市町村内に於ける所有土地全部を名寄登載しあり。

地租は各納税義務者の一市町村毎の所有土地の地價の合計に依り算出するものなるを以て結局地租名寄帳の合計額に依り地租を算出することとなる。

市町村長は地租の納期毎に税務署長の徴税命令に基き各人毎に算出したる額に依り地租を徴收し、之を政府に送納するものとす。

土地所有者が、自己の住所たる市町村又はその隣接の市町村に於ける所有出畑の地價の合計額が二百圓に満たざるときはその申請に依り地租を免除せらる。但しその所有者が法人なるとき又は小作に附したるものなるときは此限に在らず、要之小地主たる自作農を保護するの趣旨に基き、企業とは多く關係なし。

第二章 資本利子税

不動産に對する地租、家屋税、營業資本に對する營業收益税と對立し、その他の動的資本に對する補完税を資本利子税とす。

地租は我國租税中最古の歴史を有し、營業收益税亦その前身營業税として明治三十年以來の沿革を有す。家屋税はその補完税たるの地位を明にせられたるは大正十五年の税制整理以來に屬すと雖、その税目は仍ほ以前より存したるものなり。單り資本利子税は名實共に大正十五年税制整理の際に於ける新設税にして而も我國租

税體系は之に依りて漸くその理想に略近きものとなりたるものとす。

資本利子税は、税法施行地に於て支拂を受くる資本利子即ち公債、社債、銀行預金等の利子に對して賦課す（税法第一條） 資本利子税法の施行地も亦營業收益税法と同じく日本内地にして、朝鮮、臺灣、樺太等を除外す。

資本利子は甲種と乙種とに分つ。

甲種資本利子税

甲種資本利子とは公債、社債、産業債券、銀行預金、の利子及貸付信託の利益を謂ふ。（税法第二條）即ち所得税法に於ける第二種甲の所得と全然同一なりとす。但し公債中日本國債に對しては所得税は課せざるも、資本利子税に付ては之を課せざる旨の規定なきを以て當然課税せらるべきものとす。産業債券とは産業組合中央金庫の發行する債券にして所得税法上は社債に關する規定を適用するを以て特に掲げざるも、資本利子税法の適用上は如此明文なきを以て列記したるものとす。

所得税法其の他の法律に依り第二種所得税を課せられざる者（例之、公共團體、公益法人等の如き）の受くる甲種資本利子に對しては資本利子税も亦課せず。

貯蓄債券及び復興貯蓄債券の利子に對しては何人の受くるを問はず課税せず。

税率は百分の二とし、利子支拂の際支拂者に於て税金を天引し、毎月分を翌月十日迄に政府に送納す。即ち

第二種所得税と同じく源泉課税の方法を採る也。

乙種資本利子税

乙種資本利子とは、第三種所得税者の所得中の營業に非ざる貸金又は預金の利子を謂ふ。(税法第二條) 所得納税者の所得たることを要件とするを以て第三種所得税者に非ざる者が如何に多額の貸金等を有するも課税すべきに非ず、之に反し所得納税者の所得なる以上假りに五圓十圓の小額と雖課税せらるべきものとす。營業に非ざる貸金預金なるを以て、貸金營業者の收得する利子は本税法に該當せず、又第三種所得に屬する預金なるを以て、銀行預金の如き第二種に屬するものを包含せざること勿論なりとす。

乙種資本利子額は前年中の収入金額に依る、その相續したるものに就ては被相續人の収入金額は相續人の収入金額と看做す。この計算方も亦全然第三種所得の夫れと同じ。蓋し第三種所得金額中の一部を資本利子とする以上、その計算方が所得金額と同様なること亦當然なるべし。

乙種資本利子金額は、所得調査委員會の調査により税務署長之を決定す。その申告の期限、調査決定の時期方法、決定の通知、異議の申立等總て第三種所得税の夫れに同じきを以て絮説せず。唯、同時に同一手續を以て爲すものなりとするも別個の税法に依る別個の課税標準なるを以て、申告、異議申立等も各別に行はるべきこと恰も所得税と營業收益税とに於けるが如し。

税率は乙種も亦百分の二とす。税金は左の二期に徴收す。

第一期 其の年八月一日より三十一日限

第二期 其の年十一月一日より三十日限

第四編 交通税一班

第一章 登録税

登録税は、財産権の得喪變更、職業上の資格等を官簿に登記又は登録するに際し賦課せらるゝものにして、或は一種の登録（又は登記）手数料に類似す。唯その手数料と異なる點はその課率が納税者の擔税力によりて定められ登録、登記の手續の如何には拘らざるに在り、要するに登録税は、登記又は登録に依り確保せらるゝ權利——利益を税源とする交通税の一なりとす。

施行地域

登録税法も亦他の租税法規と同じくその施行地域は、日本内地とす。

然れども、朝鮮、臺灣、樺太にも全然施行せられざるに非ず。即ち臺灣及樺太には夫々登録税法の一部を施行せられ、又朝鮮には登録税法そのものは施行せざるも別に朝鮮登録税令を以て大體内地の登録税と同様の課税を爲す。（註一）

(註一) 日本内地以外に於ける登録税実施の概要
樺太

(大正十年四月勅令第七十一號)

登録税法は第三條(船舶の登記)、第四條(船籍の登録)、第六條の二第一項第三號(船舶管理人の選任又は代理権の消滅の登記)、第八條(醫師、藥劑師、獸醫、蹄鐵工の登録)、第九條(海員の登録)、第十條(著作権の登録)、第十一條(特許権の登録)、第十二條(意匠の登録)、第十二條の二(實用新案の登録)、第十三條(商標の登録)、第十六條(法人合併に依る船舶の権利取得の登記)を除く外之を樺太に施行す。

臺灣

(明治三十二年勅令第三百二十二號及大正十二年勅令第五百二十一號)

登録税法中、第四條(船籍の登録)、第八條(醫師、藥劑師、獸醫、蹄鐵工の登録)、第九條(海員の登録)、第十四條(礦業権の登録)を除く外、臺灣に之を施行す。但し左記の特例あり。

(一)登録税法第二條の規定に依り相續に因る所有権の取得の登記を受くるときは、土地の價格の千分の十五の登録税を納むるものとす。(其他略)

朝鮮

朝鮮登録税令(明治四十五年制令第十六號)の概要

不動産の登記

- 一、相續に因る所有権の取得 不動産價格千分の七
- 二、贈與、遺贈其他無償名義に因る所有権の取得 同 千分の三十八 (但書省略)
- 三、前各號以外の原因に因る所有権の取得 同 千分の三十三
- 四、所有権の保存 同 千分の五

(五、以下省略)

船舶の登記

船籍の登録

海員の登録

工場財團登記簿、礦業財團登記簿の登記、鐵道抵當原簿、軌道抵當原簿の登録(以上大體内地の稅率に同じ)

商事會社、營利法人の登記

一、合名會社、合資會社設立

財産を目的とする出資の價格 千分の三

三、株式會社、株式合資會社設立

拂込株金額又は拂込株金額及財産を目的とする株金以外の出資の價格 千分の三

六、合併又は組織變更に因る會社の設立 同 千分の〇・五

(以上各號稅額十三圓未滿なるときは十三圓とす)

(其他省略)

商號、支配人等の登記

一、商號の設定又は取得 每一件 七圓

二、支配人の選任又は代理権の消滅 同 四圓

(其他略)

法人合併に依る不動産、船舶の権利の取得登記

不動産價格 千分の三

第四編 交通稅一班 第一章 登録稅

船舶價格 千分の二

鐵業原簿の登錄

(内地探掘權の稅率に大體同じ)

稅率 登錄稅々率中、主なるものを説明すべし。

不動産の登記。(稅法第二條)

一、相續に因る所有權の取得 不動産價格 千分の五

(相續に因る所有權の取得は、他の所有權取得に比し、低率とせり、之れ相續財産に付ては一方に於て相續稅を課するを以て之を斟酌したるものとす。)

二、遺言、贈與其の他無償名義に因る所有權の取得 不動産價格 千分の四五

但し神社、寺院、祠宇、佛堂又は民法第三十四條に依り設立したる法人が無償名義又は寄附行爲に因り所有權を取得したるときは 同 千分の二五

(無償名義に因る取得は、有償取得に比し擔稅力ありと認め之を高率としたるものとす。但し、公益法人が之を取得したる場合は特に低率とす、之れ公益上獎勵すべきに依るもの也。)

三、前各號以外の原因に因る所有權の取得 不動産價格 千分の三三

(最も普通なる所有權移轉にして、就中最も多き場合は買買なるべし。)

仍ほ以上の各號に於て共有持分に係るものはその持分の價格に依る。

四、所有權の保存 不動産價格 千分の五

(未登記の土地、建物、立木等の所有權を新に登記する場合なり。)

五、共有物の分割 分割に因りて受くる不動産價格 千分の五

六、地上權、永小作權又は賃借權の取得

存續期間十年以下のもの 不動産價格 千分の一

同 二十年以下のもの 同 千分の二

同 三十年以下のもの 同 千分の四

同 五十年以下のもの 同 千分の七

同 七十年以下のもの 同 千分の十

同 百年以下のもの 同 千分の十五

同 百年を超ゆるもの 同 千分の二十

存續期間の定めなきもの 同 千分の一

存續期間の定めなきものにして、民法第二百六十八條若くは第二百七十八條の規定の適用あるものは借地法第二條第一項の規定の適用あるもの 同千分の四

相續に因る取得にして存續期間三十年を超ゆるもの 同千分の五

同千分の五

権利移轉に因る取得の場合には既に経過したる期間を存続期間より控除し、其の残期間を以て存続期間と看做す。

(参照)

民法第二百六十八條

設定行為ヲ以テ地上權ノ存続期間ヲ定メサリシ場合ニ於テ別段ノ慣習ナキトキハ地上權者ハ何時ニテモ其權利ヲ拋棄スルコトヲ得但地代ヲ拂フヘキトキハ一年前ニ豫告ヲ爲シ又ハ未タ期限ノ至ラサル一年分ノ地代ヲ拂フコトヲ要ス
地上權者カ前項ノ規定ニ依リテ其權利ヲ拋棄セサルトキハ裁判所ハ當事者ノ請求ニ因リ二十年以上五十年以下ノ範圍ニ於テ工作物又ハ竹木ノ種類及ヒ狀況其他地上權設定ノ當時ノ事情ヲ斟酌シテ其存続期間ヲ定ム

同第二百七十八條

永小作權ノ存続期間ハ二十年以上五十年以下トス若シ五十年ヨリ長キ期間ヲ以テ永小作權ヲ設定シタルトキハ其期間ハ之ヲ五十年ニ短縮ス

永小作權ノ設定ハ之ヲ更新スルコトヲ得但其期間ハ更新ノ時ヨリ五十年ヲ超ユルコトヲ得ス

借地法第二條第一項

設定行為ヲ以テ永小作權ノ存続期間ヲ定メサリシトキハ其期間ハ別段ノ慣習アル場合ヲ除ク外之ヲ三十年トス
借地權ノ存続期間ハ石造、土造、煉瓦造又ハ之ニ類スル堅固ノ建物ノ所有ヲ目的トスルモノニ付テハ六十年、其ノ他ノ建物ノ所有ヲ目的トスルモノニ付テハ三十年トス但シ建物カ此ノ期間滿了前朽廢シタルトキハ借地權ハ之ニ因リテ消滅ス

(以上要之、民法第二百六十八條の規定の適用あるものとは設定行為を以て地上權の存続期間を定めざりし場合、同第二百七十八條の規定の適用あるものとは設定行為を以て永小作權の存続期間を定めざりし場合、借地法第二條第一項の規定の適用あるものとは借地法施行地域内に於て建物の所有を目的とする地上權及賃借權にして設定行為を以て存続期間

を定めざる場合を云ふものとす。

七、地役權の取得

要役地價格 千分の一

八、華族世襲財産の設定

不動産價格 千分の二十五

九、先取特權の保存又は取得

債權金額又は不動産工事費用豫算金額 千分の五・五

十、質權、抵當權の取得

債權金額 千分の五・五

十一、信託の登記

所有權に付ては 不動産價格 千分の四
所有權以外の權利に付ては 同 千分の二

十二、競賣、強制管理の申立

債權金額 千分の五・五

十三、假差押、假處分

債權金額 千分の四

十四、抵當ある債權の差押

債權金額 千分の五・五

(爰に所謂抵當とは單り抵當權のみならず、質權をも含むものと解せらる。)

十五、相續財産の分離

所有權に付ては 不動産價格 千分の五・五
所有權以外の權利に付ては 不動産價格 千分の一

十六、滯納處分以外の原因に因る權利の處分の制限にして特に掲げざるもの 債權金額 千分の四

(人事訴訟手続法第五十條の規定に依る處分禁止の登記、其他共有物不分割の特約の登記等、他の各號に特定せざる一切の處分の制限の登記は本號に依るものとす。
滞納處分に就ては、国税に付ては政府自己の爲にする登記として當然非課税となる。地方税に付ても免税すべきものと解せらる。)

十七、抹消したる登記の回復 不動産每一箇 金四十錢

十八、假登記 同 金四十錢

十九、附記登記 同 金三十錢

但し一件に付税額金二圓を超ゆるときは二圓とす。

二十、登記の更正、變更又は抹消 不動産每一箇 金二十錢

但し一件に付税額金二圓を超ゆるときは二圓とす。

船舶の登記 (税法第三條)

一、相續に因る所有權の取得 船舶價格 千分の三

二、遺言、贈與其他無償名義に因る所有權の取得 同 千分の三十五

三、前各號以外の原因に因る所有權の取得 同 千分の二十三

四、委付 同 千分の三

五、所有權の保存 同 千分の三

六、賃借權の取得 同 千分の一

七、抵當權の取得 債權金額 千分の五・五

八、信託の登記 所有權に付ては 船舶價額 千分の三

所有權以外の權利に付ては 同 千分の一

九、競賣の申立 債權金額 千分の五・五

十、假差押、假處分 同 千分の四

十一、抵當ある債權の差押 同 千分の五・五

十二、滞納處分以外の原因に因る權利の處分の制限にして特に掲げざるもの 債權金額 千分の四

十三、登記證書を提出せずして受けたる特別登記簿の登記を登記簿に移す場合に於ける登記

船舶每一箇 金一圓

十四、抹消したる登記の回復 船舶每一箇 金四十錢

十五、假登記 同 金四十錢

十六、附記登記 同 金二十錢

十七、登記の更正、變更又は抹消 同 金二十錢

(以上、第一號乃至第三號の場合に於て共有持分の取得に係るものはその持分の價格に依る、その他大體不動産登記に關

する場合と同様に解すべし。その税率の不動産登記に比し若干低率なるは主として海運業奨励の趣旨に基く。

信託に因る不動産又は船舶の移轉登記 (税法第三條の二)

信託財産たる不動産又は船舶を委託者より受託者に移す場合に於ける所有権取得の登記

- 一、委託者が元本の歸屬権利者にして委託者以外の者又は委託者と委託者以外の者とはが収益の受益者なる信託

不動産 不動産價格 千分の四

船舶 船舶價格 千分の三

- 二、委託者が収益の受益者にして委託者以外の者又は委託者と委託者以外の者とはが元本の受益者又は歸屬権利者なる信託にして信託財産の處分を目的とするもの

不動産 不動産價格 千分の四十五

但し神社、寺院、祠宇、佛堂又は民法第三十四條に依り設立したる法人が元本の受益者又は歸屬権利者なるときは 千分の二十五

船舶 船舶價格 千分の三十五

- 三、委託者以外の者又は委託者と委託者以外の者とはが元本の受益者又は歸屬権利者にして委託者以外の者又は委託者と委託者以外の者とはが収益の受益者なる信託

不動産 不動産價格 千分の四十五

但し神社、寺院、祠宇、佛堂又は民法第三十四條に依り設立したる法人が元本の受益者又は歸屬権利者なるときは 千分の二十五

船舶 船舶價格 千分の三十五

(信託は最近發達したる制度にして、之を單純なる所有權の得喪變更と同一に律し難きものあるを以て、之を別に規定したるものとす。而して本項第一號の場合に於ては受益者は單に收益のみを受くるに止り元本の受益なきを以て恰も地上權又は賃借權の取得に類似するを以て之を低率と爲したるものとす。故に信託の登記事項の變更に依り第一號の信託が第二號又は第三號の信託に該當するに到りたる場合は、その變更の登記を以て受託者の所有權取得の登記と看做して新に課税す。前項各號に該當せざる信託に因り不動産又は船舶を委託者より受託者に移す場合に於ける所有權取得の登記に付ては登録税を課せざるものとす。

前項各號に該當せざる信託とは委託者が収益の受益者にして委託者以外の者又は委託者と委託者以外の者とはが元本の受益者又は歸屬権利者なる信託にして信託財産の管理を目的とするもの、及委託者が信託利益の全部を受くべき信託を云ふ。

委託者が収益の受益者にして委託者以外の者又は委託者と委託者以外の者とはが元本の受益者又は歸屬権利者なる信託にして信託財産たる不動産又は船舶の管理を目的とするものに付、其の元本を受託者より受益者又は歸屬権利者に移す場合に於ける所有權取得の登記

不動産 不動産價格 千分の四十五

工場財團、鑛業財團、漁業財團の登記 (税法第三條の六)

以上の各財團登記簿に登記を受くる場合

- 一、抵當權の取得 債權金額 千分の一
- 二、信託の登記 同 千分の一
- 三、競賣、強制管理の申立 同 千分の一
- 四、假差押、假處分 同 千分の一
- 五、抵當ある債權の差押 同 千分の一
- 六、滞納處分以外の原因に因る權利の處分の制限にして特に掲げざるもの 同 千分の一
- 七、抹消したる登記の回復 每一件 金二圓
- 八、假登記 同 金二圓
- 九、附記登記 同 金二圓
- 十、登記の更正、變更又は抹消 同 金二圓
- 船籍の登録 (税法第四條)
- 一、新規登録 毎十噸 金五十錢

二、轉籍 同 金十錢

三、除籍 同 金五錢

四、登録の變更 船舶毎一箇 金十錢

噸數は總噸數に依る。但し十噸未満の端數は十噸として計算す。石數を以て積量を表示する船舶に在りては積石數百石を十噸として計算す。

(日本船舶は其の所有權其他の權利に關して船籍港を管轄する區裁判所に登記を爲し、其の登記を爲したる後更に船籍港を管轄する管海官廳の船舶原簿に登録を爲すことを要す。(船舶法第五條) 本項はその船籍の登記に關する登録税なりとす。)

商事會社(及營利法人)の登録 (税法第六條)

商事會社其他營利を目的とする法人の登記

- 一、合名會社、合資會社設立 財産を目的とする出資の價格 千分の五
(但し稅金額二十圓未満なるときは二十圓とす。)
- 二、合名會社、合資會社出資増加 財産を目的とする出資の價格 千分の五
- 三、株式會社設立 拂込株金額 千分の五
(但し稅金額二十圓未満なるときは二十圓とす。)

- 四、株式會社資本増加 増資拂込株金額 千分の五
- 五、株式會社第二回以後の株金拂込 毎回拂込株金額 千分の五
- 六、株式合資會社設立 拂込株金額及財産を目的とする株金以外の出資の價格 千分の五
(但し稅金額二十圓未満なるときは二十圓とす。)
- 七、株式合資會社資本増加 増資拂込株金額及財産を目的とする株金以外の出資の價格 千分の五
- 八、株式合資會社第二回以後の株金拂込 毎回拂込金額 千分の五
- 九、合併又は組織變更に因る會社の設立 拂込株金額及財産を目的とする株金以外の出資の價格 千分の一
但し合併に因り消滅したる會社又は組織變更を爲したる會社の合併當時又は組織變更當時の拂込株金額及財産を目的とする株金以外の出資の價格を超過する金額に付ては 千分の五
(本項の稅金額二十圓未満なるときは二十圓とす。)
- 十、合併に因る會社の資本増加 増資拂込株金額及財産の目的とする株金以外の出資の價格 千分の一
- 十一、社債又は第二回以後の社債拂込
商法第二百四條の拂込ありたる日(賣出の方法に依り發行したる場合に於ては賣出満了の日)より最終の償還期限に至る期間一年以下のもの 毎回拂込金額 千分の一
同三年以下のもの 同 千分の二

同三年を超ゆるもの 同 千分の三

但し産業債券、農工債券、北海道拓殖債券、興業債券、勸業債券、東洋拓殖債券に付ては 千分の二

- 十二、支店設置 每一箇所 金二十圓
- 十三、本店又は支店の移轉 每一件 金十圓
- 十四、支配人の選任又は代理權の消滅 每一件 金十圓
- 十五、登記事項の變更消滅又は廢止 每一件 金十圓
但し商法施行法に依り新に登記すべき事項の登記は登記事項の變更と看做す。
- 十六、登記の更正又は抹消 每一件 金十圓
- 十六の二、合名會社、合資會社設立の取消 每一件 金七圓
- 十七、解散 同 金七圓
- 十八、清算人の選任、解任又は變更 同 金二圓
- 十九、清算の結了 同 金二圓

支店所在地に於て以上各號の登記を受くるときは每一件金二圓とす。朝鮮、臺灣、關東州、樺太等は南洋群島に於ける法人又は外國會社が登記を受くるとき亦同じ。

商業登記 (稅法第六條の二)

- 一、商號の新設又は取得 每一件 金十圓
- 二、支配人の選任又は代理權の消滅 同 金十圓
- 三、船舶管理人の選任又は代理權の消滅 同 金十圓
- 四、商法第五條、第七條に依る登記 同 金五圓
- 五、民法第七百九十四條、第七百九十五條、第七百九十七條に依る登記 同 金五圓
- 六、登記事項の變更、消滅又は廢止 同 金二圓
- 七、登記の更正又は抹消 同 金二圓

支店所在地に於て以上各號の登記を受くるときは每一件金一圓とす。

(参照)

商法第五條

未成年者又ハ妻カ商業ヲ營ムトキハ登記ヲ爲スコトヲ要ス

同 第七條

法定代理人カ親族會ノ同意ヲ得テ無能力者ノ爲メニ商業ヲ營ムトキハ登記ヲ爲スコトヲ要ス(第二項 略)

民法第七百九十四條

夫婦カ法定財産制ニ異ナリタル契約ヲ爲シタルトキハ婚姻ノ届出マテニ其登記ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ夫婦ノ承繼人及ヒ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

同 第七百九十五條

外國人カ夫ノ本國ノ法定財産制ニ異ナリタル契約ヲ爲シタル場合ニ於テ婚姻ノ後日本ノ國籍ヲ取得シ又ハ日本ニ住所ヲ定メタルトキハ一年内ニ其契約ヲ登記スルニ非サレハ日本ニ於テハ之ヲ以テ夫婦ノ承繼人及ヒ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

同 第七百九十七條

前條ノ規定(夫婦ノ一方カ他ノ一方ノ財産ヲ管理スルニ當リ其管理ノ失當ナル場合)又ハ契約ノ結果ニ依リ管理者ヲ變更シ又ハ共有財産ノ分割ヲ爲シタルトキハ其登記ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ夫婦ノ承繼人及ヒ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

著作權の登録(税法第十條)

一、著作權の移轉

相續

每一件 金一圓

相續以外の原因に因る移轉

每一件 金五圓

二、著作權を目的とする質權の設定 債權金額 千分の五・五

三、前號の權利の移轉

相續

每一件 金五十錢

相續以外の原因に因る移轉

同 金一圓

四、無名又は變名著作物の著作權の實名登録 同 金二圓

四の二 信託の登録

同 金一圓

五、登録の更正、變更又は抹消

每一件 金二十錢

特許權、意匠權、實用新案權、商標權の登録 (税法第十一條、第十二條、第十二條之二、第十三條)

一、以上四種の権利の移轉

相續

每一件 金一圓

相續以外の原因に因る移轉

每一件 特許權、商標權
意匠權、實用新案權

金十圓
金二圓
金五圓

二、實施權の設定又は保存

每一件 特許權
意匠權、實用新案權

金五圓
金一圓
金二圓

三、前二號の權利を目的とする質權の設定

債權金額 千分の五・五

四、前二號の權利の移轉

相續

每一件 金五十錢

相續以外の原因に因る移轉

每一件 特許權
意匠、實用新案權

金二圓
金一圓
金二圓

五、信託の登録

每一件 特許、商標權
意匠、實用新案權

金二圓
金一圓

六、滯納處分以外の原因に因る第一號乃至第三號の權利の處分の制限

債權金額 千分の四

七、代理人の選任又は代理權の登録

每一件 金五十錢

八、抹消したる登録の回復

每一件 金五十錢

九、假登録

每一件 金五十錢

十、登録の更正、變更又は抹消

每一件 特許、商標權 金五十錢
意匠、實用新案權 金二十錢

礦業權の登録 (税法第十四條)

一、試掘權の設定

每一件 金百圓

二、試掘權の變更

増區又は増減區

每一件 金四十五圓

減區

每一件 金十圓

三、試掘權の移轉

相續

每一件 金十圓

相續以外の原因に因る移轉

每一件 金四十五圓

四、探掘權の設定

新規登録

每一件 金二百圓

礦區合併

每一件 金五十圓

礦區分割

設定礦區每一箇 金五十圓

五、探掘權の變更

礦區訂正

每一件 金五十圓

第四編 交通税一班 第一章 登録税

企業と租税

増區又は増減區

每一件 金百圓

減區

每一件 金二十圓

六、採掘權の移轉

相續

每一件 金二十圓

相續以外の原因に因る移轉

每一件 金百圓

七、抵當權の設定

新規登録

債權金額 千分の五・五

鑛業法第三十五條第二項に基き爲したる承諾及協定に因る設定

每一件 金五圓

八、順位の變更に因る抵當權の變更

每一件 金十圓

九、抵當權の移轉

相續

每一件 金五圓

相續以外の原因に因る移轉

每一件 金十圓

十、信託の登録

每一件 金十圓

十一、共同鑛業權者の脱退

每一件 金五圓

十二、滯納處分以外の原因に因る鑛業權又は抵當權の處分の制限

債權金額 千分の四

十三、廢業に因る鑛業權の消滅

每一件 金五圓

十四、抹消したる登録の回復

每一件 金四十錢

十五、假登録

每一件 金四十錢

十六、登録の更正、變更又は抹消

每一件 金二十錢

砂鑛業の登録（税法第十五條）

一、砂鑛權の設定

新規登録

採取區域 河床は每二里迄 其他は每十萬坪迄 金十五圓

砂鑛區合併

每一件 金三圓

砂鑛區分割

設定砂鑛區每一箇 金三圓

二、砂鑛權の變更

増區

採取區域 河床は每二里迄 其他は每十萬坪迄 金十五圓

減區

每一件 金一圓

但し増區と同時に爲す減區に付ては此の限に在らず。

三、砂鑛權の移轉

相續

每一件 金五圓

企業と租税

相續以外の原因に因る移轉

每一件 金十五圓

四、抵當權の設定

新規登録

債權金額 千分の五・五

砂鑛區の合併又は分割の出願に付砂鑛法に基き爲したる承諾又は協定に因る設定

每一件 金五圓

五、順位の變更に因る抵當權の變更

每一件 金十圓

六、抵當權の移轉

相續

每一件 金五圓

相續以外の原因に因る移轉

每一件 金十圓

七、信託の登録

每一件 金五圓

八、滯納處分以外の原因に因る砂鑛權又は抵當權の處分の制限

債權金額 千分の四

九、廢業に因る砂鑛權の消滅

每一件 金一圓

十、抹消したる登録の回復

每一件 金四十錢

十一、假登録

每一件 金四十錢

十二、登録の更正、變更又は抹消

每一件 金二十錢

漁業權、入漁權の登録（税法第十五條の二）

一、漁業權の移轉

相續

每一件 金一圓

相續以外の原因に因る移轉

每一件 金五圓

二、漁業權の持分の移轉

相續

每一件 金四十錢

相續以外の原因に因る移轉

每一件 金一圓

三、入漁權の設定

每一件 金三圓

四、入漁權の保存

每一件 金五十錢

五、入漁權の移轉

相續

每一件 金五十錢

相續以外の原因に因る移轉

每一件 金二圓

六、入漁權の持分の移轉

相續

每一件 金二十錢

第四編 交通税一班 第一章 登録税